

『平成21年度 第1回 横浜市社会福祉審議会』議事録

開催日時	平成22年2月8日（月） 午後6時から午後8時まで
開催場所	ホテル横浜ガーデン 3階「ミモザ」
出席者 （五十音順）	今井委員、熊澤委員、小池委員、後藤委員、齋藤委員、新保委員、田中委員、中西委員、中野委員、橋本委員、日浦委員、平井委員、藤塚委員、堀越委員、松井委員、丸山委員、室津委員
欠席者	相原委員、串田委員、黒沢委員、竹田委員、白野委員、長谷川委員
会議形態	公開（傍聴者なし）
議題	<p>議 題</p> <p>1 委員長の選出・委員長職務代理者の指名</p> <p>2 委員の所属専門分科会の指名・専門分科会長の選出・専門分科会長職務代理者の指名</p> <p>3 幹事の任命</p> <p>報 告</p> <p>1 福祉人材の確保等に関する取組状況</p> <p>2 平成22年度健康福祉局予算（案）について</p> <p>3 将来にわたるあんしん施策について</p> <p>4 第2期 区地域福祉保健計画の策定状況について</p>

・議事要旨

1 開会	
開会、委員紹介、主要職員紹介、局長あいさつ、資料1・資料2の説明	
議題1 委員長の選出・委員長職務代理者の指名	
企画課長	<p>本日は委員一斉改選後の最初の審議会ですので、まずは、委員長・委員長職務代理者の選出をいたします。これから審議会の委員長の選出をいたしますが、委員長が決まるまでの間は、僭越ですが、私が引き続き司会進行を務めさせていただきます。</p> <p>議事に先立ちまして、定足数の報告をさせていただきます。御出席の委員は、総数23人のうち17人です。したがって、横浜市社会福祉審議会条例第4条第3項に規定されている委員の過半数を満たしていることを御報告いたします。</p> <p>それでは、議題1の委員長の選出ですが、社会福祉法第10条の規定では、委員長は委員の互選によることとなっております。皆様いかがでしょうか。</p>
日浦委員	<p>前期に引き続き、齋藤委員にお願いしたいと思いますが、いかがですか。</p> <p>～一同了承～</p>
企画課長	<p>それでは、齋藤委員、よろしくお願いします。</p>
齋藤委員長	<p>委員長ということで御推薦いただきまして、大変大役ですが、前期に引き続き、皆様の御協力を得て進めていきたいと思っております。事務局から説明がございましたように、この審議会そのものは社会福祉に関して、調査や審議し、そして答申や報告、あるいは提言等をしていくわけですが、ここに書いてありますように、三十数年前から様々なことをやってきています。皆様、それぞれ別のところで思いもあろうかと思っておりますが、この審議会は、大変重要な役割を担っていますし、先ほど立花局長からお話のありました大きな課題といたしますか宿題を、ある意味では我々も背負っていかねばいけないのかなという感じがしております。いずれにしても、これからも皆様に御協力いただいて、横浜の福祉の増進に努めたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
齋藤委員長	<p>それでは、早速議事に入りたいと思っております。</p> <p>初めに、委員長の職務代理者の指名ですが、本審議会条例の第3条によれば、私、委員長が指名することとされておりますので、そこで前期に引き続き橋本委員を委員長職務代理者</p>

	に指名させていただきたいと思いますが、橋本委員いかがですか。 ～橋本委員、了承～
議題2 委員の所属専門分科会の指名・専門分科会長の選出・専門分科会長職務代理者の指名	
齋藤委員長	<p>次に、議題2の委員の皆様のご所属分科会の指名ですが、本審議会には、先ほど事務局から説明がございましたように、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び高齢者福祉専門分科会の3つの分科会と身体障害者福祉専門分科会の審査部会が設置されております。委員の皆様には、それぞれ1つ以上の分科会に所属していただいております。社会福祉法施行令第2条第3条及び横浜市社会福祉審議会条例第6条によれば、委員長が指名することとされておりますので、私から指名させていただきます。これまでの経過を踏まえて、新人の委員の方々につきましては、前任の委員の所属していた専門分科会といたしましたので、どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、事務局から名簿を配っていただきたいと思います。</p> <p>なお、今お配りしました名簿の裏のページに記載されておりますが、臨時委員の委員の皆様は、従来から身体障害者福祉専門分科会、身体障害者障害程度審査部会に所属し、日常的に身体障害者の障害程度審査などをお願いしております。本審議会からは、白野委員にお入りいただいております。引き続き、御協力をいただきたいと思います。では、委員の皆様、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、次に専門分科会の会長の選出ですが、これも審議会条例第6条第2項によれば、専門分科会長は専門分科会に所属する委員の互選による旨、定められております。本来ですと、分科会ごとに集まって決めていただくわけですが、時間の都合がございますので、大変恐縮ですが、できればこの場でお決めいただければと思っております。</p> <p>初めに、民生委員審査専門分科会に所属する委員の方々に、専門分科会長の選出をお願いしたいと思いますが、いかがですか。</p>
中西委員	丸山委員にお願いしたいと思いますが、いかがですか。
齋藤委員長	<p>中西委員から御推薦いただきましたので、丸山委員にお願いしたいと思いますが、いかがですか。</p> <p>～丸山委員、一同了承～</p>
齋藤委員長	続きまして、身体障害者福祉専門分科会に所属する委員の方々に、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。
小池委員	前期に引き続き、また横浜市身体障害者団体連合会理事長である平井委員にお願いしたいと思います。
齋藤委員長	<p>小池委員から御推薦いただきましたので、平井委員にお願いしたいと思います。いかがですか。</p> <p>～平井委員、一同了承～</p>
齋藤委員長	次に、高齢者福祉専門分科会に所属する委員の方々にお願いしたいと思います。いかがですか。
堀越委員	前期に引き続き、新保委員にお願いしたいと思います。いかがですか。
齋藤委員長	<p>堀越委員から御推薦いただきましたので、新保委員にお願いしたいと思います。いかがですか。</p> <p>～新保委員、一同了承～</p>
齋藤委員長	次に、専門分科会の職務代理者の指名ですが、本審議会条例第6条第4項によれば、専門分科会長が指名することとされております。

丸山委員	民生委員審査専門分科会は、丸山専門分科会長からお願いします。
齋藤委員長	市会健康福祉・病院経営委員会副委員長である田中委員を指名します。
平井委員	田中委員、よろしくをお願いします。
齋藤委員長	続きまして、身体障害者審査専門分科会は、平井専門分科会長からお願いします。
齋藤委員長	前期に引き続き、日浦委員を指名します。
新保委員	日浦委員、よろしくをお願いします。
齋藤委員長	続きまして、高齢者福祉専門分科会は、新保専門分科会長からお願いします。
齋藤委員長	前期に引き続き、松井委員にお願いいたします。
齋藤委員長	松井委員、よろしくをお願いします。
齋藤委員長	それでは、3専門分科会の会長・会長職務代理者は、よろしくをお願いします。
議題3 幹事の任命	
齋藤委員長	次に、議題3の幹事の任命ですが、幹事は本審議会の運営要綱第7条によって、委員長の命を受け審議会の事務を処理し、市の職員のうちから委員長が任命することとなっております。そこで、健康福祉局長以下10人の方にお問い合わせしたいと思います。事務局から名簿を配付させていただきたいと思っております。 お手元にお配りしました10人の方に、幹事をお願いしたいと思います。幹事の皆様、どうぞよろしくをお願いします。 以上で、新委員による体制が決まりました。先ほど事務局からございましたように3年間の任期です。どうぞよろしくをお願いします。
室津委員	前日も申し上げましたが、身体障害者審査専門分科会という名称になっています。今、日本の法律では、身体障害者だけではなくて知的障害や精神障害もあわせて3障害ということをやっていると思うのですが、もちろん検討する内容は身体障害だけではなくて知的障害や精神障害も含めてだと思うのですが、でもやはり名前が身体障害者になっています。これは、国の制度や法律が変わらないと変わらないのでしょうか。
企画課長	今の御意見、もっともなところもあると思いますが、ただ、もう一方で、障害者の施策については障害者施策推進協議会というところで議論しております。こちらにつきましては、先ほども申し上げましたように、国の法令等で必置義務になっておりますので、今後、国とも調整・検討した上で、3障害に対象を広げているような分科会を設けられるかどうかについては、改めて報告をさせていただきます。
齋藤委員長	室津委員、いかがでしょうか。いずれにしても、各都道府県、政令市で福祉関係の事務レベルの様々な会合があると思います。是非、そのような機会でも、提議していただければと思います。よろしいですか。
室津委員	はい、よろしくをお願いします。
報告1 福祉人材の確保等に関する取組状況	
齋藤委員長	報告1について、事務局から説明をお願いします。
	～企画部長より説明～

齋藤委員長	何か御意見、御質問がございましたら、よろしく申し上げます。 人材確保の報告書を本審議会で検討していただいて、市も国も一生懸命やっただき、前進したということで、本当にありがとうございます。
報告2 平成22年度健康福祉局予算（案）について	
齋藤委員長	報告2について、事務局から説明をお願いします。 ～企画部長より説明～
齋藤委員長	御意見等ございましたら、よろしく申し上げます。
橋本委員	2点質問させていただきたいと思います。 資料5は、市長さんの似顔絵がついた表紙で、なかなかよいと思い拝見しました。ただし、中を見ますと、予算案を編成するときの方針として現場主義、生活主義、元気主義と、歯切れがよくてとてもいいと思いますが、現場主義のイメージがなかなかつかめないのです。読んでまいりますと、ポイント2のところの「地域での安心した生活の実現」、あるいは4ページの左から2つ目のところですが、「政策分野での4つの重点的取組」の方向性2のところ、「現場目線でぬくもりのある行政サービスの充実」ですが、その辺りでしか現場主義というのは読み取れません。なかなかわかりにくいので、もう少し具体的に、現場主義とおっしゃるならば、これが現場主義だということをもっとアピールしていただいた方がよいと思うことが1点です。 それから、もう一つお尋ねしたいのは、様々な新機軸がたくさんあり、子育てについて積極策がたくさんありまして、それはいいと思うのですが、高齢者に関しましては1,000ベッド特別養護老人ホームを増やすとあり、これは大変なことですが、どんなにベッド数を増やしても、なかなか足りません。自宅で、地域で暮らし続けるための政策というのは、あまり見えません。介護支援ボランティアポイント事業というのは、4,900万円が載っておりますけれども、さてどういものだろうという感じがしますし、小規模多機能型居宅介護も載っておりますけれども、もう少し積極策の議論はなかったのだろうかという質問です。
企画部長	前段の現場主義の話ですが、今、橋本委員に御指摘いただいたように、2ページで言いますと、下の段落、ポイント2のところ、市長自身、市役所を飛び出し、現場を歩き回った中で、最も切実で多くの方が期待しているということで、プロジェクトもそうですが、健康福祉局で言うと、例えば地域ケアプラザとか衛生研究所、それから日浦委員の施設も含めて、かなり頻繁に現場を回り、その中で直接市民の声、利用者の声、職員の声を聞いて、その施策化に努めています。見ていただいた施設を中心に、予算を形にしており、また市長だけではなくて、プロジェクトも設置し、局の方針としても、なるべく現場の声、利用者の声に耳を傾けて、それを基に施策事業化を進めているところだと思っております。 高齢者福祉については、高齢健康福祉部長より説明させていただきます。
高齢健康福祉部長	高齢者福祉部門で、どのような政策議論がされたのかという御質問ですが、限られた予算の中で、高齢者の在宅生活をいかに充実させていくか、または支えていくかといったような視点から予算の編成を行っております。高齢者施策につきましては、以前、この審議会でも御議論いただきましたけれども、非常に急速に施設を整備してきたことから人材の不足ということが大きな課題となっております。この点につきましては、先ほどの報告にもございましたが、人材の確保についてかなり力を入れてきたところですし、また資料の34ページ、35ページを御覧いただきますと、「働きながら資格をとる」といったような新たな施策を打ち出して、人材確保、現場での人を確保していくといった点に力を入れているところです。 また、一方では、現在新聞などでも話題になっていますが、例えば高齢者が一人で暮らしで、例えば買い物ができないという、実際の生活の場で困っている点が支援できないかといったようなことから、高齢者の買い物サポート事業や、また日常の見守りのような仕組み等の、多重な仕組みを考えております。そういった点に力を置きまして、事業施策を考えております。

松井委員	<p>福祉の現場ですけれども、やはり皆生活に結構困ってしまっていて、それは頻繁に言われていることですが、給料が安いということです。それから、仕事がハードだということで、非常にうまくいっているというほどでもありませんが、市の予算の中から配慮をいただいております。そのような意味では現場の話を聞いていただけているのかなと思います。</p> <p>それから、結構厳しいところには、事務にだけでもということで、地域ケアプラザでは、事務員を1人雇うとか、そのような様々なきめ細かな配慮はされているのではないかと思います。満足はしていませんが、やっていただいていることは大変素晴らしいのではないかと思います。</p>
堀越委員	<p>認知症のことについては、毎月のように様々な会合をしていただいて、ありがとうございます。神奈川県から委託を受けまして、認知症コールセンターが、この1月から始まりました。まだ横浜市では認知症コールセンターが始まっていないので、相談者の半数は、横浜市民の方でした。地域包括支援センターがまた増えることになっておりますけれども、地域包括支援センターの所在地を知らないとか、その中で実際にどんな相談をしているかがわからないという方がほとんどで、その所在地や内容をお教えするという相談がとても多くございました。</p> <p>そのような点で、やはり建物を建てて、指定管理にするのみということではなくて、アフターフォローもお願いできると、住みやすいまちができるのではないかと思います。よろしくをお願いします。</p>
高齢健康福祉部長	<p>地域包括支援センターにつきましては、現在120か所ほど市内では置いてございます。こちらには専門職を配置いたしまして、認知症の方の相談等にも乗っているところですが、我々の支援が十分ではないというところが見えるのかもしれないと思います。こちらにつきましては、引き続き支援に努めていきたいと思っております。</p> <p>また、資料には掲載されていないのですが、コールセンターにつきましては、私どもでも新年度から実施したいということで準備を進めさせていただいているところです。</p>
日浦委員	<p>私は横浜療育医療センターという重症心身障害児施設にかかわっておりますけれども、設立してから23年になります。初めて市長がいらしてくださいました。重症心身障害児施設は、もう一つ病院にできましたから、今2つありますけれども、そこに横浜市民がいるということをしっかり考えていただきたいということを申し上げたのです。</p> <p>同じ市民がそのような生活をしています。重症と言われる人たちが在宅で800人、横浜市にいます。そのような人たちの存在そのものを、まだまだ皆様御存じありません。存在を知られないで生きていらっしゃる方たちのことを申し上げましたら、そのことをしっかりと受け止めてくださいました。施設をどうしてほしいというのではなくて、そこにいる人たちのことに目を向けてくださって、調査費ですけれども、300万円をつけてくださったということは、とても感謝しております。</p> <p>それから、在宅で医療的ケアが必要な人がたくさんいます。そのような方たち、特に若い家族が、母親になって、さらにスーパーナースの役もやらなければいけないというときに、医療的ケアが看護師のみという形では、とても若い家族は救えないだろうということで、レスパイトということをや、やはり考えていただきたいと思います。それは子育て支援の中に入れてほしいと、私はずっと言ってきましたけれども、何かその辺のつながりも少し見えてきたような気がして、さらに進めていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。</p>
齋藤委員長	<p>今4人の方から御意見をいただきましたが、大変広範にわたっています。橋本委員から現場の目線ということで、日浦委員からも報告がございましたが、いずれにしても福祉の問題について、かなり広範にわたるので、それぞれに力点を置いていただければと思っております。</p>
報告3 将来にわたるあんしん施策について	
齋藤委員長	<p>報告3について、事務局から説明をお願いします。 ～障害企画課長より説明～</p>

齋藤委員長	何か御意見、御質問がございましたら、よろしくお願ひします。
室津委員	<p>あんしん施策の検討については、非常に一生懸命やっていたと思います。しかし、それと、この予算案とが、ただだけでは一致していないと感じています。あんしん施策は、今までの横浜市在宅心身障害者手当を財源にしながら、新たなあんしん施策を作るということで、私たちも含めて、よりよい制度ができるなら手当をなくしてでも新しい施策を作ってほしいという思いで、手当の廃止を私たちとしても支持してきたと思います。しかし、今回の予算案を見ますと、例えば今まで予算化されていなかったの障害者日常生活用具の基準額や、品目の見直しであったり、肺炎球菌ワクチンの接種であったり、本来、障害者予算として当然やるべきことまで含めて、手当の財源を基にした、あんしん施策にしていることについては、そもそも話が違うのではないかとこの疑念があります。</p> <p>それと、もう一つ、この19億円のうちの、かなりの割合を占めている「その他の事業」の中に、松風学園再整備というのが入っています。言うまでもなく松風学園の再整備というのは、急に今年とか来年になってわかったことではなくて、ずっと課題になっていたはずであるのに、再整備のために、手当の財源を使うというのは、本来の趣旨とは大分違うのではないかと思います。松風学園は入所施設ですから、松風学園を必要だけれども使えなかった人も含めて、その人たちが受け取っていた手当を、松風学園の再整備のために使うということになれば、今までの説明とは随分違う内容ではないかと思います。あんしん施策の中では、松風学園と名前は書いていませんが、入所施設が地域生活の支援もする必要があるとしています。それは必要なことで、そのためにやるべきことはもちろんあると思いますが、入所施設の再整備の費用になっていることについては、非常に大きな問題ではないかと思います。</p> <p>ともかくこの予算案では、その辺まで、とても読み込めないのですが、松風学園の再整備の問題について、あんしん施策とのかかわりと、この後どうするのが分かりません。本当に松風学園を再整備することで、在宅の障害者の支援につながっていくのか、その辺のことも含めて聞かせていただきたいと思います。</p>
障害福祉部長	<p>まず、先ほどの肺炎球菌ワクチンや、それから障害者日常生活用具というのがございました。そのこの部分につきましては、内部障害の方が、第1級の方ですけれども、肺炎にかかると、その部分が死に至ってしまうとか重篤になるとか、そのようなようなお話が皆様の声の中にありましたので、安心するためには必要だということです。それから、あと障害者日常生活用具のところでも、やはり安心に結びつけるためには、必要だという御意見をいただきました。身体障害者が横浜市在宅心身障害者手当を受けている割合が大きいものですから、そのような方の要望も、それが本当に将来にわたる安心、現在の安心にもつながっているというものにつきましては施策化をさせていただいたというものです。</p> <p>松風学園の再整備の部分につきましても、今、室津委員からございましたように、お手元に障害者プランの第2期の冊子がございます。その14ページに書いてあるわけですけれども、「その他 地域生活のためのきめ細かな対応」の中で、今までは室津委員が言いましたように、入所施設の入所の人だけに対応していたということがあるわけですから、入所されない方の部分につきましては、様々なサービスを受けることはできませんでした。ただし、現在、入所施設は必ずしも入所者だけに対応するわけではなく、特に松風学園は触法の方や、重度障害者など、様々な方の入所に対応しております。そのようなことが民間の施設でも対応していただいています。最後の部分につきましては松風学園で、公的な部分として対応していくということが、在宅を暮らすためには、大変重要なことであるという話がございます。それは入所の部分だけではなくて、例えば先ほどからございましたように、在宅で暮らすために、常に入所するわけではなくて、ショートステイの形で短い期間から中長期的期間の入所に対応するなど、そのようなことが地域での生活することに継続的につながるだろうという話がございます。</p> <p>従来の入所施設ではなくて、ショートステイなどの、在宅の部分につながるものを再整備していきたいと思っております。その部分については検討して、ここにもありますように「入所施設の今後の役割について検討し、支援体制、職員の支援技術の充実を図ってほしい」ということを、図るべきではないかと、そのようなことにつながっていくようなものとして考えているところです。</p>

	<p>ただ、先ほどからお示しいただきましたように、文字だけを見ますと、その辺の内容の部分がよく伝わらないのではないかと思います。健康福祉局の様々な予算をこれからの市会で御審議をいただくわけですけれども、皆様がわかりやすいような資料を作り、様々な機会を使いながら、また、障害者団体等にも第2期障害者プランの説明等で6、9回ぐらい行っておりますけれども、そのような部分も使いながら、さらにきめ細かい説明をさせていただければと思っております。</p>
室津委員	<p>肺炎のことはわかりました。ただ、障害者日常生活用具は、今までも存在していたものだと思いますが。</p>
障害福祉部長	<p>すみません。この部分につきましては、すべて新規と拡充ですので、拡充の部分だけで対応しているものです。その内容の部分につきましても、細かい部分はお話しさせていただければわかるのではないかと考えております。</p>
室津委員	<p>松風学園の検討会の報告というのを受け取っていますけれども、松風学園を出た後、行く場所がないことが課題であると書かれています。地域でグループホームなり何なりが不十分なので、松風学園から出ていけない人たちが多いというのが課題だと言われています。要するに、施設を整備していくことが一番の課題なのではなくて、施設から出ていく行き先をきちんと作らなければいけないということが一番大きな結論ではないでしょうか。その意味で考えると、非常に不十分な内容ではないかと考えています。</p>
障害福祉部長	<p>これから、もう少しきちんとお話し合いをしなければならぬと思っておりますけれども、毎年、横浜市ではグループホームを40か所ずつ作っております。今年度も、22年度につきましても40か所作って、ですからグループホーム、それ自体は広げていくということは、これからもやってまいりますけれども、ただ、グループホームの中で様々な問題を抱えている方がいらっしゃいます。その方に対応するためには、様々な知識がなければいけないと思っております。例えば小規模なグループホームでは、職員が研修に行きたいと思っても、行くことができないことがあります。今後このような例では、入所の人が出ていって、そのグループホームのところに職員になってもらって、そこで一緒になって具体的な、先ほどの現場目線ではありませんが、現場で本当に困っている部分について対応するようなことも考えています。</p> <p>入所施設だけではなくて、地域の中のグループホームとか、地域作業所だとか、そのようなところの力を出してもらわなければいけないと考えているところですので、また後ほど御説明したいと思います。よろしくお願ひします。</p>
齋藤委員長	<p>いずれにしても、今後も続きますので、また話し合っていたいただきたいと思います。</p>
松井委員	<p>今の件ですけれども、22年の4月に廃止する横浜市在宅心身障害者手当というのは、21年まで幾らだったのでしょうか。22年度、あんしん施策に19億1,000万円となっていますが、21年度が1億9,400万円でしたので、これが19億円に増えるとあります。</p>
障害福祉部長	<p>すみません。これは予算の立て方が違っておりますので、21年度、今年度ですが、横浜市在宅心身障害者手当の部分につきましては18億3,000万円です。22年度は、ここにありますように「将来にわたるあんしん施策」は19億円であり、多機能型施設であるとか、様々なものをこれから実施するわけですけれども、まだまだ初年度ですので、これから予算だとか、23年度以降のことも考えていかなければなりません、初年度で19億円にさせていただいたということです。</p>
松井委員	<p>そうすると、前よりも8,000万円増えているわけです。明らかに8,000万円増えていて、それから、松風学園の話ですけれども、21年度は34億1,100万円、22年度は9億7,600万円と、施設については減っているのです。ですから、松風学園をさらによくするならば、むしろ援助が減るわけなので、先ほどのような問題になるのは、ちょっとおかしいのではないで</p>

<p>障害福祉部長</p>	<p>しょうか。金額的に減っています。</p> <p>37ページの障害者施設の整備ですけれど、これは松風学園だけでなく全体がこのような予算になっております。24億円減っているわけですが、これは用地取得の部分がありまして、22年度は用地取得がなくなったことによって減っているものです。整備を減らしたというわけではなくて、必要なお金の部分については付けています。</p>
<p>松井委員</p>	<p>私が言っているのは、松風学園にお金を多くかけているというけれども、実際には、そんなにかかってないのではないかという話を言っているわけです。</p>
<p>障害福祉部長</p>	<p>すみません、御指摘のとおりです。失礼いたしました。</p>
<p>松井委員</p>	<p>室津委員の意見と予算は合っているのではないかと、私は思います。</p>
<p>中西委員</p>	<p>別に行政を援護するわけではないのですが、実は私も松風学園の再整備の検討委員会の委員になりまして、随分時間をかけてやってきました。その中で私が強く求めたのは、今プールと体育館がありますけれども、再整備後もそのようなものを設置したいという意見もある中で、断固それはやめた方がよいということです。それは地域の資源を活用するという今日のあり方に沿っていると思ったからなのです。</p> <p>実は、私のところも知的障害者の入所施設ということでスタートして、今の自立支援法の中では生活支援施設という形になってはいますが、青葉メゾンには横浜市で入所を必要とする人たちのために、横浜型の入所支援ということでやってきたと思います。具体的に、てらん広場以降が横浜は一つの歴史的な結節点と言っているのでしょうか、曲がり角と言いますか、飛躍する時期を経ながら来たと思います。</p> <p>先ほど、障害福祉部長からも話があったように、地域生活を推進しよう、入所施設といえども多機能をということで、青葉メゾンには市内で唯一のショートステイセンターがあります。てらん広場以降の新しくできてきた入所施設には、すべてそのような機能を持たせています。また、てらん広場も青葉メゾンもそうですが、横浜型の入所施設の場合は、職住分離もかなり進めてきました。施設の中でずっと生活をするのではなくて、地域の中に出て活動しようということで、皆様御存じのように、場合によってはパン屋をやってみるなど、様々な活動を展開しています。</p> <p>そのような形で入所施設の横浜型というのが、この間、青葉メゾンもできて12年たちますけれども、かなり花を開いてきているのではないかと考えています。つまり、入所施設は、地域で生活することの原動力・基幹的な部分を支えていると考えています。</p> <p>そのような中で、松風学園は、専門用語で言うと劣等处遇という言葉がありますが、それに近い施設であると思います。障害のある人は、普通の市民よりも低い暮らしでいいというような、本当に悲惨な、とんでもない施設だと私は思っています。早急に改革すべきです。そのような意味では非常に歴史を持っていて、施設の中で暮らしている人たちが背中からシャツを出していても何も思わない、施設の中で昼間からごろごろしている、これが横浜市民の367万のうちの数人です。こんなことがあっていいのかと私はずっと思ってきました。</p> <p>よく言われますけれども、福祉は、今できることを積極的にやる、理念はきちっとかざすことが重要であると思います。その中で松風学園に今回着手していくということは、とてもよいことであると思っていますし、そのために私たちの協議会も協働しながら、行政と一緒に推進していくということが極めて現実的なのではないかと考えています。</p> <p>そのため、ひるまず、理念をかざしながら、知的障害者だけに限らず、障害のある人の横浜型の福祉というものを、横浜市として推進をしてほしいというのが私の願いでありますし、私たちも一緒に推進したいと考えております。</p>
<p>齋藤委員長</p>	<p>ありがとうございました。現実に取り組んでいる方々の御意見です。そうした御意見を参考にさせていただければと思います。他にございますか。</p>

橋本委員	<p>少し違う角度からですけれども、将来にわたるあんしん施策というのは、とてもよくできていると思います。ただ、ここに書かれております後見的支援というのは、障害者だけでなく、例えば高齢者の場合は地域包括支援センターで行うことになっておりますけれども、法律は違いますが、一つの家庭の中に後見的な支援が必要な高齢者、認知症の方がいて、また知的障害や精神障害がある方がいらっしゃる。そのような状況でありまして、相談機関が幾つかできるということよりも、横浜市独特の歴史のある地域ケアプラザのようなところで包括的に相談に乗って支援をしていくということは、今年度の問題ではございませんけど、ここは大きな議論をしている場ですから、将来的には私は、対象別ではなくて家庭単位の相談体制を考えてはいかがかと思います。</p>
障害企画課長	<p>御示唆に富む御意見だと思います。ただ、先ほども説明で申し上げたのですが、障害者には後見的の仕組みがどうしても必要だという御意見からスタートしております。これがうまく横浜のまちで、まとまりのある仕組みになっていけば、私も橋本委員の御意見に同じでありまして、ほかの分野でも地域での生活に大変困っておられる方々はいらっしゃると思います。高齢者はもとよりですが、そうしたところへ広げていくのが一つの道筋かなと思います。まずは障害者施策として、きちっと後見的支援の仕組みをやりたいと思っております。</p> <p>成年後見制度から見ますと、いわゆる身上監護というのが位置づけられているにもかかわらず、障害者の成年後見では、ここが難しいということもございました。そのような御意見が障害者、あるいはその御家族の方からあったというのが、スタートになっております。この後見的の支援の仕組みを本当に熱望されていたということですので、是非御理解いただきたいと存じます。</p>
橋本委員	<p>将来的なことを申し上げました。</p>
齋藤委員長	<p>そうですね。橋本委員がおっしゃったように、障害者は今、縦軸で施策が展開されていますが、今までやっていなかった横軸の施策展開に、これから取り組むわけです。いずれにしても、家族というか地域でもそうですけれども、面的に考えれば、もっとマトリックスに当然考えていかなければいけません。ここの図にあるような話は、将来、当然出てくると、皆様承知のことと思いますが、今後ともよろしくお願いします。</p>
報告4 第2期区地域福祉保健計画の策定状況について	
齋藤委員長	<p>報告4について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>～地域福祉保健部長より説明～</p>
齋藤委員長	<p>今、部長の説明のように、地区まで落とし込んでやっているのは横浜市だけだということです。実際は地域とは、連合町内会単位でも250～260、それ以上あるようです。それでも、かなり広い地域であり、人口が370万近い横浜市では、1連合地区で、1地域ケアプラザ単位でも、1万数千人になってしまいます。私ども横浜市社会福祉協議会でも、地区の社会福祉協議会だけで250ぐらいありますが、横浜市社会福祉協議会も行政計画に合わせようと、初年度をこの4月からスタートします。</p> <p>それでは、次のその他について事務局からお願いします。</p>
その他	
企画課長	<p>本審議会委員の皆様にも、お願いしたいことがございます。健康福祉局長から説明させていただきます。</p>
健康福祉局長	<p>熱心な御議論ありがとうございました。冒頭にも申し上げましたけれども、予算編成は非常に大変でした。そのような状況の中で、とにかく税金が増えません。十数年前までは、毎年、横浜市は税金が300億円ぐらいずつ対前年比で増えていた時期がありまして、ある年は1,000億円、対前年より増えたという、そんな時期もあったのです。そのような時期が大体20年ぐらい続いたのです。ですから、職員の頭の中もそのような構造になってしまっていると</p>

	<p>思うのですが、ここ数年は増えないどころか減っています。</p> <p>しかし、少子高齢化ということで高齢者数はどんどん増えていき、やらなければいけないことはたくさんあります。生活保護はどんどん増えていきますし、従来と同じようなやり方でどんどん増やしたら、市の財政がパンクしてしまうのは目に見えています。しかし、やらなければいけないことについては、どのようにやっていけばよいかということ、やはり真剣に考えなければいけないと思っております。</p> <p>今後、横浜市としても新しい中期的計画を立てることになっております。その中で福祉行政をどのように位置づけるのかを、少し考えていかなければいけないと思っておりますので、是非皆様のお知恵をお借りしたいと考えております。具体的に議論をどのように進めるかは、齋藤委員長といろいろ相談をさせていただきたいと思いますが、皆様からの御意見もいただきながら、当局としても中期的計画の案を考えたいと思っております。</p> <p>なかなかこの中で議論するのは難しいかもしれませんが、齋藤委員長と相談させていただきたいと思っておりますので、少し内部でも議論させていただいて、近いうちにその辺の議論の方向性がまとまれば、お願いをしたいと思っております。いわば、今日は予告編ということで、大変恐縮ですけれども、市として今そのようなことを考えているということで御理解いただければと思います。</p>
齋藤委員長	<p>立花局長から話があったように、中期的計画をこれから策定する中で、かなり大きな課題と思っております。いずれにしても、社会福祉法の7条によれば、ある意味では、具体化になってくれば諮問というふうに受け取るようになるかもしれませんが、今の説明のとおり、事務局とよく相談しながら、具体的なテーマとか検討の方法を考えていきたいと思っております。大変恐縮ですが、検討テーマ、専門分科会を設置する場合の委員選定等、委員長の私に御一任いただければと思っております。状況については、その都度、皆様にお知らせしていきたいと思っております。とにかく本審議会で一体となって取り組めればと思っております。いかがですか、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">～一同了承～</p>
齋藤委員長	<p>それでは、そのとおりとさせていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、議事の進行を終わらせていただきますが、事務局から何かございますか。</p>
企画課長	<p>本日の議事で決まりました委員長等の役員名簿は、これから、配付をさせていただきます。</p> <p>本日、大変多くの資料を皆様にお配りしております。郵送を御希望される委員の方は、資料をテーブルの上に置いていただければ、後日事務局から郵送させていただきます。他には特にございませぬ。どうもありがとうございました。</p>
齋藤委員長	<p>それでは、これもちまして、横浜市社会福祉審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p>

平成21年度 第1回 横浜市社会福祉審議会

日時：平成22年2月8日（月）午後6時から午後8時まで

場所：ホテル横浜ガーデン 3階「ミモザ」

次 第

1 委員紹介

2 横浜市社会福祉審議会の概要

3 議 題

- (1) 委員長の選出・委員長職務代理者の指名
- (2) 委員の所属専門分科会の指名・専門分科会長の選出・
専門分科会長職務代理者の指名
- (3) 幹事の任命

4 報 告

- (1) 福祉人材の確保等に関する取組状況
- (2) 平成22年度健康福祉局予算（案）について
- (3) 将来にわたるあんしん施策について
- (4) 第2期 区地域福祉保健計画の策定状況について

5 その他

<配付資料一覧>

- 横浜市社会福祉審議会委員名簿
- 関係法令等 **資料1**
 - ・ 社会福祉法(抄)
 - ・ 社会福祉法施行令(抄)
 - ・ 横浜市社会福祉審議会条例
 - ・ 横浜市社会福祉審議会運営要綱
 - ・ 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(抄)
- 横浜市社会福祉審議会について **資料2**
- 福祉人材の確保等に関する取組状況 **資料3**
- 福祉人材の確保等に関する検討専門分科会報告書 **資料4**
- 平成22年度予算案について **資料5**
- 障害者施策「将来にわたるあんしん施策」について **資料6**
- 第2期 区地域福祉保健計画の策定状況について **資料7**
- 第2期 横浜市地域福祉保健計画
- 横浜市障害者プラン（第2期）
- 第4期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 あらまし

社会福祉法（抄）

昭和 26 年 3 月 29 日

法律 第 4 5 号

第 2 章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第 7 条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（組織）

第 8 条 地方社会福祉審議会は、委員 35 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員）

第 9 条 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第 10 条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第 11 条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第 12 条 第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、第 8 条第 1 項中「35 人以内」とあるのは「50 人以内」と、前条第 1 項中「置く」とあるのは「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第 13 条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

社会福祉法施行令（抄）

昭和33年6月27日
政令第185号

（民生委員審査専門分科会）

第2条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法*第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は、3人を超えてはならない。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。
（審査部会）

第3条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

*法＝社会福祉法（昭和26年法律第45号）

横浜市社会福祉審議会条例

制 定 平成 12 年 2 月 25 日 条例第 3 号

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき本市に設置する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、3 年を超えない範囲で、その審議事項の調査審議が終了するときまでとする。

(委員長の職務代理)

第 3 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(高齢者福祉専門分科会)

第 5 条 法第 11 条第 2 項の規定により、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

(専門分科会)

第 6 条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会長は、当該専門分科会において選任する。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

5 第4条第1項及び第3項から第5項までの規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則 (平成12年条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令(平成11年政令第393号)第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令の規定により指名され、又は互選されている委員長の職務を行う委員、民生委員審査専門分科会以外の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員、専門分科会長並びに専門分科会長の職務を行う委員又は臨時委員は、施行日以後最初に開催される会議の日までは、この条例の規定により指名され、又は互選されたものとみなす。

3 施行日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成13年1月11日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令(平成11年政令第393号)第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令の規定により指名され、又は互選されている委員長の職務を行う委員、民生委員審査専門分科会以外の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員、専門分科会長並びに専門分科会長の職務を行う委員又は臨時委員は、施行日以後最初に開催される会議の日までは、この条例の規定により指名され、又は互選されたものとみなす。

3 施行日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成 13 年 1 月 11 日までとする。

附 則(平成 12 年 9 月条例第 65 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月条例第 75 号)

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)

横浜市社会福祉審議会運営要綱

制 定 昭和40年3月1日
最近改正 平成13年5月25日

(趣旨)

第1条 横浜市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の所管事項、組織、運営等について必要な事項は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)(以下「法」という。)、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)(以下「令」という。)及び横浜市社会福祉審議会条例(平成12年2月横浜市条例第3号)(以下「条例」という。)に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(所管事項)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 民生委員の適否の審査に関すること。
- (2) 身体障害者の福祉に関すること。
- (3) 高齢者の福祉に関すること。
- (4) 低所得者の福祉に関すること。
- (5) その他社会福祉の増進に関すること。

ただし、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を除く。

(専門分科会の設置)

第3条 法第11条第1項の規定に基づき、審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

- 2 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。
- 3 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、前2項の事項以外の事項を調査審議するため、その他の専門分科会を置くことができる。

(専門分科会長の選任)

第4条 前条第1項及び第2項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 前条第3項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(審査部会の設置)

第5条 身体障害者福祉専門分科会に、令第3条の規定に基づき身体障害者障害程度審査部会(以下「審査部会」という。)を置く。

- 2 審査部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関すること。
- (2) 身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関すること。

- 3 審議会は、前項の審議事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

- 4 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

- 5 部会長は会務を掌理する。

(会議の招集)

第6条 審査部会は、部会長が招集する。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから委員長が任命する。
- 3 幹事は、委員長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(会議の傍聴)

第8条 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(秩序の維持)

第9条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第10条 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営の支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、委員長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第11条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、委員長はその旨を宣告するものとする。

- 2 委員長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、委員長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和40年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和41年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和46年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年7月24日から施行し、昭和48年5月12日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年2月23日から施行し、昭和52年6月10日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月24日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年7月24日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年1月6日以降最初に開催される審議会総会（以下「総会」という。）での承認後から施行する。【平成13年5月25日施行】

(経過措置)

- 2 平成13年1月6日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

- 3 平成13年4月1日以降に総会が開催されるときは、この要綱中、「「令第4条」を「令第2条」に改める」規定を、「「令第4条」を「令第3条」に改める」規定に読み替えるものとする。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抄）

平成 12 年 2 月 25 日

条例第 1 号

（会議の公開）

第 31 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

横浜市社会福祉審議会について

1 設置目的

社会福祉審議会は、社会福祉法第7条第1項により、都道府県・政令指定都市・中核市に設置することとなっており（必置義務）、社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）の調査審議を目的としています。

2 根拠法令等

社会福祉法、社会福祉法施行令、横浜市社会福祉審議会条例、横浜市社会福祉審議会運営要綱

3 審議会の構成

・審議会は、社会福祉法第8条により委員35人以内で組織することとなっており、同第9条により、市会議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験のある者のうちから市長が任命することとなっています。

・現在の委員数は23人で、委員の構成は次のとおり。

市会議員	3人
社会福祉事業に従事する者	10人
学識経験のある者	10人

（参考）社会福祉法 第9条

地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

4 任期

3年（現在の委員の任期は、平成22年1月12日～平成25年1月11日）

5 組織（専門分科会及び審査部会）



*法令により、必置義務とされています。

6 審議会の開催状況（平成20年度）

- ・ 審議会：2回
- ・ 民生委員審査専門分科会：2回
- ・ 身体障害者障害程度審査部会（身体障害者の障害程度の審査、身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定）：12回
- ・ 福祉人材の確保等に関する検討専門分科会（平成19年度設置）：2回
- ・ 身体障害者福祉専門分科会と高齢者福祉専門分科会は開催実績なし

7 答申等の状況

諮問年月日	答申年月日	件名	
昭48. 7. 24	昭51. 3. 31	老人の居宅対策について	
昭48. 7. 24	昭51. 3. 31	身体障害者の居宅対策について	
昭51. 7. 20	昭53. 2. 23	社会福祉施設のあり方について 1 老人福祉施設対策について 2 身体障害者の施設対策について	
昭53. 7. 20	昭54. 4. 17	リハビリテーション施設のあり方について	(中間答申)
	昭55. 3. 31		(答申)
昭53. 7. 20	昭55. 3. 31	高齢者の生きがい対策について	
—	昭55. 10. 30	国際障害者年についての意見具申について	
昭57. 7. 5	昭59. 3. 27	高齢者の生きがいや健康を高める具体的施策	
昭57. 7. 5	昭59. 3. 27	身体障害者のスポーツ振興について	
昭59. 7. 5	昭60. 7. 15	社会福祉施設の設置・運営のあり方について	(中間答申)
	昭61. 10. 27		(答申)
平2. 4. 27	平4. 12. 1	横浜市における地域福祉人材の育成とその活用のあり方について	
—	平14. 12. 16	地域福祉計画の策定について（意見具申）	
—	平18. 1. 31	民生委員あり方検討専門分科会報告（報告）	
—	平20. 7. 9	福祉人材の確保等に関する検討専門分科会報告（報告）	

1 福祉人材の就業支援

(1) ヘルパー1000 人増加作戦事業:訪問介護員(ヘルパー)養成 2 級課程を受講し、市内福祉施設に就職した方などに対し受講料を補助。

半額補助	1350 人	当初予定 850 人、12 月補正で 500 人追加助成
全額補助	150 人	低所得の方対象

(2) 福祉人材のマッチング支援

- ・ 横浜市介護人材求人情報提供システム開始(平成 21 年 12 月 18 日)。700 以上の事業所が登録中
- ・ 各関係機関と連携して市内各地で就業相談を実施。横浜新都市ホールでの障害施設等の就職相談会を実施。仙台での就職相談会を実施。

2 福祉人材の緊急確保

(1) 特別養護老人ホーム処遇改善事業

- ・ 選定基準(平均要介護度・個別機能訓練加算取得の有無・福祉サービス第三者評価受審の有無)に基づき、対象となった施設に対して、施設が行う職員の処遇改善等に充てるための経費を助成。

(2) 施設職員等キャリアアップ支援事業

- ・ 職員の研修参加費用や研修参加に伴う代替職員の雇用経費を助成し、職員のキャリアアップを支援。

(3) 介護の仕事のイメージアップ等

- ・ 介護職場の理解促進のために高校生を対象に、冊子及びDVD、中学生向けに冊子を作成し、市内の全中学高校に配布。
- ・ 介護の日(11 月 11 日)に開港記念会館及び新都市プラザにて介護関連啓発イベント等を実施

3 福祉人材定着促進事業

(1) 介護人材定着促進事業

- ・ ヘルパー等の資格取得者を 6 か月間以上雇用し、育成する市内の介護サービス事業所等に対して、人材の定着を支援(38 人)。6 か月の雇用後は、正職員として雇用する予定(平成 21 年 10 月 1 日現在)

(2) 障害者就労定着支援員確保事業

- ・ 障害者就労支援センターに、企業における就労経験を活かした支援員を確保し(3 センターで 3 人)、障害者の就労・定着を促進。

4 介護施設介護補助スタッフ確保事業

- ・ 介護補助等の業務に従事するスタッフを新規に雇用する市内の介護施設等事業所に対して支援(39 人)。(平成 22 年 1 月 21 日現在)

5 海外からの介護福祉人材就労支援事業

- ・ 介護福祉士候補者(インドネシア人 10 人(4 施設)、フィリピン人 14 人(5 施設))を受入支援。

6 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム推進事業 《12 月補正予算》

- ・ 市内の介護施設・介護サービス事業所等に対し、介護資格等を目指す方の新規雇用と養成機関での受講を支援。(介護福祉士 10 人、ホームヘルパー100 人を予定。)

7 地域包括支援センター相談体制強化事業 《9 月補正予算》

- ・ 地域包括支援センターに対し、事務等を行う職員の雇用を委託し、失業者の就業機会の創出を図るとともに、地域包括支援センターの相談体制を強化(37 人を予定)。(平成 22 年 2 月 1 日現在)

福祉人材の確保等に関する 検討専門分科会報告書

平成20年7月9日

横浜市社会福祉審議会

福祉人材の確保等に関する検討専門分科会

はじめに

福祉・介護サービス分野においては、介護保険制度の創設や障害者福祉制度の改革等によるサービスの量の拡大に伴い、全国的に従事者数は急速に増加しています。一方で、最近では、景気の動向により他の産業分野での労働力需要が高くなっていることもあり、特に横浜をはじめとした大都市では、慢性的な人手不足の状況にあるといわれています。

平成18年度横浜市社会福祉審議会総会においても、特別養護老人ホーム等での人材不足が重要な課題の一つとして議論されました。

比較的若い都市といわれていた横浜市でも、介護保険制度による要介護等の認定率が高くなる75歳以上の後期高齢者数が、平成20年の約28万人から平成37年には約59万人にと、2倍以上になると予測されていること等からも、本市における福祉・介護サービス人材の確保は、今後ますます深刻な課題となってまいります。

このため、平成19年度横浜市社会福祉審議会総会において、福祉・介護サービス人材の確保について社会福祉審議会として検討を行い、市に対して福祉人材の確保等について提言を行うこととし、臨時の検討専門分科会として「福祉人材の確保等に関する検討専門分科会」を設置しました。

当分科会においては、福祉・介護サービス分野の中で当審議会の所管事項である、高齢・障害の施策を中心とした人材確保の方策等について、幅広く議論を行い本報告書をまとめました。

本報告書の趣旨を、「福祉人材確保策等検討委員会（仮称）」での議論につなげていただき、有効な人材確保策について、短期・中長期の視点からとりまとめ、実施していただくことを期待します。

平成20年 7月 9日

横浜市社会福祉審議会

福祉人材の確保等に関する検討専門分科会長 橋本泰子

目 次

1	福祉・介護サービスにおける人材確保の重要性	
(1)	横浜市の福祉・介護サービスを取りまく状況	2
(2)	横浜市の福祉・介護サービス従事者の動向	5
2	人材確保の基本的考え方	
(1)	横浜市の特性	8
(2)	自治体としての役割	8
3	人材確保の方策	
(1)	働く環境の整備	9
	ア 専門職としての確立	
	イ 給与水準の検討	
	ウ 夜間のサービス提供体制の検討	
	エ 研修内容・方法の見直し	
	オ 社会的認識の高まり	
	カ 「継続的な就労」のための施策展開	
(2)	新たな人材の参入・参画	11
	ア 多様な人的資源の活用	
	イ 新卒者の確保	
	ウ 潜在的有資格者等の復職支援	
4	参考資料	

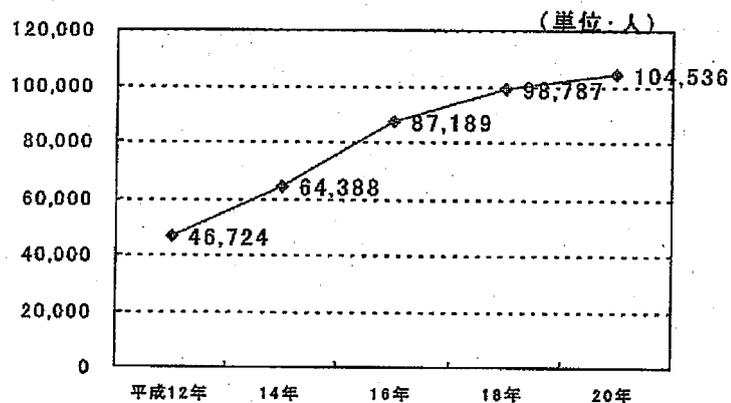
1 福祉・介護サービスにおける人材確保の重要性

(1) 横浜市の福祉・介護サービスをとりまく状況

全国的に、少子高齢化の進展や、介護保険制度の創設・障害者福祉制度の改革等もあり、福祉・介護サービスの質の向上、量の増大への対応等が求められています。

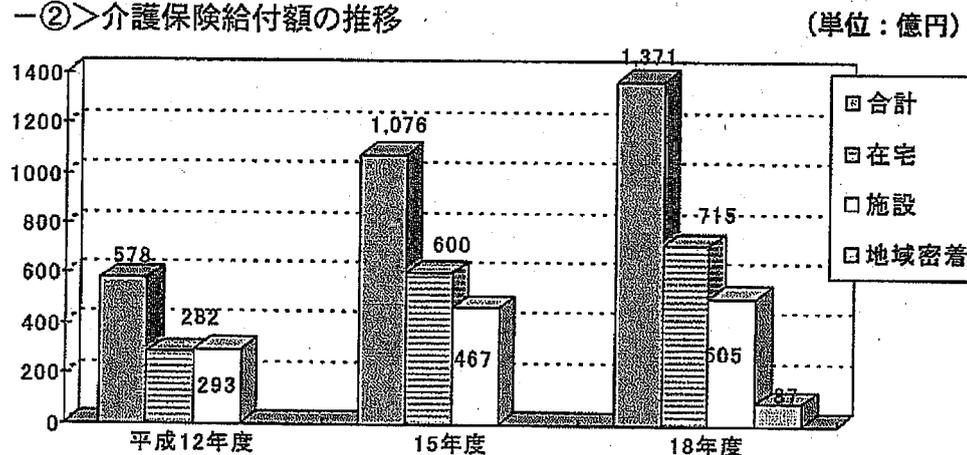
横浜市においても、要介護認定者数が46,724人(平成12年)から104,536人(平成20年)と約2.2倍に(図1-①)、保険給付額も578億円(平成12年度)から1,371億円(平成18年度)と約2.4倍(図1-②)となっています。

<図1-①>要介護認定者数推移



資料出所：横浜市の介護保険実施状況調査(平成12年～20年)

<図1-②>介護保険給付額の推移

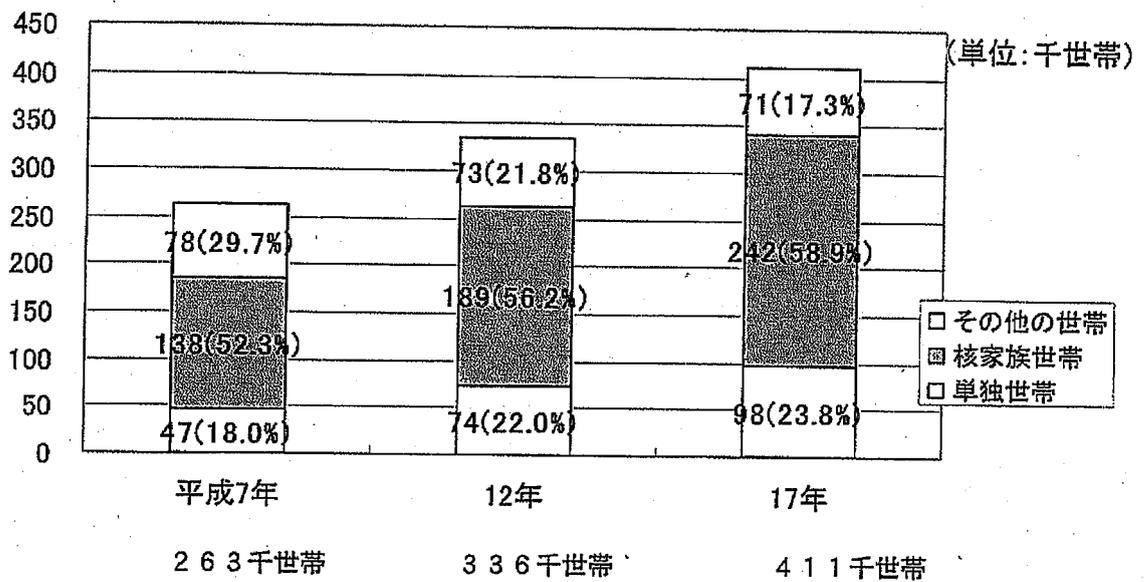


* 高額介護サービス費等があるため、在宅+施設+地域密着=合計とならない。

資料出所：横浜市の介護保険実施状況調査(平成12年度・15年度・18年度)

また、65歳以上の親族のいる一般世帯数のうち、一人暮らし世帯の割合は、平成7年で18.0%の約4万7千世帯ですが、平成17年では、23.8%の9万8千世帯と急増傾向（図1-③）にあります。

<図1-③>65歳以上の親族のいる一般世帯数の推移

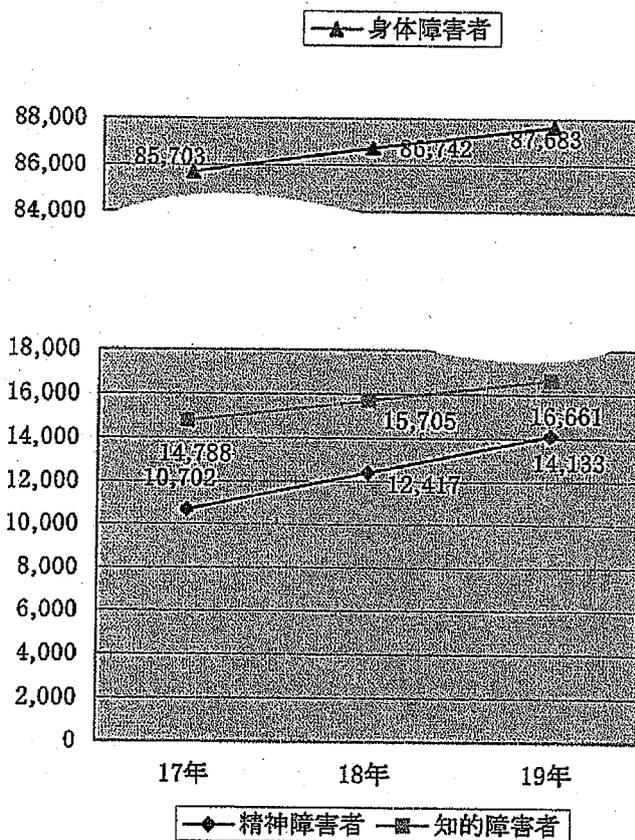


資料出所：国勢調査（平成7年・12年・17年）

障害者についても、障害者手帳の所持者数が毎年、増加している（図1-④）ほか、特別支援学校の卒業生も増加傾向（図1-⑤）にあります。

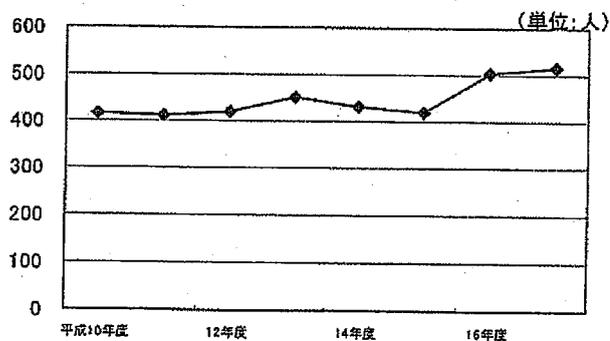
<図1-④>障害者手帳の所持者数推移

(単位:人)



資料出所: 横浜市健康福祉局調査 (平成17年~19年)

<図1-⑤>特別支援学校(横浜市内)の卒業生数推移



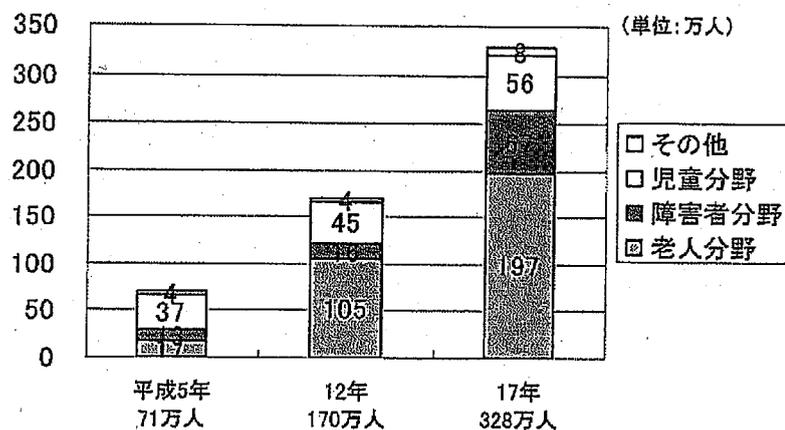
資料出所: 平成18年度学校基本調査

(2) 横浜市の福祉・介護サービス従事者の動向

福祉・介護サービスの従事者数は、全国では平成5年と比較し、平成17年で、約4.6倍の約328万人にまで増加（図1-⑥）しました。

しかしながら、神奈川県社会福祉協議会が昨年12月に実施した県内老人福祉施設を対象に行ったアンケートの結果では、回答施設（192施設）中85%の施設が、ここ2年間で職員の確保が困難になったとしています。

<図1-⑥>介護・福祉サービス従事者数の推移（全国）



資料出所：大臣官房統計調査部介護サービス施設・事業所調査と社会福祉施設等調査報告 平成17年（厚生労働省調査）

ア 有効求人倍率について

平成18年度の神奈川県の有効求人倍率[※]（表1-①）は、全産業で0.98（全国平均1.02）のところ、介護関連職種で2.42（全国平均1.74）と、全国と比較しても高い水準となっています。また、雇用形態別で見ると、介護関連職種の常時的パートタイムが4.60（全国平均3.08）と非常に高い水準となっており、景気回復に伴い、他分野への就業増加等によるものと考えられます。

注）公共職業安定所で扱った月間有効求人数を月間有効求職数で割ったもの。

<表1-①>全国・神奈川県・東京都の有効求人倍率（平成18年度）

	全職業			介護関連職種		
	常用(含パート)	常用(除パート)	常時的パート	常用(含パート)	常用(除パート)	常時的パート
全国	1.02	0.92	1.35	1.74	1.22	3.08
神奈川	0.98	0.91	1.20	2.42	1.53	4.60
東京	1.42	1.27	2.04	2.82	1.94	5.46

資料出所：平成18年職業安定業務統計（厚生労働省）

イ 給与額について

平成17年賃金構造基本統計調査のデータに基づく試算（表1-②）によれば、全国の年収試算額は、男性では全産業労働者 5,111.4 千円に対し、福祉施設介護職員は 3,153.5 千円で62%となっています。また、女性は、全産業労働者 3,236.4 千円に対し、福祉施設介護職員は87%の2,810.2 千円となっています。

ただし、介護保険制度導入を契機に拡大した産業であること等から、従業員の平均年齢が低く、勤続年数が短いことを考慮する必要もあります。

<表1-②>職種別年収試算額

区 分	企業規模計		年収試算額 (千円)
	年齢(歳)	勤続年数(年)	
全労働者	40.7	12.0	4,529.2
男性労働者	41.6	13.4	5,111.4
女性労働者	38.7	8.7	3,236.4
福祉施設介護職員(男性)	32.1	4.9	3,153.5
福祉施設介護職員(女性)	37.0	5.1	2,810.2

資料出所：平成17年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

ウ 特別養護老人ホームの状況

横浜市では、特別養護老人ホームの待機者の解消にむけて、平成22年度まで年間900床の緊急整備を実施しているため、常勤換算で毎年新たに300人以上の介護職員等の確保が必要となっています。

また、「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」に基づき、重度の要介護者の優先的な入所を誘導していること等から、平成14年は、入所者に占める要介護3以上の方の割合が77%でしたが、平成19年度は89%と、入所者の要介護度の重度化が進み、各施設では人員がより多く必要になっています。

エ 福祉関係の養成学校への進学者数

将来の介護人材を養成する福祉関係養成校は、神奈川県内に13校あり、そのうち横浜市内は4校ありますが、ここ2、3年、定員割れの状況となっています。

今後の景気回復の状況等によっては、養成校への進学者数も減少傾向が続くものと考えられます。

2 人材確保の基本的考え方

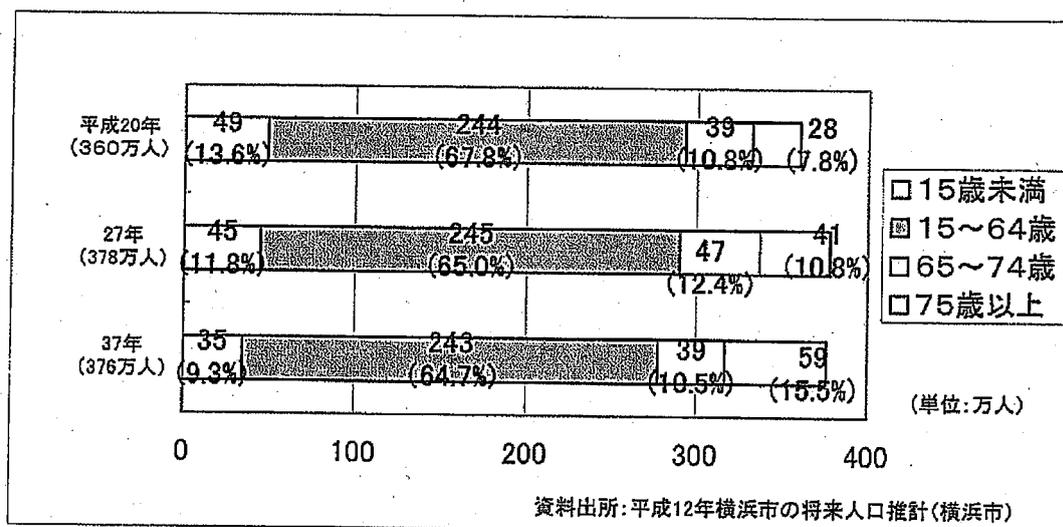
(1) 横浜市の特徴

前述したように、人口の高齢化の進展に伴いますます拡大していく市民の福祉・介護ニーズに対応していくためには、福祉・介護サービスを提供していく分野において人材を安定的に確保していくことが求められています。

認知症や身体機能低下等によって介護が必要となる割合が高い年代である、75歳以上の後期高齢者は、平成20年では約28万人ですが、平成27年には41万人、17年後の平成37年には59万人と、2倍以上になると予想（図2-①）されています。また、本市の場合短期的には、特別養護老人ホームの増設に伴う施設従事者の確保が必要とされているなど、緊急的な対応が求められる背景があります。

このようなことから、大都市横浜においては、福祉・介護人材を将来にわたって安定的に確保する必要が特に高くなっています。

<図2-①>横浜市の年齢区分別の将来人口推計



(2) 自治体としての役割

人材確保は、基本的には事業者の努力で行われるべきものですが、横浜市としても介護保険事業計画等で定めたサービス量を確保するため、事業者が必要な人材を確保し、福祉・介護サービスが質・量ともに十分に供給できるよう支援を行う必要があるものと考えます。

3 人材確保の方策

人材確保の方策については、様々な視点がありますが、(1)働く環境の整備と、(2)新たな人材の参入・参画の2つの視点から議論を行いました。

人材の確保については、福祉・介護サービス分野だけでなく、全産業の労働動向等を十分に把握するとともに、市民の暮らしを守るという視点で、サービスの質の確保を常に意識しておく必要があります。

(1) 働く環境の整備について

ア 専門職としての確立

福祉・介護サービス従事者については、介護福祉士制度の創設や・訪問介護員（ホームヘルパー）認定制度等、専門性の確立に向けて一定の歩みを重ねてきました。しかし、業務内容を家族介護の延長線上でとらえられがちであったこと等から、その専門性について、まだ、十分認識されていないという面があります。

福祉・介護サービスの内容を充実させ、安定的な供給体制を確保するためにも、従事者自身が専門職であることの自覚とともに、そのことを広く社会が認めていくことが重要です。

イ 給与水準の検討

福祉・介護サービス分野は、産業としての歴史が浅いことに加え、①女性の多い職場であること、②夜勤対応等24時間体制が求められていること、③常勤と非常勤が混在していること等の特性のある複雑な雇用形態・労働状況となっています。

人材確保については、他の産業の動向に大きく影響を受けることのほか、地方に比べ大都市は多様な働き先があることから、福祉・介護サービスの人材が他の産業分野へ流出しやすいとも考えられます。

給与水準は、基本的には介護報酬等、国が対応すべき事項ですが、横浜市では、平成20年度に特別養護老人ホーム処遇改善事業として一定の基準のもと助成を行っています。今後も国の動向等をふまえ引き続き支援のあり方について検討するべきと

考えます。

また、常勤職員の給与体系については、多くの事業所において、右肩上がりの強い事務職の給与体系を取り入れてきたことから、専門職にみあったよりフラットな給与体系となっていない傾向があります。

将来的な人生設計が可能となるような、介護の人材の特性をふまえた専門職としての給与体系導入について検討する必要があります。

ウ 夜間のサービス提供体制の検討～業務の軽減の一環として～

従来、夜間勤務を前提として考えている医療関係施設とは異なり、多くの福祉施設において、夜間は限られたサービスのみを提供する前提で、「宿直」に近い勤務体制となっていました。

ところが、福祉施設においても、特別養護老人ホームの入所者の要介護度が重度化していることなどにより、実際には夜間のサービスも行われていることから、夜間勤務の従事者にとって、厳しい業務内容となっています。

夜間の勤務体制の見直し等は、従事者の業務の軽減に大きく役立つとともに、夜間の介護サービスの向上を図る観点からも大切であると考えられることから、その検討が急がれます。

エ 研修内容・方法の見直し

職員の人材育成は、専門職としての能力向上と、職員の意欲を高めるために重要であり、職場で行うOJTも職場外で行うOff-JTも有効な手段です。

これまでも、「ウィリング横浜」等で様々な研修が実施されていますが、研修センター等に参加者を集めての研修では、慢性的な人材不足状況の中で、研修に参加する人の代替人員の確保ができないため、参加率は低いものにならざるを得ません。

代替人員の確保や参加しやすい身近な場所での実施、講師派遣などによる職場の研修の支援を検討し、職員の意欲に応えていく必要があります。

オ 社会的認識の高まり

一般的にサービス業において、サービスの質を充実させるためには、サービスの需要側である利用者等の的確な評価が重要です。

福祉・介護サービスにおいても、従事者に対する専門性を認識した上で適正な要求が行われるよう、利用者や家族の認識を高めていくことが必要になります。

カ 「継続的な就労」のための施策展開～活発な人事交流～

福祉・介護サービス分野で継続的な就労を考慮する必要があります。

神奈川県社会福祉協議会のアンケート調査（平成19年度実施）で、定着率の低い要因は、①給与・賃金、②職場内の人間関係、③仕事のやりがい、の順になっています。

①給与・賃金と③仕事のやりがいについては、前述の給与体系の改善や利用者から専門職として認識されることなどで対応できる部分もあろうかと思われます。

一方②職場内の人間関係については、小規模の組織内では、解決しにくい事柄であり、今後は、人材育成の観点からも他の法人との人事交流等を推進することを検討すべきと考えられます。

(2) 新たな人材の参入・参画

ア 多様な人的資源の活用

今後、団塊の世代の高齢化が進む中、元気な高齢者が増加し、地域の様々な分野の担い手として期待されています。

また、不安定な就業状況にある若者等の雇用のあり方も論議されていますが、今後は、施設の職員や訪問介護等の職員として、幅広い層からの参画を促進することも必要です。

外国からの介護人材の受入れについては、日・インドネシア経済連携協定に基づく、インドネシア人受入れが開始される予定と聞いておりますが、フィリピンからの受入れも含めて今後、国の動向を見ながら、対応を検討するべきと考えます。

多くの介護人材を安定的に確保するためには、このような多様な人的資源を活用する必要がありますが、サービスの質の確保には、利用者とのコミュニケーションや介護技術等の十分な研修の機会が必要です。

イ 新卒者の確保

中長期的にみて、教育機関等を通して若年層に対する福祉の重要性等についてアピールすることは、人材確保についても効果が大きいと考えられます。

福祉関係の養成校への進学者を増やすため高等学校進路指導者等に、また、大学卒業者の福祉分野への就職増加のため、大学関係者に働きかける必要があります。

ウ 潜在的有資格者等の復職支援

介護福祉士の資格を持ち、介護等の業務に従事していない、いわゆる潜在的介護福祉士は、全国に約20万人で、登録者数47万人の約4割を占めています。潜在的有資格者が復帰しやすいよう、職場の紹介や研修の実施など支援策の検討を行う必要があります。

福祉人材の確保等に関する検討専門分科会報告書

資料編

目 次

- 資料① 福祉人材の確保等に関する検討専門分科会について・・・・・・・・・・ 1
- 資料② 福祉人材の確保等に関する検討専門分科会委員名簿・・・・・・・・・・ 2
- 資料③ 「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(平成19年8月28日厚生労働省告示第289号)の概要・・・・・・・・・・ 3

横浜市社会福祉審議会「福祉人材の確保等に関する検討専門分科会」

1 設置趣旨

福祉・介護サービス分野における人材の確保・育成に関して今後の「基本的考え方」や「取り組みの方向性」等について、横浜市に提言していくために横浜市社会福祉審議会に「福祉人材の確保等に関する検討専門分科会」を設置する。

2 専門分科会委員

委員名簿のとおり（社会福祉審議会委員5名＋臨時委員1名）

3 検討事項

- 今後求められる福祉人材の資質
- 人材の確保・育成に関する基本的な考え方
- 国・県に対し要請していくべき事項
- 事業者求められる役割
- 横浜市が取り組むべき施策の方向性 等

4 検討経緯

平成20年	3月	7日	第1回検討分科会	今後求められる福祉人材の資質 人材確保・育成に関する基本的な考え方
	4月	21日	第2回検討分科会	国・県、市、事業者の役割分担と連携等
	5月	28日	第3回検討分科会	とりまとめと報告書（提言書）案
	7月	9日	社会福祉審議会総会	報告書（提言書）案審議

5 その他

7月の社会福祉審議会総会の提言を踏まえ、平成20年度事業である「民間福祉保健人材確保等検討事業」で、今後の福祉保健人材の確保・育成における本市の役割・取り組みについて整理する。

資料 ②

横浜市社会福祉審議会

「福祉人材の確保等に関する検討専門分科会」委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 等 (平成20年3月7日現在)
加藤 和彦	横浜知的障害関連施設協議会会長 (社会福祉法人 であいの会 知的障害者入所更生施設ソイル栄施設長)
河 幹夫	神奈川県立保健福祉大学教授
島村 和子	社会福祉法人 横浜大陽会 特別養護老人ホーム白朋苑施設長
◎橋本 泰子	大正大学人間学部教授
日浦 美智江	社会福祉法人 訪問の家理事長
松井 住仁	社団法人 横浜市福祉事業経営者会会長 (社会福祉法人 同塵会理事長)

(注)◎は、分科会会長。

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(平成19年厚生労働省告示第289号)の概要

福祉人材確保指針の見直しの概要

1. 見直しの背景

- 指針が制定された平成5(1993年)以降の社会福祉を取り巻く状況の変化の中で、福祉・介護ニーズがさらに増大するとともに、質的にも多様化・高度化。
- 少子高齢化の進行等の下で生産年齢人口が減少し、労働力人口も減少が見込まれる一方、近年の景気回復に伴い他の産業分野における採用意欲も増大している。福祉・介護サービス分野においては、高い離職率と相まって常態的に求人募集が行われ、一部の地域や事業所では人手不足が生じている。

このような中で、福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していくために経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体が講ずるよう努めるべき措置について、改めて整理を行うもの。

2. 就業の動向

福祉・介護サービスにおける就業の現況

- ・ 女性の占める割合が高い(介護保険サービス従事者の約8割)。
- ・ 非常勤職員の占める割合が近年増加(訪問介護サービス従事者の約8割)。
- ・ 入職者・離職者の割合が高い(入職率約28%、離職率約20%)。
- ・ 給与の水準は他の産業分野を含む全労働者の給与の平均と比較して低い水準。
- ・ 潜在的有資格者等が多数存在(介護福祉士47万人のうち福祉・介護サービスに従事しているのは約27万人)。等

福祉・介護サービスにおける今後の就業の見通し

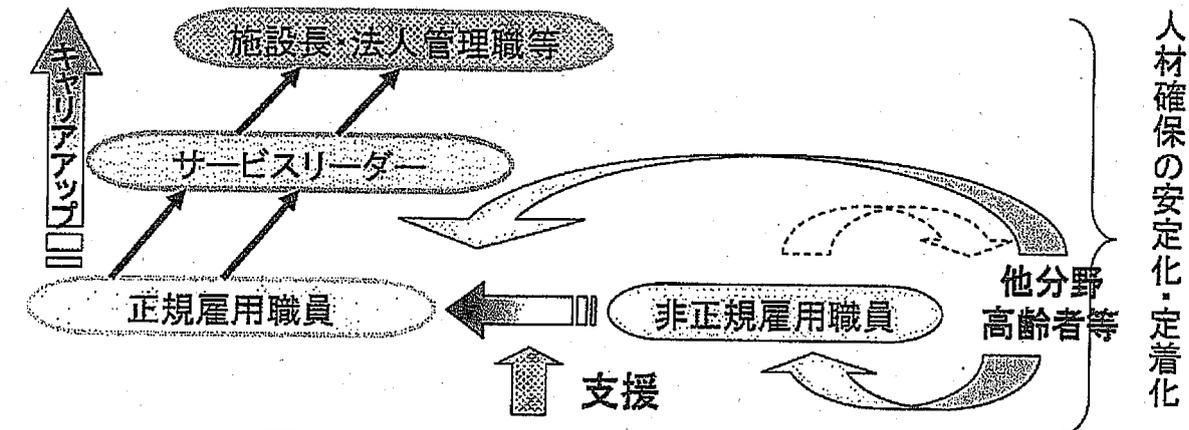
今後のサービス需要の拡大に対応して必要となる従事者数の試算を提示。
(介護保険サービスに従事する介護職員は、平成16年で約100万人(労働力人口の約1.5%)であるが、平成26年には約140~160万人(同約2.1~2.4%)が必要)

3. 人材確保のための措置

- 労働力人口の減少も見込まれる中で、福祉・介護ニーズの増大や多様化・高度化に対応していくため、福祉・介護サービス分野を、人材の確保に最も真剣に取り組んでいかなければならない分野の一つと位置付け。
- 指針の本来の対象である社会福祉事業のほかに、介護保険における居宅介護支援や特定施設入居者生活介護など、これと密接に関連するサービスも合わせて「福祉・介護サービス」と総称し、人材確保のための取組を共通の枠組みで整理

- ホームヘルパーの多数を占める中高年層や就職期の若年層など、それぞれのライフスタイルに応じた働きやすい労働環境の整備
- 従事者のキャリアアップの仕組みの構築とその社会的評価に見合う処遇の確保等のための取組が必要。

4. 新たな指針のポイント



労働環境の整備の推進

- ◎ キャリアと能力に見合う給与体系の構築、適切な給与水準の確保、給与水準・事業収入の分配状況等の実態を踏まえた適切な水準の介護報酬等の設定、介護報酬等における専門性の高い人材の評価の在り方検討
- ◎ 労働時間の短縮の推進、労働関係法規の遵守、健康管理対策等の労働環境の改善
- ◎ 新たな経営モデルの構築、介護技術等に関する研究・普及 等

キャリアアップの仕組みの構築

- ◎ 施設長や生活相談員等の資格要件の見直し等を通じた従業者のキャリアパスの構築や研修体系
- ◎ 従業者のキャリアパスに対応した研修体系の構築
- ◎ 経営者間のネットワークを活かした人事交流による人材育成 等

福祉・介護サービスの周知・理解

- ◎ 教育機関等によるボランティア体験の機会の提供
- ◎ 職場体験、マスメディアを通じた広報活動等による理解の促進等

潜在的有資格者等の参入の促進

- ◎ 潜在的有資格者等の実態把握／福祉人材センター等による相談体制の充実／無料職業紹介等による就業支援・定着の支援 等

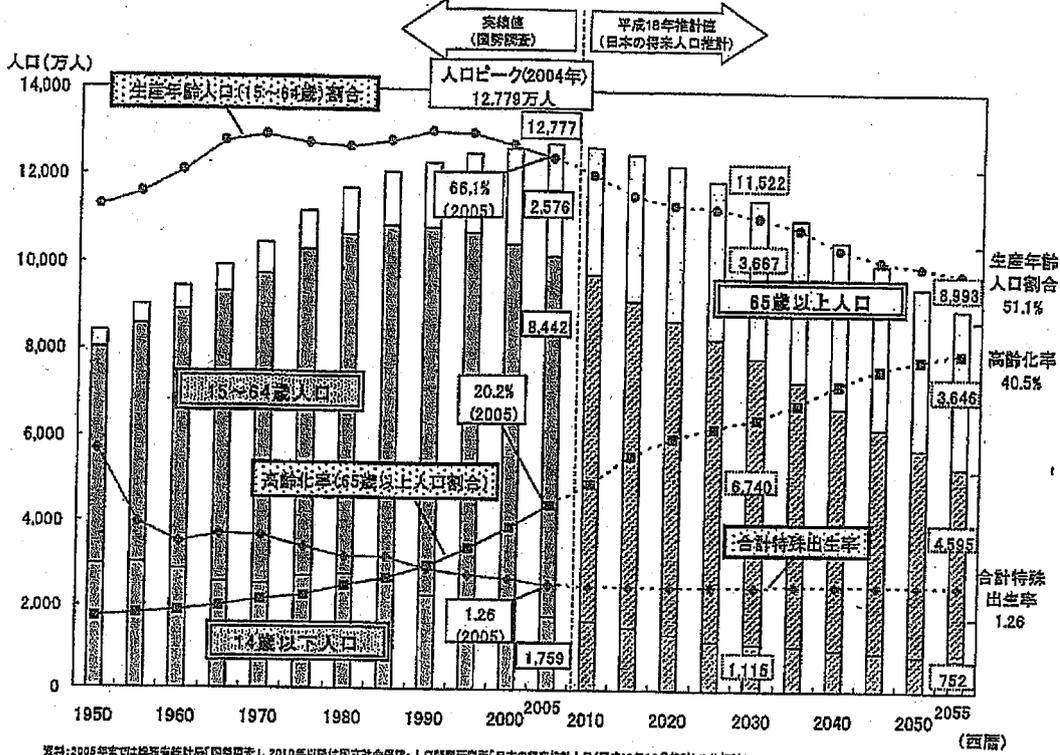
多様な人材の参入・参画の促進

- ◎ 高齢者への研修、障害者への就労支援等を通じた高齢者などの参入・参画の促進 等

そのほか、経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体が、十分な連携を図りつつそれぞれの役割を果たすことにより、従業者の処遇の改善や福祉・介護サービスの社会的評価の向上等に取り組んでいくことを明記。

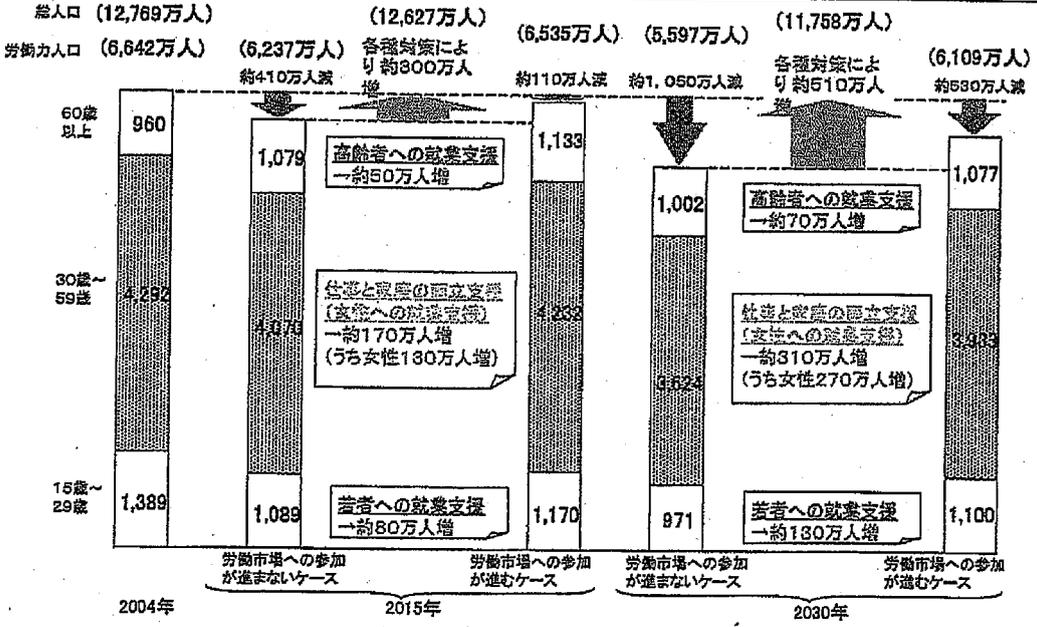
指針の実施状況を評価・検証し、必要に応じて見直す。

我が国の人口の推移



<労働力人口の見通し(ごく粗い推計)>

人口減少下において、若者、女性、高齢者などすべての人の意欲と能力が最大限発揮できるような環境整備に努めることにより、より多くの国民の就業参加の実現を図ることが重要。



(資料出所) 総人口については、2004年は総務省統計局「人口推計」、2015年、2030年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2002年1月推計)」による。
労働力人口については、2004年は総務省統計局「労働力調査」、2015年、2030年は雇用政策研究会(厚生労働省職業安定局長の研究会)の推計(2005年7月)による。
(注)「労働市場への参加が進むケース」とは、各種施策を講じることにより、より多くの者が働くことが可能となったと仮定したケース。

介護・福祉サービス従事者数の推移（実人員）

平成17年における介護・福祉サービスの従事者数は、人材確保指針が策定された平成5年の約71万人から約4.6倍に増加しており、特に、老人分野においては約1.2倍と大幅に増加している（平成12年の介護保険制度導入後においては約2倍に増加）。

	平成5年	平成12年	平成17年
老人分野	167,898 [100]	1,048,681 [625]	1,971,225 [1,174]
障害者分野	130,254 [100]	159,550 [122]	671,718 [516]
児童分野	373,892 [100]	447,013 [120]	556,008 [149]
その他	37,967 [100]	43,831 [115]	77,604 [204]
合計	710,011 [100]	1,699,075 [239]	3,276,555 [461]

注)人数の下段の括弧書きの数値は、各分野において平成5年を100とした指数。

介護職員数の推移と介護福祉士の割合（実人員）

介護職員数は平成12年の約55万人から平成17年の約112万人と約2倍になっており、最近では毎年約10万人ずつ増加している。
また、介護職員に占める介護福祉士の割合は施設で約4割、在宅で約2割で推移している。

	平成12年		平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年		
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	
合計	介護職員	548,924		661,588		755,810		884,981		1,002,144		1,124,691	
	(介護職員)(介護福祉士数把握可能な施設・サービスのみ)	543,780	24.2%	650,388	24.1%	734,214	24.0%	844,517	23.0%	917,892	23.9%	1,124,691	23.4%
	うち介護福祉士数	131,554		158,436		176,257		194,567		219,331		263,048	
施設	介護職員	236,213		253,951		265,560		281,478		298,141		312,369	
	うち介護福祉士数	74,863	31.7%	86,774	34.2%	93,573	35.2%	101,412	36.0%	110,498	37.1%	118,930	38.1%
在宅サービス	介護職員	307,567		398,435		468,654		563,039		619,751		812,322	
	うち介護福祉士数	56,691	18.4%	69,662	17.6%	82,684	17.6%	93,155	16.6%	108,833	17.6%	144,118	17.7%

(※)平成16年以前は「認知症対応型共同生活介護」及び「特定施設入所者生活介護」の介護福祉士数が不明であるため、「在宅サービス」欄の介護職員数には、この2種類のサービスの介護職員数は含めていない。

資料出所:「介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

事業所の種類別・年齢階層別・男女別介護職員の状況

介護職員を年齢別に見ると、29歳以下の者が約4.0%を占め、平均年齢は36.5歳となっている。
また、男女別にみると、女性の割合が約78%となっている。

(単位:%)

	総数	29歳以下	(再掲) 24歳以下	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不詳	平均年齢 (歳)
全体計	100.0	39.6	15.7	21.3	18.5	17.3	2.0	0.3	36.5
訪問介護	100.0	12.3	4.0	17.7	33.2	30.9	5.6	0.3	44.5
認知症対応型 共同生活介護	100.0	34.6	17.2	16.9	21.3	20.5	4.2	0.4	38.3
介護老人福祉施設	100.0	44.9	16.8	23.7	16.5	14.1	0.6	0.3	34.7
介護老人保健施設	100.0	51.4	18.6	23.3	14.7	9.8	0.5	0.3	33.0
介護療養型医療施設	100.0	34.5	16.3	15.8	21.2	25.2	2.9	0.4	39.0

(単位:%)

	男	女
全体計	22.2	77.8
訪問介護	8.2	91.8
認知症対応型 共同生活介護	16.7	83.3
介護老人福祉施設	26.5	73.5
介護老人保健施設	28.9	71.1
介護療養型医療施設	16.2	83.8

注) 常勤者の年齢階層別男女別割合である。

資料出所: 「介護サービス施設・事業所調査」(平成16年) (厚生労働省大臣官房統計情報部)

常勤・非常勤別介護職員数の推移 (実人員)

介護職員に占める非常勤の介護職員の割合は概ね増加しており、平成17年で約42%となっている。
事業所の種類別で見ると、非常勤の介護職員の割合は施設では増加しており、平成17年で約14%、在宅サービスではほぼ横ばいで、平成17年では約5%となっている。

		平成12年		平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年	
		介護職員数	割合	介護職員数	割合	介護職員数	割合	介護職員数	割合	介護職員数	割合	介護職員数	割合
合 計	常勤	357,283	65.1%	409,284	61.9%	450,269	59.6%	517,247	58.4%	592,656	59.1%	656,874	58.4%
	非常勤	191,641	34.9%	252,234	38.1%	305,541	40.4%	367,736	41.6%	409,478	40.9%	467,817	41.6%
	総計	548,924	100.0%	661,588	100.0%	755,810	100.0%	884,983	100.0%	1,002,144	100.0%	1,124,691	100.0%
施 設	常勤	210,770	89.2%	223,575	88.0%	232,772	87.7%	245,305	87.1%	258,577	86.7%	268,477	85.8%
	非常勤	25,443	10.8%	30,375	12.0%	32,788	12.3%	36,175	12.9%	39,564	13.3%	43,892	14.1%
	計	236,213	100.0%	253,951	100.0%	265,560	100.0%	281,480	100.0%	298,141	100.0%	312,369	100.0%
在宅 サービス	常勤	146,513	46.9%	185,719	45.6%	217,497	44.4%	271,942	45.1%	334,089	47.5%	388,397	47.8%
	非常勤	166,198	53.1%	221,918	54.4%	272,753	55.6%	331,561	54.9%	369,914	52.5%	423,925	52.2%
	計	312,711	100.0%	407,637	100.0%	490,250	100.0%	603,503	100.0%	704,003	100.0%	812,322	100.0%

※介護職員数は実人員。

※「常勤」とは施設・事業所が定めた勤務時間のすべてを勤務している者、「非常勤」とは常勤者以外の従事者(他の施設・事業所にも勤務するなど収入及び時間的拘束の伴う仕事を
持っている者、短時間のパートタイマー等)。

資料出所: 「介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

入職率・離職率（全体）

「訪問介護員＋介護職員」の入職率は28.2%、離職率は20.2%であり、ともに全労働者の入職率（17.4%）及び離職率（17.5%）を上回っている。

訪問介護員＋介護職員	入職率		離職率 ^(%)	
	計	28.2	20.2	
	正社員	23.5	16.8	
非正社員	30.8	22.2		

(参考) 全労働者	入職率		離職率	
	計	17.4	17.5	
	男	14.2	14.6	
	女	21.8	21.7	
	一般労働者	13.4	13.8	
パートタイム労働者	31.0	30.3		

(注) 正社員は一般労働者よりも概念が狭く、非正社員は、パートタイム労働者よりも概念が広い。単純に全労働者の一般労働者、パートタイム労働者と介護職員の正社員、非正社員との入職率や離職率を比較するには注意が必要である。

※正社員： 雇用している労働者の雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者を除いた者。

※非正社員： 正社員以外の労働者(契約社員、嘱託社員、臨時的雇用者、パートタイム労働者)

※一般労働者： 常用労働者のうちパートタイム労働者を除いた者。

※パートタイム労働者： 常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者をいう。

ア 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週間の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

※入(離)職率： 訪問介護員＋介護職員：平成16年10月31日の従事者数に対するその後1年間の採用(離職)者数の割合

全労働者： 平成17年1月1日現在の常用労働者数に対する1月1日から12月の期間中の入(離)職者の割合

資料出所：訪問介護員＋介護職員：事業所における介護労働実態調査(平成18年6月)(介護労働安定センター)

全労働者： 雇用動向調査(平成17年)(厚生労働省大臣官房統計情報部)

職種別きまって支給する現金給与額等

福祉施設介護員、ホームヘルパーの給与は、年齢が低く勤続年数が短いことに留意する必要があるが、それぞれ男性労働者・女性労働者の平均年収試算額に比べ、低額となっている。

区 分	企業規模計					年収試算額 千円
	年齢 歳	勤続年数 年	きまって支給する現金給与額		年間賞与その他特別給与額 千円	
			現金給与額 千円	所定内給与額 千円		
全労働者	40.7	12.0	330.8	302.0	905.2	4,529.2
男性労働者	41.6	13.4	372.1	337.8	1,057.8	5,111.4
女性労働者	38.7	8.7	239.0	222.5	566.4	3,236.4
福祉施設介護員(男)	32.1	4.9	227.9	214.7	577.1	3,153.5
福祉施設介護員(女)	37.0	5.1	204.3	193.3	490.6	2,810.2
ホームヘルパー(女)	44.1	4.9	198.8	187.3	376.1	2,623.7
介護支援専門員(女)	45.3	7.7	260.5	251.6	714.9	3,734.1
看護師(女)	35.4	7.0	315.6	279.5	846.3	4,200.3
看護補助者(女)	42.6	6.3	191.5	178.6	466.3	2,609.5

(注) 賃金構造基本統計調査は年収は調査していないが、下記算式により参考数値として試算した。

$$\text{年収試算額} = \text{「所定内給与額} \times 12 \text{ヶ月} + \text{年間賞与その他特別給与額}」$$

◎「きまって支給する現金給与額」とは、労働契約、労働協約あるいは、事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額。手取額でなく、税込みの額。
現金給与額には、基本給、職務手当、精進手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含む。

◎「所定内給与額」とは、月間きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額以外のものをいう。

資料出所：平成17年賃金構造基本統計調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)

有効求人倍率の推移

社会福祉専門職種の有効求人倍率は全職業に比べ継続して低い数値を示してきたが、最近急速に高まり、全職業同様の水準となっている。
特に常用的パートタイムの有効求人倍率が高くなっている。

		平成5年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
全職業	常用(含パート)	0.70	0.48	0.47	0.60	0.54	0.54	0.66	0.83	0.94	1.02
	常用(除パート)	0.66	0.40	0.38	0.47	0.42	0.41	0.53	0.71	0.84	0.92
	常用的パートタイム	1.06	1.08	1.08	1.39	1.28	1.28	1.45	1.32	1.29	1.35
社会福祉専門職種	常用(含パート)	-	-	-	-	0.54	0.59	0.74	0.86	1.08	1.30
	常用(除パート)	0.20	0.18	0.25	0.32	0.38	0.43	0.55	0.69	0.91	1.10
	常用的パートタイム	-	-	-	-	1.31	1.37	1.61	1.47	1.55	1.78
介護関連職種	常用(含パート)	-	-	-	-	-	-	-	1.14	1.47	1.74
	常用(除パート)	-	-	-	-	-	-	-	0.69	0.87	1.22
	常用的パートタイム	-	-	-	-	-	-	-	2.62	2.86	3.08
【参考】介護職員数		-	-	-	548,924	661,588	755,810	884,981	1,002,144	1,124,691	
平成12年の介護職員数を100とした指数		-	-	-	100	121	138	161	183	205	

景気動向

IT景気

IT不況

H3.2 H5.10 H9.5 H11.1 H12.11 H14.1

(注) 介護職員数は実人員である。平成18年度については、現時点で数値が取りまとまっていない。
資料出所：職業安定業務統計(厚生労働省職業安定局)
介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)
景気動向指数(内閣府経済社会総合研究所・統計情報)

都道府県別の有効求人倍率（平成18年度）

介護関連職種の有効求人倍率を地域別にみると、特に大都市で高い水準となっている。
 介護関連職種の有効求人倍率を雇用形態別でみると、常勤パートタイムの水準が高くなっている。
 都道府県別の介護関連職種の有効求人倍率は、都道府県別の全職種の有効求人倍率と強い相関関係がある（全産業有効求人倍率（常用（含パート））と介護関連職種有効求人倍率（常用（含パート））の相関係数0.72）。

	全産業			介護関連職種		
	常用（含パート）	常用（除パート）	常勤パートタイム	常用（含パート）	常用（除パート）	常勤パートタイム
		1.02	0.92	1.35	1.74	1.22
北海道	0.53	0.46	0.80	0.81	0.63	1.47
青森県	0.43	0.36	0.67	0.77	0.62	1.27
岩手県	0.76	0.69	1.08	1.04	0.83	1.86
宮城県	0.90	0.83	1.17	1.21	0.90	2.23
秋田県	0.60	0.48	0.98	0.75	0.56	1.45
山形県	1.01	0.84	1.64	1.39	1.18	2.09
福島県	0.82	0.74	1.12	1.56	1.18	2.82
茨城県	0.92	0.81	1.22	2.14	1.73	3.01
栃木県	1.32	1.22	1.63	1.85	1.47	2.66
群馬県	1.33	1.19	1.76	1.79	1.33	2.84
埼玉県	0.98	0.85	1.37	2.39	1.60	4.09
千葉県	0.87	0.71	1.33	2.29	1.70	4.75
東京都	1.42	1.27	2.04	2.82	1.94	5.46
神奈川県	0.98	0.91	1.20	2.42	1.59	4.60
新潟県	1.07	1.02	1.22	1.32	1.23	1.59
富山県	1.24	1.15	1.49	1.66	1.46	2.02
石川県	1.22	1.07	1.77	1.61	1.31	2.78
福井県	1.36	1.24	1.66	1.60	1.27	2.34
山梨県	1.08	0.94	1.44	2.07	1.41	3.57
長野県	1.16	1.09	1.34	1.71	1.50	2.10
岐阜県	1.36	1.29	1.52	2.46	1.95	3.54
静岡県	1.19	1.15	1.32	2.38	1.87	3.57
愛知県	1.79	1.82	1.71	2.86	2.04	4.41
三重県	1.36	1.32	1.45	2.32	1.67	3.54

	全産業			介護関連職種		
	常用（含パート）	常用（除パート）	常勤パートタイム	常用（含パート）	常用（除パート）	常勤パートタイム
		1.02	0.92	1.35	1.74	1.22
滋賀県	1.21	1.14	1.39	1.82	1.33	2.68
京都府	0.98	0.85	1.30	1.36	0.89	2.18
大阪府	1.21	1.08	1.64	2.27	1.41	4.32
兵庫県	0.91	0.80	1.20	1.77	1.03	3.29
奈良県	0.79	0.60	1.36	2.25	1.29	4.21
和歌山県	0.80	0.67	1.18	1.90	1.15	3.50
鳥取県	0.71	0.63	0.97	0.74	0.61	1.10
島根県	0.84	0.68	1.28	1.40	1.24	1.75
岡山県	1.26	1.12	1.72	1.79	1.42	2.62
広島県	1.21	1.15	1.36	1.59	1.26	2.25
山口県	1.06	0.93	1.42	1.35	0.92	2.39
徳島県	0.85	0.67	1.52	1.70	1.44	2.23
香川県	1.23	1.01	2.06	2.14	1.49	4.72
愛媛県	0.84	0.73	1.19	1.43	1.21	2.02
高知県	0.46	0.35	1.03	1.65	1.02	4.81
福岡県	0.83	0.76	1.11	1.28	1.00	2.18
佐賀県	0.63	0.52	0.97	0.96	0.70	1.63
長崎県	0.57	0.50	0.76	0.74	0.54	1.33
熊本県	0.75	0.59	0.98	1.08	0.81	1.91
大分県	0.97	0.90	1.15	1.04	0.78	1.76
宮崎県	0.66	0.61	0.80	0.98	0.80	1.50
鹿児島県	0.58	0.50	0.80	0.96	0.73	1.55
沖縄県	0.40	0.36	0.63	0.69	0.59	1.06

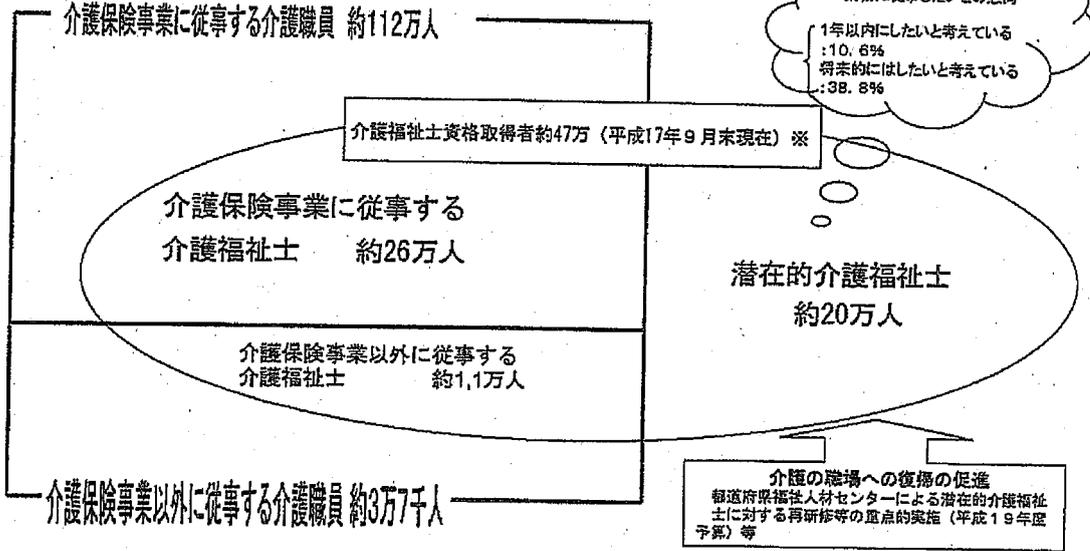
(注) 常用：無期雇用か又は4ヶ月以上の雇用契約期間が定められている者
 パートタイム：所定労働時間が通常の労働者より短い者
 常勤パートタイム：パートタイムのうち、無期雇用か又は4ヶ月以上の雇用期間によって就労する者

(参考)
 全産業有効求人倍率（常用（除パート））と介護関連職種有効求人倍率（常用（除パート））の相関係数：0.79
 全産業有効求人倍率（常勤パートタイム）と介護関連職種有効求人倍率（常勤パートタイム）の相関係数：0.61

資料出所：職業安定業務統計（厚生労働省職業安定局）

潜在的介護福祉士の状況

介護等の業務に従事していない、いわゆる潜在的介護福祉士は、推計すると約20万人（平成17年9月末現在の登録者数約47万人に対して約4割）となっている。
介護福祉士会が会員に対して行った調査では、潜在的介護福祉士のうち約5割がいずれは介護業務に従事したい意向を持っている。



※ 介護福祉士資格取得者数については、できる限り時点をそろえるため、平成17年9月末現在の人数を用いているが、平成19年3月末現在では約56万4千人となっている。

資料出所：介護保険事業の介護職員・介護福祉士数：介護サービス施設・事業所調査（平成17年10月1日）（実人員ベース）
介護保険事業以外の介護職員・介護福祉士数：社会福祉施設等調査（平成17年10月1日現在）（実人員ベース）＜介護福祉士数がかかる施設のみ＞
不就労介護福祉士の就労意向：介護福祉士状況調査（平成14年8月）介護福祉士会調査

介護職員数の将来推計

I 介護サービス対象者数の推計

○ 要介護認定者等数、介護保険利用者数及び後期高齢者（75歳以上）数の推計

		平成16年 (2004)	平成20年 (2008)	平成23年 (2011)	平成26年 (2014)	平成36年 (2024)	平成42年 (2030)
要介護認定者等数	予防効果なし [A]	410	520	580	640	—	—
	予防効果あり [B]	—	500	540	600	—	—
	[C]	330	410	450	500	—	—
介護保険利用者数	うち施設	80	100	100	110	—	—
	うち在宅	250	310	350	390	—	—
後期高齢者（75歳以上）数 [D]		1110	1290	1430	1530	1980	2100

＜出典＞ 要介護認定者等数：第18回社会保障審議会介護保険部会（平成16年10月29日）資料
介護保険利用者数：第19回社会保障審議会介護保険部会（平成16年11月15日）資料
後期高齢者（75歳以上）数：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口（平成14年1月推計）」

（注1）介護保険利用者数[C]は、現行の要介護認定者等数[A]がベース。なお、要介護認定者等数と一致しないのは、入院、家族介護等により、介護保険の利用率が8割程度であるため。

（注2）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口（平成14年1月推計）」によると、2030年が後期高齢者数のピーク。

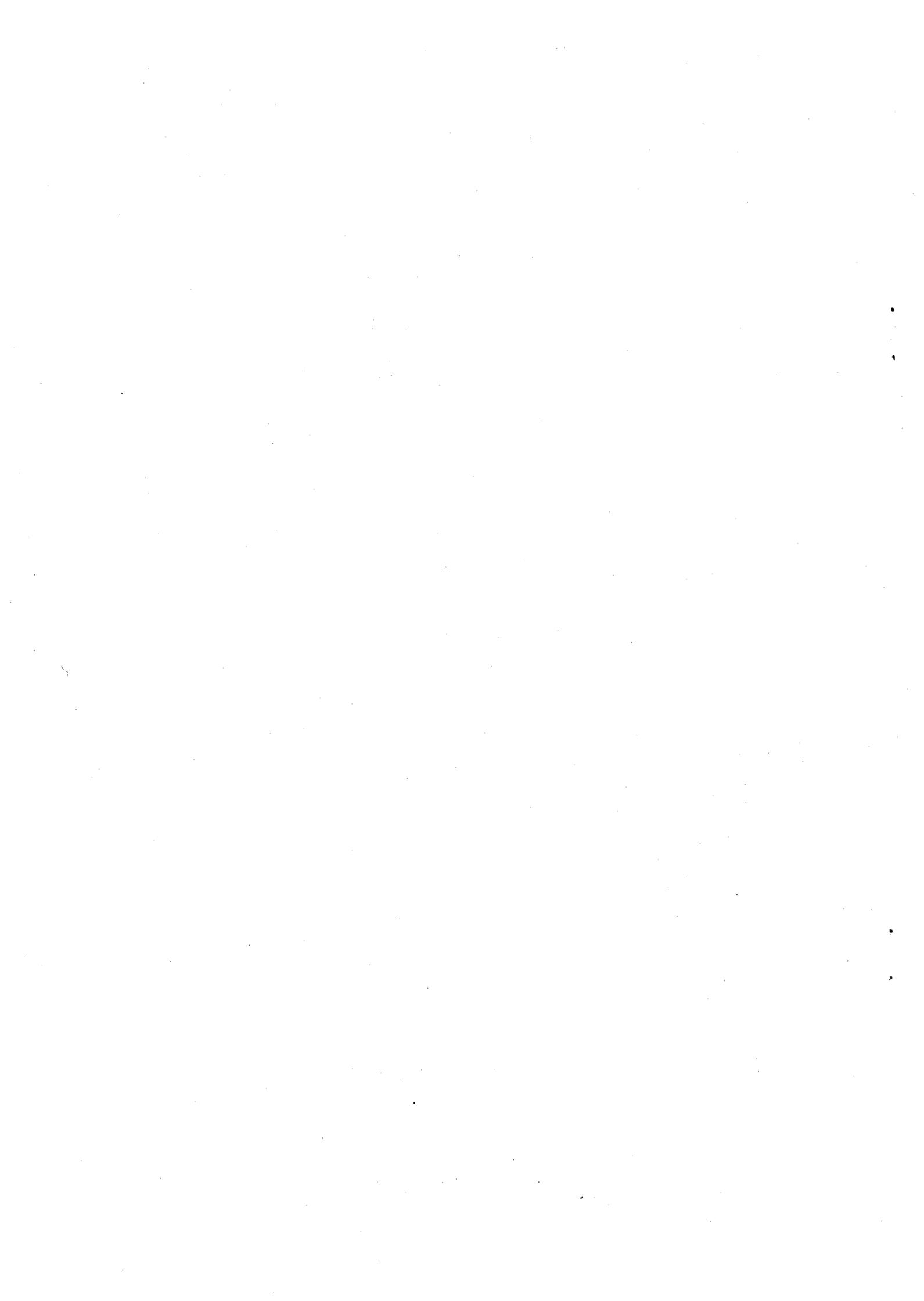
II 介護保険事業に従事する介護職員数（実数）の推計

○ 平成16年の介護職員数（100.2万人）を基準に、Iの各推計と同じ伸び率で増加すると想定して算定

		平成16年 (2004)	平成20年 (2008)	平成23年 (2011)	平成26年 (2014)	平成36年 (2024)	平成42年 (2030)
いずれの推計を使用しても、平成26年の介護職員数は140～155万人程度であり、今後10年間で年間平均4.0～5.5万人程度の増加と見込まれる。	[A]のケース	100.2	127.1	141.7	156.4	—	—
	[B]のケース	施設 29.8 在宅	122.2	132.0	146.6	—	—
	[C]のケース		124.6	135.9	150.8	—	—
	[D]のケース	70.4	116.4	129.1	138.1	178.7	189.6

＜出典＞ 平成16年の介護職員数：平成16年介護サービス施設・事業所調査

（注3）介護職員は、介護保険施設及び居宅サービス事業所等における従事者のうち、介護福祉士、訪問介護員等の介護関係業務に従事する者をいう。
（注4）[C]のケースの推計は、施設・在宅別に推計したものを合計したもの。



平成22年度予算案について



横浜は現場主義、生活主義、元気主義！
～安心と活力をともに生み出す～



平成22年2月
横 浜 市

目 次

はじめに	2頁
1 予算案の概要	
(1) 22年度予算案で取り組む施策事業	4頁
(2) 各会計の予算規模	6頁
(3) 安心と活力をともに生み出す、市政運営の実現に向けて	7頁
ア 緊急的取組【子育て支援（保育、医療、教育）】	7頁
イ 政策分野での4つの重点的取組（主な事業）	10頁
ウ 緊急経済対策（現下の経済状況に対する経済支援）	18頁
(4) 非常事態に対応した緊急避難的な財政運営	19頁
2 一般会計予算案	
(1) 歳入	22頁
(2) 歳出	24頁
3 22年度における市政運営の主な取組	
(1) 22年度局・事業本部の主要事業一覧	27頁
I 子ども・教育	27頁
II 福祉・保健・医療	34頁
III 市民活動、市民の安全	41頁
IV 地球温暖化対策、環境、ごみ	47頁
V 都市基盤整備	51頁
VI 経済・雇用	55頁
(2) 22年度区予算の概要、区の主要事業一覧	58頁
(3) しごと改革の推進	62頁
(4) 規律ある財政運営に向けた取組	65頁



コラムです

① 2010年日本A P E Cの横浜開催	6頁
② 課題対応プロジェクト	9頁
③ 「かがやけ横浜こども青少年プラン」の策定	11頁
④ 中国からの観光客誘致促進・ 上海万博「日本産業館」に出展します	16頁
⑤ 羽田空港国際化～横浜と世界がぐんぐん近くなる！～	17頁
⑥ 「子ども手当」が支給されます！	26頁

【参考】資料編	69頁
---------	-----

(計数整理の結果、数値の異動が生じる場合があります。)

はじめに

横浜は現場主義、生活主義、元気主義！～安心と活力をともに生み出す～

このたび、平成 22 年度予算案をとりまとめました。経済環境の急激な変化や少子高齢化の進展などにより、様々な影響や不安が市民生活にひろがっています。だからこそ、生活の現場で今何が必要とされているのかをしっかりと感じ取り、小さな取組であっても、**生活の大きな安心を実現させる**。そして、**市内経済を支え、地域の元気を生み出す**。この両輪で進めていくという強い思いを形にしました。日々の暮らしが良い方向に変わってきた、と市民のみなさんに実感していただけるよう、着実かつ大胆に取り組んでまいります。

予算案のポイントは次のとおりです。

ポイント 1【緊急的な状況への迅速な取組】

安心して生み育てられる横浜を、今すぐにでも実現したい。待機児童の激増、出産場所や万が一のときの受け入れ先が見つからない、そんな状況を一刻も早く解消するため、**保育所待機児童の解消、産科・小児医療、救急医療体制の充実**に向けて、第一線で働く職員によるプロジェクトチームで検討を重ね、**子育て支援を充実させました**。そして、**きめ細かな教育の推進**のために、いじめや不登校など多様な課題に組織的に取り組む体制を整えるとともに、円滑な学級運営のための学校支援を拡充することにしました。

社会経済情勢が厳しい中で、その影響をまともに受け、本当にご苦労なさりながら、事業を営む方たち、そこで働く方たちをしっかりとご支援することも、今すぐ取り組むべき、切実な課題です。そこで、**緊急経済対策として**、市内中小企業への融資や雇用創出の充実などを進めます。道路や学校の修繕、公園再整備など社会資本の長寿命化にも取り組み、市内経済の下支えをしていきます。

ポイント 2【地域での安心した生活の実現】

横浜で暮らす誰もが、地域でのつながりを大切に、安心して暮らしていけるよう、「将来にわたるあんしん施策」など生活に密着した施策を着実に進めます。「高齢になっても、障害があっても地域で生き生きと暮らしたい」これは、市役所を飛び出し、現場を歩き回った中で、最も切実で多くの方が期待していることでした。そこで、着工を先送りしていた一部の**地域ケアプラザやコミュニティハウスの整備、地域療育センターの基本設計、重症心身障害児施設整備に向けた調査**をスタートさせます。新型インフルエンザなどの対策や食の安全を守る機能充実に向けて、**衛生研究所の再整備**にも着手することにしました。

ポイント3【元気な横浜であるために】

まず、足元の**地域経済が活性化**すること。これがあって、将来の横浜は元気になるのです。人と人がつながり、町を元気にする「商店街」の活性化を応援します。羽田空港国際化やAPEC横浜開催を絶好の機会として最大限活用し、観光・コンベンション、企業誘致を強力に進めていきます。横浜の魅力をタイムリーにアピールし、新たなビジネスや雇用のチャンスがあふれるまちにしていきます。

将来の横浜を元気にするための投資も着実に進めます。戦略的な企業誘致や環境分野の産業振興を促進するとともに、中長期的な視点に立ち、「**横浜港のハブポート化**」「**横浜駅周辺大改造計画**」を進めます。また、脱温暖化の一層の推進など環境に負荷をかけないまちづくりや、身近な地域・元気づくりの推進など多様な地域づくりに取り組んでいきます。

ポイント4【財政健全性の維持】

財政状況がいかにか厳しくても、必要な市民サービスを簡単にはやめない、という覚悟で臨んだ予算編成でした。そのために、約530億円という、ここ数年で最大の収支不足をいかに乗り切るか、この4か月間、議論に議論を重ね、全庁的な「しごと改革」に、職員一丸となって徹底して取り組み、例年以上の成果を出しました。

日々の暮らしに軸足をおいた**市民サービスの提供と、財政健全性の維持を両立させるため、思いきった内部経費の切り込みや事業の見直し**に加え、緊急避難的な対応策として**市債発行額を増やすことを決断**いたしました。

今後とも更に厳しい財政状況を覚悟し、これまで以上に改善・改革の取組をアタリマエのこととし、新たな歳入確保や事業の抜本的な見直しも進めていきます。そして、将来世代の負担増につながらないように、中長期的な視点をもって、市政を運営していきます。

昨日よりも今日、今日よりも明日と、市民のみなさんの暮らしが充実するように、そのことに何よりも重きをおいた予算案としました。一人ひとりの市民のみなさんの力とつながりが、開港以来培われた横浜の財産です。そのエネルギーと絆を一層強いものとして、明るい未来をともに創っていきましょう。

平成22年2月4日

横浜市長 林 文子

1 予算案の概要

(1) 22年度予算案で取り組む施策事業

22年度の予算案では、厳しい状況にあっても、生活の安心の実現と地域の元気を生み出すことを両輪として、昨年10月に公表した「**市政運営の基本的な考え方**」の**5つの方向性**に沿った取組を着実に推進します。まず、市民の暮らしの充実のため、喫緊の課題である「**子育て支援**」を**緊急的取組**として、市長直轄の課題対応プロジェクトが提案した取組な

◆市政運営の基本的な考え方「5つの方向性」に基づいた施策事業の展開

緊急的取組

子育て支援（保育、医療、教育）

●**保育所待機児童の解消**
保育所整備に加え、今ある施設や施策を柔軟に活用した多様な施策の展開

●**産科・小児医療、救急医療体制の充実**
産科病床設置促進、救急医療体制の強化、相談体制の充実など、安心して生み育てられる体制整備

●**きめ細かな教育の推進**
子どもに関する多様な課題に組織的に取り組む体制整備、円滑な学級運営などのための学校支援の拡充

7ページ～

政策分野での4つの重点的取組

方向性1 市民の暮らしの充実

地域子育て支援、医療、教育の質の向上など、安心して子どもを生み育てるための取組をすすめます。10ページ～

方向性2 現場目線でぬくもりのある行政サービスの充実

高齢者や障害者が生き生きと暮らすことができる取組や、誰もが身近な地域で安心して暮らすことができる取組をすすめます。11ページ～

方向性3 環境問題への更なる取組

あらゆる施策に脱温暖化の視点を取り入れていくなど、先駆けとなる環境行動の取組をすすめます。14ページ～

方向性4 国際都市化の一層の推進、経済の活性化

魅力ある都市づくりに向けた取組や、市内経済の元気につなげる取組をすすめます。16ページ～

緊急経済 対策

市内中小企業への融資や雇用の創造など、現下の厳しい経済状況に対応し、市民生活と市内経済を守ります。

どを実施します。また、政策分野での4つの重点的分野として「市民の暮らしの充実」「現場目線でぬくもりのある行政サービスの充実」「環境問題への更なる取組」「国際都市化の一層の推進、経済の活性化」、運営分野では「財政健全化の取組」をすすめます。さらに、厳しい経済情勢に迅速かつ的確に対応できるよう「緊急経済対策」も充実を図ります。

運営分野での
取組

方向性5
財政健全化の取組

日々の暮らしに軸足を
おいた市民サービスの
提供と、財政健全性の
維持を両立させる市政
運営を行っていくため
に、行財政の改革・改
善にたゆまず努力して
いきます。

市税の大幅減収に対応
するために、
○緊急避難的な財源確
保の取組
○徹底した事務事業の
見直し
を行いました。

19ページ～

- 地域子育て支援拠点の設置
- 放課後児童育成推進
- 学校教育の充実
- 働きやすく子育てしやすい横浜の企業づくり支援 など

- 特別養護老人ホームの整備
- 将来にわたるあんしん施策
- 地域療育センターの整備
- ぬくもりある区民サービス向上支援 など

- 横浜みどりアップ計画の推進
- 地球温暖化対策の推進 など

- 観光・コンベンションの推進
- 企業誘致促進
- 横浜港のハブポート化の推進 など

- 中小企業の経営安定
- 雇用の創造と自立に向けた支援
- 市内中小企業の事業量確保につながる社会資本の長寿命化
- ※「5つの方向性」に該当する事業も含む

18ページ

(2) 各会計の予算規模

	22年度	21年度	増▲減	増減率
一般会計	1兆3,604億円	1兆3,714億円	▲110億円	▲0.8%
特別会計	1兆1,639億円	1兆2,873億円	▲1,234億円	▲9.6%
公営企業会計	5,755億円	6,005億円	▲250億円	▲4.2%
総計	3兆998億円	3兆2,591億円	▲1,594億円	▲4.9%

注1：会計間で相互にやりとりする重複部分を除いた全会計の純計は、2兆3,516億円となっています。

注2：各項目で単位未満を四捨五入をしているため、総計欄及び増減欄と一致しない場合があります。

22年度の一般会計の予算規模は、1兆3,604億円で、前年度に比べて0.8%減と5年ぶりのマイナス予算になっています。また、特別会計や公営企業会計を合わせた全会計では、3兆998億円で、前年度に比べ4.9%減と3年連続のマイナス予算になっています。

このうち一般会計予算について、歳入面では、その中心である市税収入が前年度に比べ、給与所得や企業収益の減少により385億円もの大幅な減収(5.3%減)となり、2年連続の減収と見込んでいます。一方で、減収に伴って、普通交付税を100億円見込んだほか、緊急避難的対応として市債や財政調整基金などを活用しました。(詳細は19～24ページ)

歳出面では、国の公共工事費削減の影響などで施設等整備費が大幅に減少した一方、生活保護費や22年度から始まる子ども手当など、福祉・医療・子育てなどの経費である扶助費が大幅に増加しています。これにより、扶助費のほか人件費や過去の借入金の償還経費である公債費を合わせた、いわゆる義務的経費が予算全体の54.2%を占め、はじめて50%を超える高い割合になりました。(詳細は24～26ページ)



◆ 2010年日本APECの横浜開催 ◆



22年11月7日から14日にかけて、日本では15年ぶり2回目となるAPEC(アジア太平洋経済協力)首脳会議等が開催されます。APECは、アジア太平洋地域にある21の国・地域が参加する地域協力で、貿易や投資がより盛んに行われるよう取り組んでいます。会議開催期間中には、各国・地域の首脳・閣僚をはじめ、経済界関係者や報道関係者など、約8千人が横浜を訪れます。

横浜市は開催都市として、安全かつ円滑に会議が開催される環境を整えるため、消防や救急医療体制の確立、本市施設の安全対策等に取り組むほか、会場周辺の警備が円滑に行われるようサポート体制を整えます。また、会議開催情報の提供などを積極的に行い、会場として想定されているみなとみらい21地区の住民や事業者をはじめとした市民の皆様の理解と協力をいただくための施策を実施していきます。

また、会議関係者への「おもてなし」、横浜の魅力の国内外への「アピール」、市民の皆様がAPECに「親しむ」という3つの基本姿勢のもと、様々な取組を行っていきます。

会議の横浜開催を成功させ、さらなる国際コンベンションや観光客、企業の誘致につなげていきます。

[開港150周年・創造都市事業本部APEC開催推進担当 TEL671-3802]

(3) 安心と活力をともに生み出す、市政運営の実現に向けて

※予算額は100万円未満を四捨五入して記載

※PJは「課題対応プロジェクト」独自検討事業、新は新規事業、固は再掲事業

ア 緊急的取組【子育て支援（保育、医療、教育）】**① 保育所待機児童の解消 84億6600万円**

15年度からの6年間で、認可保育所の新設などにより約12,000人の定員増加を図りましたが、21年4月1日現在の待機児童数は1,290人となっています。この需要に対応するため、引き続き保育所整備による定員増を図るとともに、多様な働き方に対応できるよう保育サービスの充実や、保育所の定員割れといったサービス需給のミスマッチ解消に向けて新たな取組を実施します。

保育所や家庭的保育などで
2,103人分の受入増

【主な事業】**『保育所整備』 18億9100万円**

保育所の新設及び増改築により定員枠を拡大します。また、通園利便性の向上のための取組（下記参照）を実施します。

- 定員増 [21年度] 1,047人 ⇒ [22年度] 1,367人

[こども青少年局保育所整備課 TEL671-2376]

◇ 通園利便性の向上 (4600万円)

既存保育所の空き定員の活用のため、駅近くに拠点となる送迎保育ステーションを整備し、郊外にある複数の保育所への送迎を、新たにモデル実施します。(1か所)
また、通園バスを購入する保育所に対して補助します。(7か所)

[こども青少年局保育所整備課 TEL671-2376 保育運営課 TEL671-2365]

『市立保育所の更なる活用』 1600万円 PJ 新

市立保育所での定員外入所の増や、交通利便性が悪く空き定員のある保育所の駐車場整備により、受入児童数の増を図ります。 [こども青少年局保育運営課 TEL671-2365]

『横浜保育室の運営』 52億9300万円

本市が定めた基準を満たし、認定した認可外保育施設「横浜保育室」の運営費を定員規模に応じて拡充することで、既存施設の運営の安定化を図るとともに、新規参入を促進します。また、所得に応じた保育料の軽減助成を実施することで利用しやすくし、入所の促進を図ります。(一律1万円/月→所得に応じ1~4万円/月に拡大)

[こども青少年局保育運営課 TEL671-2365]

『事業所内保育施設助成事業』 2700万円 PJ

事業所内保育施設の設置を促進するため、整備費及び開所から3年間の運営費（新規）を補助します。 [こども青少年局保育運営課 TEL671-2365、保育所整備課 TEL671-2376]

『NPOなどを活用した家庭的保育事業』 3800万円 PJ 新

NPO法人などの事業者が保育者を雇用し、マンションの一室などで少人数の児童を複数の保育者が家庭的な環境の中で保育します。(3か所)

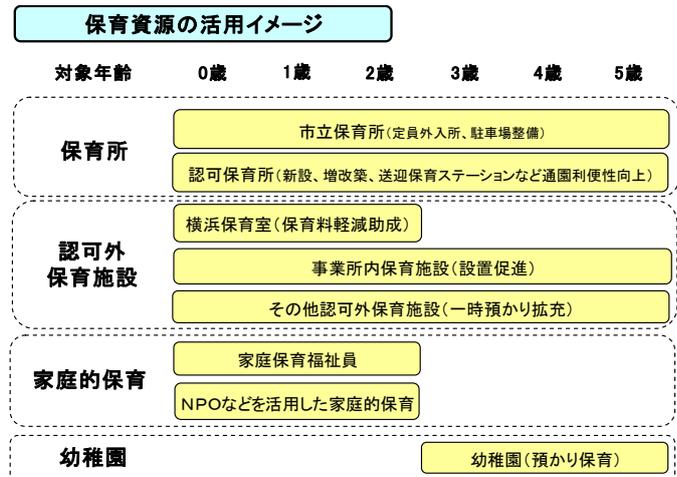
[こども青少年局保育運営課 TEL671-2365]

1 予算案の概要

『短時間就労のための乳幼児一時預かり事業』 1600万円 **PJ** **新**

認可外保育施設の活用により、これまで十分に対応できなかったパート、アルバイトなどで就労されている養育者に対して、従来より実施時間を延ばした一時預かり場所を整備（3か所）することにより、多様な働き方への対応を図ります。

〔こども青少年局子育て支援課
Tel671-2701〕



② 産科・小児医療、救急医療体制の充実 10億8100万円

出産を取り扱う施設の減少や小児科の二次救急を休止する病院が生じています。また、救急車による搬送では、受入病院が決まるまでの時間が延びています。

安心して子どもを生み育てられる環境を目指して、産科病床の増床、周産期救急医療体制の強化や情報提供・相談機能の拡充など、新たな視点から検討した取組を実施します。

【主な事業】

『産科病床設置促進助成』 1000万円 **新**

安心して出産できる環境を確保するため、産科病床の増床等に対して助成します。

〔健康福祉局医療政策課 Tel671-2438〕

『周産期救急病院体制強化助成』 4900万円 **PJ** **新**

周産期の救急患者を円滑に受け入れるため、産婦人科医師の2人当直体制をとる病院に対し、医師を配置するための経費などを助成します。

〔健康福祉局医療政策課 Tel671-2438〕

『地域医療を支える市民活動の推進』 4300万円 **PJ** **新**

子育て家庭の安心や、医療機関の適正利用の推進に向け、地域子育て支援団体やNPOとの協働などにより、小児救急のかかり方の啓発など区ごとに独自性をもった広報・啓発活動を推進します。

〔健康福祉局医療政策課 Tel671-2438〕

『救急医療情報の提供や電話相談の充実』 4400万円 **PJ** **新**

出産を取り扱う施設の案内や妊婦の相談を受け付ける「産科あんしん電話相談」を新たに開設するほか、「小児救急電話相談」の受付時間を朝まで延長します。また、救急医療情報センターの体制を強化するなど、電話による情報提供・相談を充実させます。

〔健康福祉局医療政策課 Tel671-2438〕

『二次救急拠点病院事業』 2億円 新

夜間・休日に入院などが必要な救急患者の受入体制を強化するため、24時間365日二次救急患者に対応する病院を本市独自に「二次救急拠点病院」として新たに位置付け（20病院）、これらの病院に医師を配置するための経費などを助成します。

〔健康福祉局医療政策課 TEL671-2438〕

『救急医学教室の設置』 3000万円 PJ 新

救急医学教育を実践することにより、救急の専門知識を持った医師を養成し、地域病院への従事を推進するため、横浜市立大学医学部に救急医学教室を新たに設置します。

〔都市経営局大学調整課 TEL671-4271〕

**コラムその②****◆課題対応プロジェクト◆**

喫緊の課題である「子育て支援」については、市役所庁内に「保育所待機児童解消」及び「産科・小児医療、救急医療体制の充実」の2つの市長直轄の課題対応プロジェクトチームを設置し、検討を行いました。メンバーは、保育所や医療機関といった現場に出向き、さまざまな意見をお聴きしたうえで生まれたアイデアを生かして、事業を検討しました。

なお、教育委員会においても小・中学校の校長を含むメンバーでプロジェクトチームを設置し、一人ひとりに目を配るきめ細かな教育を推進するための事業を検討しました。

③ きめ細かな教育の推進 3億7700万円

不登校や発達障害、日本語指導が必要な児童・生徒など、子どもを取り巻く諸課題が多様化するとともに、増加しています。そこで、学校のチーム対応力を強化し、一人ひとりに目を配るきめ細かな教育の推進に向けた取組を実施します。

『児童支援体制強化事業』 1億1800万円 新

いじめや不登校、発達障害などの子どもに関する諸課題対応への校内の中心的役割を果たすとともに、地域連携をすすめる対外的窓口を担う『児童支援専任教諭』を小学校70校に新たに配置します（授業を代替する非常勤講師を派遣）。

- 26年度までに小学校全校に配置予定

〔教育委員会事務局小中学校教育課児童・生徒指導担当 TEL671-3250〕

〔教育委員会事務局教職員人事課 TEL671-3226〕

『スクールサポート事業』 2億5900万円

複数の教員などによる円滑な学級運営や児童・生徒へのきめ細かな学習指導などをすすめるため、非常勤講師と教員志望の学生などのボランティア（アシスタントティーチャー）の小中学校への派遣を拡充します。

- 非常勤講師派遣 [21年度] 小学校（低学年対象）100人
⇒ [22年度] 小学校（全学年対象）100人 中学校（全学年対象）50人
- ボランティア派遣 [21年度] 150人 ⇒ [22年度] 200人

〔教育委員会事務局教職員人事課 TEL671-3226〕

イ 政策分野での4つの重点的取組（主な事業）

① 市民の暮らしの充実

『地域子育て支援拠点の設置』 8億4800万円

地域において子育て家庭を支えるため、親子の居場所や子育てに関する情報提供や相談、子育て支援ネットワークづくり、人材育成を行う子育て支援の総合的な拠点を設置します。

[21年度] 15か所 ⇒ [22年度] 17か所

[こども青少年局子育て支援課 TEL671-4157]



『放課後児童育成推進』 43億9100万円

「放課後キッズクラブ」、「はまっ子ふれあいスクール」、「放課後児童クラブ」を実施し、子どもたちの安全で快適な放課後の居場所づくりを推進します。

- 放課後キッズクラブ

[21年度] 69か所 ⇒ [22年度] 93か所

- はまっ子ふれあいスクール

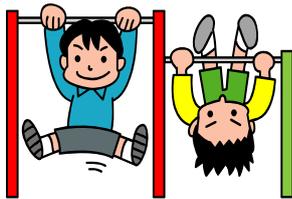
[21年度] 280か所 ⇒ [22年度] 257か所

※はまっ子ふれあいスクールは、「放課後キッズクラブ」への転換を進めます。

- 放課後児童クラブ

[21年度] 189か所 ⇒ [22年度] 197か所

[こども青少年局放課後児童育成課 TEL671-4068・4152・4153]



『障害児の居場所づくり』 2億1100万円

障害のある子どもが、放課後や夏休みなどに、のびのびと充実した時間を過ごし、豊かな人間性を育むことができるようにするとともに、家族が安定した生活と社会参加が実現できるための環境を整えます。

[21年度] 17か所 ⇒ [22年度] 21か所

[こども青少年局障害児福祉保健課 TEL671-4278]

『学校教育の充実』 14億3000万円

学校と教育委員会が連携し、学力向上に取り組む「よこはまの子ども学力向上事業」や国語力と国際性を育む「ヨコハマ語学教育」、子どもの学びの継続性を確保し小中学校間の連携・協働を円滑にすすめる「横浜型小中一貫教育」を推進するとともに、学校現場の支援を行う「方面別学校教育事務所」を市内4方面に開設するなど、学校教育の充実を図ります。

[教育委員会事務局小中学校教育課 TEL671-3233]

[教育委員会事務局授業改善支援課 TEL671-3723]

[教育委員会事務局総務課分権化推進担当 TEL671-4237]



コラムその③

◆「かがやけ横浜こども青少年プラン」の策定◆

「かがやけ横浜こども青少年プラン」は、子ども・青少年の自立に向けた支援や、子育て環境の整備のための取組をまとめた行動計画で、22年度～26年度が後期計画期間です。



この計画では、「未来の世代を育むまち『よこはま』の実現」を理念に、「すべての子ども・青少年への支援」「家庭の子育て力を高める支援」など5つを基本的な視点としています。やがて大人となっていく子ども・青少年が、自立に向けて生きる力を育ていけるよう、生まれる前から、乳幼児期を経て青少年期にいたるまでの、さまざまな施策を市民と行政の連携ですすすめます。



〔こども青少年局企画調整課 TEL671-4281〕

『働きやすく子育てしやすい横浜の企業づくり支援』

1900万円

男女がともに働きやすく子育てしやすい職場づくりを積極的にすすめる市内事業所を認定・表彰し、取組を広く紹介する「よこはまグッドバランス賞」のほか、市内企業のワーク・ライフ・バランスを推進するための普及・啓発を実施します。

〔市民活力推進局男女共同参画推進課 TEL671-3691〕

〔こども青少年局企画調整課 TEL671-4281〕

② 現場目線でぬくもりのある行政サービスの充実

『介護支援ボランティアポイント事業』

4900万円

高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントがたまり、ポイントに応じて換金又は寄附することができます。これにより、本人の健康増進・介護予防や社会参加・地域貢献を通じた生きがいづくりを促進します。

22年10月からボランティア活動の範囲を介護施設以外にも拡大します。

〔健康福祉局介護保険課 TEL671-4250〕

『地域ケアプラザの整備』

8億2100万円

地域における福祉・保健活動の拠点として、地域包括支援センター及び地域活動交流等の機能を担う地域ケアプラザの整備を行います。

〔21年度〕119か所 ⇒ 〔22年度〕123か所

〔健康福祉局地域支援課 TEL671-3640〕

1 予算案の概要

『小規模多機能型居宅介護事業所の整備』

5 億 2900 万円

身近な地域で24時間365日の介護サービスを提供する、小規模多機能型居宅介護事業所の設置に対して、整備費の補助のほか、開設初年度運営費の補助などもあわせて行うことで、整備の促進を図ります。

[21年度]42か所 ⇒ [22年度]63か所

[健康福祉局高齢施設課 TEL671-3641]

[健康福祉局事業指導室 TEL671-4251]

『特別養護老人ホームの整備』

35 億 9000 万円

在宅生活の継続が難しく、特別養護老人ホームへの入所の必要性・緊急性が高い方に対応するため、施設整備に対する助成を行い、整備の促進を図ります。

[21年度]12, 207床 ⇒ [22年度]13, 207床

[健康福祉局高齢施設課 TEL671-3620]

『将来にわたるあんしん施策』

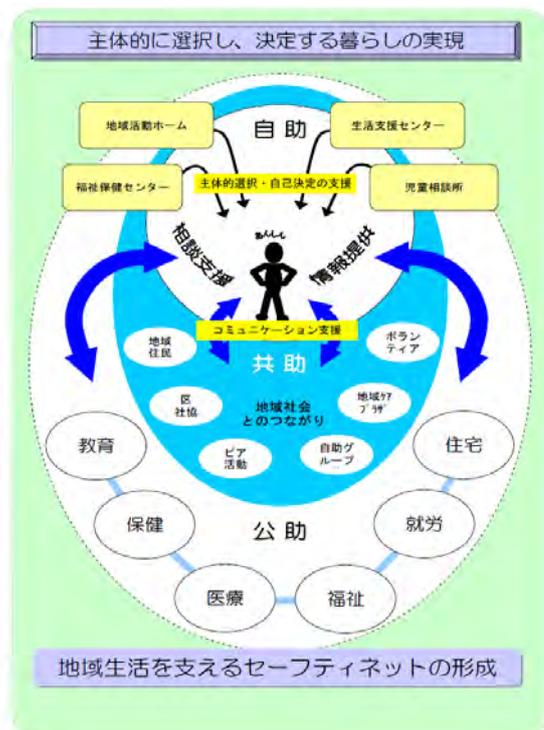
19 億 100 万円

新

「将来にわたるあんしん施策」は21年4月に策定した「横浜市障害者プラン（第2期）」の中に位置づけられ、多くの障害者や家族が切実に求めている必要な施策を取りまとめたものです。本施策は、22年4月に廃止する在宅心身障害者手当の質的転換策であり、障害者施策推進協議会での協議を軸に、市民の方のご意見をふまえ具体化を図りました。

本市では、障害のある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、次の3つの項目を柱としてきめ細かな取組をすすめることとしています。

- 親なき後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築
 - ・ 障害者の見守りなどを行う後見的支援の充実
 - ・ 医療的ケアを必要とされる方のための多機能型拠点の整備など
- 障害者の高齢化・重度化への対応
 - ・ 高齢化・重度化対応グループホームのモデル実施
 - ・ 在宅生活を支える医療的ケア研修の実施など
- 地域生活のためのきめ細かな対応
 - ・ 医療従事者の障害理解の推進
 - ・ 総合的な移動支援施策体系の再構築など



[健康福祉局障害企画課 TEL671-3569]

『地域療育センターの整備』

1500 万円

新 再

障害のある児童を対象に、相談・評価・指導・訓練などのサービスを行うため、市内8館目となる地域療育センターの整備を行います。

[22年度]基本設計

[こども青少年局障害児福祉保健課 TEL671-4278]

『重症心身障害児施設整備の調査』 300万円 新

在宅介護を行う家族の負担軽減及び市外入所の解消のため、重症心身障害児入所施設の整備の調査を行います。
〔こども青少年局障害児福祉保健課 TEL671-4278〕

『衛生研究所再整備事業』 3000万円

衛生研究所の老朽化がすすんでいるため、移転再整備を行います。
〔健康福祉局衛生研究所管理課 TEL754-9807〕

『新型インフルエンザ対策事業』 3億9200万円

新型インフルエンザ流行による被害を最小限に抑えるための対策を実施します。

- 医療機関等への資器材の整備
- 市民に向けた広報啓発の強化
- 市・区対策本部職員用の資器材の保管
- 市立学校における対策の実施

〔健康福祉局健康安全課 TEL671-2468〕

〔安全管理局危機管理課 TEL671-2019〕

〔教育委員会事務局健康教育課 TEL671-3234〕



『ぬくもりある区民サービス向上支援事業』 1億円 新

区民の皆様には区庁舎などを快適かつ安心してご利用いただき、区民満足度の向上につながるよう、各区役所において、サービスの向上を実感していただける取組を実施します。

- ※取組例・高齢者や障害者、子ども連れの方など、どなたでも利用しやすい区庁舎などの環境整備
・区庁舎などの快適性や安全性の向上を図るための取組

〔市民活力推進局区連絡調整課 TEL671-2048〕

『身近な地域・元気づくりの推進』 3800万円

日常的な生活圏で、自治会町内会、NPOなど、様々な主体が協働して、福祉、防犯、まちづくりなどの地域課題の把握・解決に向けての取組をすすめるため、モデル地区を指定し、区・関係局が総合的に支援します。また、市民主体の地域運営が持続可能となるための仕組みづくりをすすめるとともに、自治の視点に立った検討を行います。

- 市民主体の地域運営（エリアマネジメント）の仕組みづくりが進んでいるモデル地区の数
〔21年度〕30地区 ⇒ 〔22年度〕40地区

〔市民活力推進局協働推進課 TEL671-2302〕

〔都市整備局地域まちづくり課 TEL671-2694〕

〔健康福祉局福祉保健課 TEL671-3994〕

『コミュニティハウス整備事業』 3億4500万円

子どもから高齢者まで、地域における住民の交流や様々な活動の拠点となる施設として、コミュニティハウスの整備を行います。

[21年度]111か所 ⇒ [22年度]113か所 [市民活力推進局地域施設課 TEL671-2326]

③ 環境問題への更なる取組

『横浜みどりアップ計画の推進』 94億1500万円

「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」は、緑の減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって緑の総量と質を維持・向上させ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承していくため、21年度から「横浜みどり税」を主な財源としてスタートし、さらに推進します。また、「横浜みどりアップ計画市民推進会議」を開催し、評価・提案をいただくなど、市民がより一層成果を実感できるよう事業の推進につなげます。

[環境創造局みどりアップ推進課 TEL671-2811]

◇「樹林地を守る」施策（74億6600万円）

緑地保全制度の地区指定を拡大するとともに、保全した樹林地については、市民協働による維持管理や間伐など、「安全・明るい森づくり」、「森の楽しみづくり」などによる利活用を促進します。また、相続等不測の事態に対応した樹林地の買取り（買取り計画面積：約20ha）も行います。

◇「農地を守る」施策（10億7600万円）

地産地消に着目した農業振興策（収穫体験農園の開設支援（整備予定面積約1.9ha）など）や農業を支える多様な担い手の育成など、農業を取り巻く課題に取り組むことで、農業の活性化を図り、農地を保全します。また、相続等不測の事態に対応した農地の買取りやあっせんも行います。

◇「緑をつくる」施策（7億1900万円）

地域の方々との協働による緑化の計画づくり、そして緑化を進める「地域緑のまちづくり」や、民間保育所、幼稚園の園庭芝生化助成をすすめるとともに、市立保育所の園庭（12か所）、市立小中学校の校庭（13か所）の芝生化、街路樹の管理水準を高めることによる健全な育成などにより、民有地や公共施設の緑化を一層推進します。

『生物多様性の保全への取組』 ～22年は国連が定める「国際生物多様性年」です～

10月にはCOP10（生物多様性条約締約国会議、名古屋市）が開催されます。横浜市では、生物多様性に関わる研究や京浜の森づくり、横浜港の水質改善に向けた市民協働によるきれいな海づくりの普及・拡大など引き続きすすめるとともに、全国の大都市に先駆けて具体的な行動計画をとりまとめる「生物多様性横浜戦略（仮称）」を市民参加により策定します。

[環境創造局企画課 TEL671-2686]

『地球温暖化対策の推進』 15億8800万円

脱温暖化を実現するスマートな都市づくりに向け、CO-DO30に基づき、全庁をあげて脱温暖化に取り組みます。〔地球温暖化対策事業本部地球温暖化対策課 TEL671-4108〕

・ 仕組み ～持続的な脱温暖化に有効な制度や仕組みづくり～

◇ 横浜グリーンバレー（6000万円）

横浜臨海部をモデルに、省エネや再生可能エネルギーの利活用、経済活性化に寄与する環境・エネルギー産業の育成、環境啓発拠点の形成を通じた「低炭素型のまちづくり」をすすめます。

※なお、下水道事業会計では、下水汚泥を燃料化し再生可能エネルギーを創出する事業に取り組みます。

〔地球温暖化対策事業本部地球温暖化対策課 TEL671-2477〕

〔環境創造局企画課 TEL671-3586〕

◇ 低炭素型次世代交通モデル事業（5800万円）

太陽光発電と電気自動車の普及促進の連携を目指した実証実験などを行うとともに、成果を広くアピールすることで、将来にわたる都市環境整備につなげます。

〔地球温暖化対策事業本部地球温暖化対策課 TEL671-2683〕

・ エネルギー ～省エネ・創エネによる地産地消都市へ～

◇ 住宅用太陽光・太陽熱利用システム設置費補助事業（2億8000万円）

個人住宅等へのシステム設置約2,200件に対して補助を行います。

〔地球温暖化対策事業本部地球温暖化対策課 TEL671-2477〕

◇ 電動車両によるCO2削減事業（9800万円）

電気自動車・プラグインハイブリッド車の購入や充電スタンド整備に対する補助を行います。

〔環境創造局交通環境対策課 TEL671-3825〕

◇ 消防車両の温暖化防止処置事業（3200万円）

消防車や救急車に専用の電源を搭載し、消防版アイドリングストップにより、最大約20%のCO2排出量削減に取り組みます。

〔安全管理局施設課 TEL334-6571〕

・ 市民力 ～YESから始めるエコライフ～

◇ 脱温暖化行動推進事業（ヨコハマ・エコ・スクール（YES）の推進）（2100万円）

NPO・事業者などと連携を図りながらYESを推進し、市民に対して、脱温暖化に関連する情報や学習・意見交換の場を提供します。

※YESとは、市民、団体、事業者、大学、行政などの行う環境・地球温暖化問題への取組を「YES」という統一的なブランドにより展開するものです。

〔地球温暖化対策事業本部地球温暖化対策課 TEL671-2629〕

◇ 1区1ゼロカーボンプロジェクト（4600万円）

各区において、脱温暖化講座の実施など、市民行動を促進する取組を行います。

〔18区（問合せ窓口は、地球温暖化対策事業本部地球温暖化対策課 TEL671-4108）〕

★ 脱温暖化への関与度を自己評価しました ★

あらゆる施策事業に脱温暖化の視点で取り組むため、22年度予算編成では事業ごとに「CO-DO30への貢献度」を自己評価しました。約3,000事業中、最高評価の「☆5つ」の事業数は78でした。

④ 国際都市化の一層の推進、経済の活性化

『観光・コンベンションの推進』 1億4500万円

羽田空港国際化、APEC首脳会議の横浜開催などを視野に入れ、コンベンションの誘致・開催支援やアフターコンベンションの充実、MICE（マイス）関連利用客の受入体制の整備、中国からの誘客などを図ります。

※MICE（マイス）とは、Meeting（企業等の会議）、IncentiveTravel（企業等の行う報奨・研修旅行）、Convention（国際機関・団体・学会等が主催する総会・学会等）、Event/Exhibition（イベント・展示会、見本市）の頭文字をとった言葉。〔経済観光局観光交流推進課 TEL671-2589〕

『企業誘致促進事業』 17億8100万円

厳しい経済環境の中で、中長期的な視点から横浜経済を支える企業集積に向けて、市長によるトップセールスや企業誘致セミナーの開催、企業立地促進条例による支援策の活用など、戦略的な攻めの企業誘致を展開します。〔経済観光局誘致・国際経済課 TEL671-3894〕



コラムその④

◆ 中国からの観光客誘致促進・上海万博「日本産業館」に出展します ◆

横浜市では、羽田空港国際化や中国の個人観光ビザの解禁などの流れを受け、2010年を中国からの観光客誘致を促進する絶好の機会と捉えています。

このため、今年5月1日から10月31日までの184日間、上海市で開催される「上海国際博覧会（略称：上海万博）」の「日本産業館」に出展参加し、映像による横浜の観光PRを行うこととしました。上海万博は、参加国・国家機関数は万博史上最多、目標入場者数7千万人という大規模な国際行事であり、中国をはじめ、世界中の人が訪れることから、大きな広報効果が期待できます。

また、6月28日（月）～7月4日（日）の7日間は、日本産業館の催事ステージで、横浜の観光PRや知名度向上を目的としたイベント「横浜ウィーク」を開催します。

〔経済観光局観光交流推進課 TEL671-3652〕



『横浜港のハブポート化の推進』 58億3800万円

先進的な港湾施設整備や京浜三港の連携など、国際競争力の強化施策を展開し、ハブポート化を推進します。

- ◇ 先進的な港湾施設の整備（57億9100万円）
 - 南本牧ふ頭高規格コンテナターミナル整備事業
 - 本牧ふ頭整備事業など
- ◇ 京浜三港の連携等、競争力強化施策の展開（4700万円）
〔港湾局企画調整課 TEL671-7301・港湾経営課 TEL671-7261〕





『横浜環状道路等整備』

77 億 6600 万円

人やモノの多様な交流・連携を支え、便利な市民生活や競争力のある横浜港、活発な産業活動を実現するため、横浜環状北線、横浜環状南線の整備や横浜環状北西線の計画検討を進めます。

〔道路局事業調整課 TEL671-3985〕

『横浜駅周辺大改造事業』

1 億 8700 万円

横浜の玄関口にふさわしいまちづくりの指針として、21年に取りまとめた「エキサイトよこはま22」（横浜駅周辺大改造計画）の実現に向け、具体的検討をスタートします。22年度は、先行実施予定の民間開発に関連するインフラ整備検討をはじめ、計画全般の都市基盤や仕組みづくりについて検討を進めます。〔都市整備局都市再生推進課 TEL671-3679〕

『商店街販売促進支援事業』

500 万円

商店街と市内プロスポーツチームが連携して新たに実施する、「150円商店街」キャンペーンを支援します。〔経済観光局商業・コミュニティビジネス振興課 TEL671-2591〕

『SBI R等ものづくり支援』

1 億 8700 万円

新技術・新製品開発に取り組む市内中小企業に対して、研究開発段階から販路開拓まで一貫して支援します。〔経済観光局ものづくり支援課 TEL671-3489〕



コラムその⑤

◆ 羽田空港国際化 ◆

～横浜と世界がぐんぐん近くなる！～

いよいよ今年10月に羽田空港4本目の滑走路と国際線ターミナルが運用を開始し、国際定期便の就航により、羽田空港と世界の主要都市が結ばれます。深夜早朝にはASEAN諸国や欧米諸国など世界各地への便も見込まれる一方、昼間はソウル・釜山・北京・上海・台北・香港への近距離便に限定されます。

本市は、国に対し、羽田空港が将来的に「国際ハブ空港※」としての機能を担えるよう、昼間の国際線の路線拡大など更なる国際化を働きかけるとともに、この国際化を契機として、横浜・羽田空港間のアクセス改善による利便性の向上、観光政策や国際コンベンション機能強化などに力を入れていきます。

※国際ハブ空港とは、国際線の乗換が便利で、

かつ国際広域航空路線網の中心として機能する拠点空港のこと。



〔都市経営局政策課 TEL671-3978〕

ウ 緊急経済対策（現下の経済状況に対する経済支援）

前年度に引き続き、次の視点から緊急経済対策を取りまとめました。

- ・資金繰り対策等の市内中小企業の経営安定に向けた支援
- ・雇用の創造と自立に向けた支援
- ・市内中小企業への発注が中心となり、経済活性化につながる社会資本の長寿命化の取組

なお、経済対策として 21 年度に拡充した事業については、厳しい財政状況の中でも、引き続き実施していきます。
〔都市経営局政策課 TEL671-4135〕

今年度の緊急経済対策の主な事業 総額：911 億円

◎ 中小企業の経営安定 823 億 5400 万円

- ◇ 中小企業融資制度（804億8700万円）
「緊急借換支援資金」や「セーフティネット特別資金」など、過去最大規模の融資枠総計 2,000億円を引き続き確保します。
〔経済観光局金融課 TEL671-2593〕
- ◇ 中小企業支援信用保証料助成（14億9000万円）
「緊急借換支援資金」などへの保証料助成を継続して実施するほか、新たに創設する経営の建て直しを図るための「経営再建支援資金」を追加するなどして、借入時の負担軽減を図ります。
〔経済観光局金融課 TEL671-2593〕

◎ 雇用の創造と自立に向けた支援 39 億 1400 万円

- ◇ 緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業・ふるさと雇用再生特別交付金事業（21億3000万円）
既存の緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別交付金事業に加え、国の緊急経済対策により創設された重点分野雇用創造事業により、新たに失業者約1,300人の雇用を創出します。
〔経済観光局雇用創出課 TEL671-2343〕
- ◇ 住宅手当緊急特別措置事業（12億9400万円）
住宅を喪失又は喪失の恐れのある離職者に対し、住宅手当を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。
〔健康福祉局保護課 TEL671-2367〕
- ◇ 職業訓練事業（1億100万円）
横浜市中央職業訓練校において、母子家庭の母等対象の訓練科目（4科目）に加え、離職者対象の職業訓練（3科目）を実施します。
〔経済観光局雇用創出課横浜市中央職業訓練校 TEL651-2195〕

◎ 市内中小企業の事業量確保につながる社会資本の長寿命化 48 億 8100 万円

- ◇ 市内中小企業への発注が中心となる道路修繕費・学校特別営繕費・公園整備費（再整備・施設改良分）について、市内中小企業の事業量確保のため、21年度・22年度に拡充した分
(48億8100万円)

※このほか、公共建築物や下水道施設等の長寿命化推進のための事業についても、厳しい財政状況の中、21年度と同程度の予算を維持し、市内経済活性化及び将来にわたる全体の維持更新費用の軽減を図ります。

◎ その他（2月補正予算での対応）

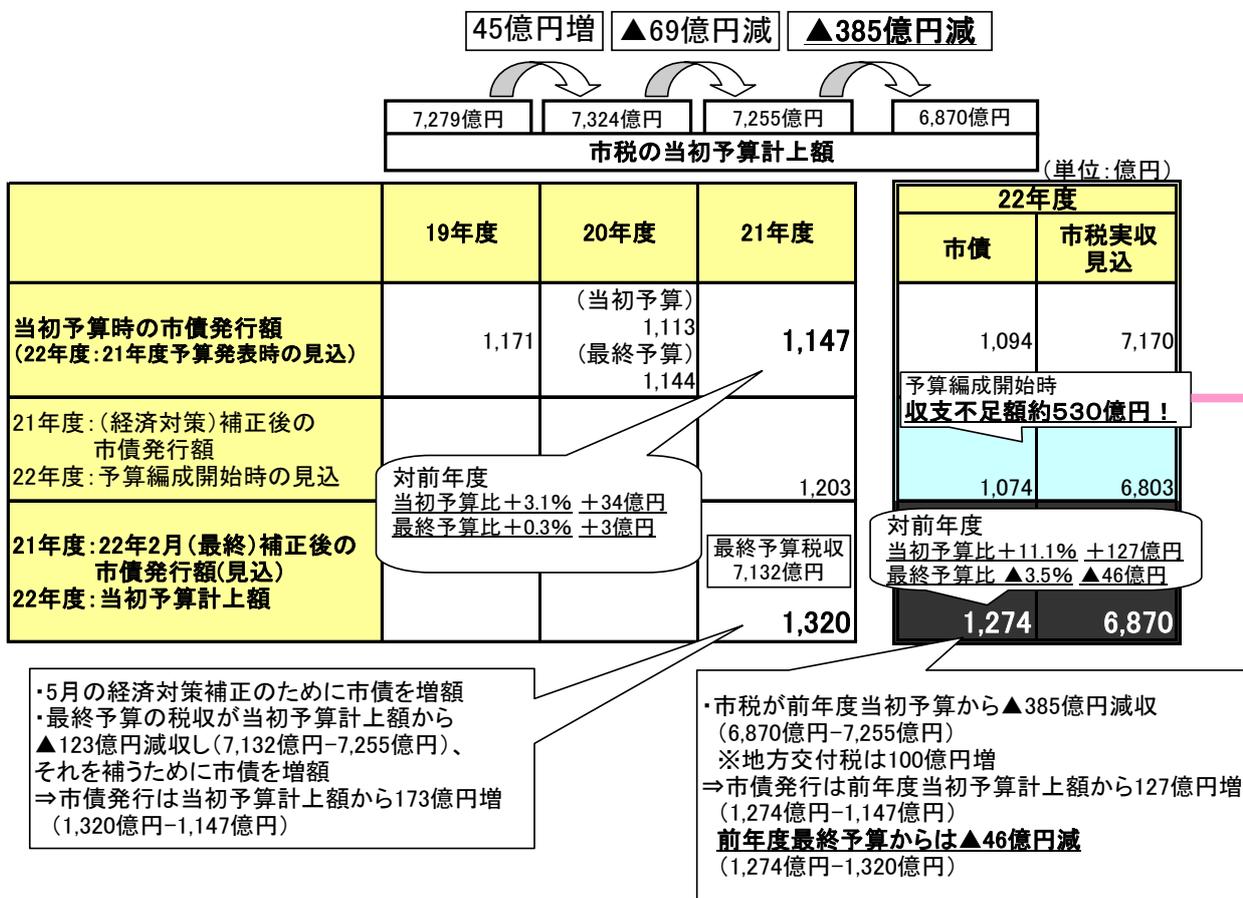
- ◇ 国の2次補正による「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」13億円を活用し、緊急経済対策の趣旨に沿ったきめ細かなインフラ整備事業を実施し、22年度中の事業量を確保します。
- ◇ 一部のインフラ整備事業では、21年度支出を伴わない市の債務負担行為を設定することで、22年度早々の前払金の支出及び工事着工ができるようにします。〔通称：ゼロ市債〕

(4) 非常事態に対応した緊急避難的な財政運営

市税収入が385億円の減収、緊急避難的対応として市債を活用

20年度後半からの急激な景気悪化が市の財政に与える影響はとて深刻で、22年度の市税収入見込みは前年度当初予算に比べ385億円もの大幅な減収が見込まれ、まさに「非常事態」ともいふべき状況です。

そのため、22年度予算では、このような状況のなかでも、市民の皆さんの生活や市内経済を守ることを第一に考え、「緊急避難的な対応」として、市債の活用などさまざまな財政運営上の対策を講じることにしました。



■約530億円の収支不足の解消

	主な取組	効果額
歳出抑制	①事業見直しによる経費削減	122億円
	②21年度国交付金を活用した公共工事の前倒し	13億円
財源確保 (歳入面)	①たばこ税の税率改正などによる市税の増	40億円
	②普通交付税の増	100億円
	③年間補正財源としての留保財源のとりやめ	30億円
	④市債発行額の増	200億円
	⑤財政調整基金の活用	27億円

施策と財政規律のバランスを考えた市債発行額の決定

子どもたちに多額の負担を負わせることなく、将来にわたって持続可能な市政を実現するためには、財政規律を守り、市の借金である市債はできるだけ増やさないことが必要です。しかし、現在の状況を考えた時、市債を減らすことだけにこだわれば、今の市民生活や市内経済に大きな影響が出るほど市の事業を減らすことになりかねません。

そのため、22年度予算では、今必要とされる施策と財政規律のバランスを考え、**一定の財政規律を守りながら市債の発行額を増やし、市民生活を守るために活用すること**にしました。具体的には、予算編成を始めるときに見込んだ「横浜市中期計画」の目標を達成することができる**発行上限額 1,074 億円より 200 億円多い 1,274 億円**を活用することにしました。

この 200 億円という上乗せ額は、国が地方自治体の収支不足の対策として、普通交付税を交付する代わりに特別に認めている「臨時財政対策債」という市債の発行枠 (21年度 500 億円→22年度 700 億円) の増額分で、**市税収入が大幅に減収する非常事態の中では、必要最低限の増額**であると考えたものです。

借金返済のための実質的な将来負担は抑制

横浜市では、18年度予算から、国より厳しい考え方の「**横浜方式のプライマリーバランス**」の黒字を維持しています。これは、その年度の新たな借入額を、過去の借入金返済の予算額より少なくするというものです。(詳細は 65 ページ)

22年度予算でも、この方針は当然のこととして堅持しており、その結果、**将来の収入を使って返済しなくてはいけない一般会計の借入金残高は減少**しています。

見かけの市債残高が増えても、^{わけ}実質的な残高が増えない理由

市債発行を増やせば、一般会計の市債残高は増加します。しかし、一方で、毎年度、将来の市債償還のためのお金を減債基金に積み立てており、その基金残高も増加しています。

そのため、**市債残高から減債基金残高を差し引いた実質的な残高 (= 将来の収入で返す額)**は増加していません。

■一般会計市債残高の推移

(単位: 億円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
年度末市債残高①	23,918	23,825	23,738	23,901	24,136
対前年度増減	▲ 185	▲ 93	▲ 87	163	235
減債基金年度末残高②	127	367	495	393	768
実質的な市債残高(①-②)	23,791	23,458	23,243	23,508	23,368
対前年度増減	▲ 139	▲ 333	▲ 215	265	▲ 140

※21年度は、横浜企業経営支援財団(IDEA)の融資事業見直しに伴う対応等のため市債の償還財源が不足し、減債基金を340億円取り崩す見込みです。そのため、一時的に実質的な市債残高が増加しています。

市内経済を守り、暮らしを良くするために貯金を活用

厳しい社会経済状況だからこそ、中小企業をはじめとする市内企業の仕事を守ることが求められています。また、市民の皆さんに少しでも暮らしが良くなっていくという実感を持っていただく取組も必要です。そこで、22年度予算では、20年度予算まで行っていた年間補正財源としての市税留保（30億円）を取りやめたほか、市の貯金にあたる「財政調整基金」を27億円取り崩し、市内中小企業の仕事の確保につながる道路や学校の修繕、公園の補修・再整備といった予算額を前年度並みに確保するとともに、待機児童解消や救急医療の充実などの緊急課題に取り組む経費の一部をまかなうことにしました。

事業見直し—全体で950件、122億円の縮減を実現—

これまでの、所管部署が自ら取り組む事業見直しに加え、全庁的な視点から個別事業について各部署に課題点を指摘し、検討を促すなど、徹底した事業見直しに取り組みました。

その結果、まず、**超過勤務手当の削減**（20年度実績の原則50%削減）や**職員定数の削減**（全会計で203人の削減、一般会計では11人の削減）など、市役所内部経費の徹底した見直しを行いました。また、現在の厳しい社会経済情勢を踏まえ、経済的に困窮している市民や市内中小企業・事業者への影響に十分配慮しながら、事業の見直しに取り組み、**合計で950件、122億円**（21年度：940件、98億円）を縮減しました。（詳細は62ページ）

===これからの財政運営の考え方===

23年度以降も、すぐには財政状況が好転することは考えられず、特に23年度は22年度と同じ程度の収入にとどまると見込んでいます。そのため、少なくとも23年度までは「非常事態」ともいえる状況の下で、市債や基金も活用した「緊急避難的」な財政運営をしてでも、市内企業や市民の暮らしを守る必要があると考えます。

しかし、将来のことを考えれば、「緊急避難的」な対応は必要最小限にとどめる必要があることは当然です。そのため、特に市債発行については、従来どおり、臨時財政対策債を含めたすべての市債を発行抑制の対象とし、「横浜方式のプライマリーバランス黒字維持は当然の前提条件」とします。その上で、

「市税をはじめとする一般財源収入の回復にあわせて市債発行額を削減することとし、収入の回復が見込まれる24年度からは、市債発行額を前年度より抑制する」

ことを基本に、これからの財政運営を行っていきます。

なお、22年度中には新たな中期的計画を策定する予定であり、その中で、今後の中期的な財政計画を策定していきます。

■今後の一般財源収入見込額

（単位：億円）

年度	21年度 当初	22年度 当初	23年度 当初見込	24年度 当初見込	25年度 当初見込
一般財源収入	8,360	7,970	7,960	8,020	8,070
うち市税	7,260	6,870	6,860	6,940	7,040

一定の条件の下で試算した「中期財政見通し」の詳細については、80ページ参照

2 一般会計予算案

(1) 歳入

市税については、個人所得の減による個人市民税の減少、企業収益の減に伴う法人市民税の減少が見込まれるため、**2年連続の減収**を見込んでいます。

また、大幅な市税の減収に伴って普通交付税が3年ぶりに交付（100億円）されると見込んでいるものの、自動車取得税をはじめとする県税交付金の減が避けられないため、**一般財源全体**（詳細は75ページ）では、前年度に比べて**388億円減（4.6%減）の7,971億円**となっています。

個別の項目については、以下のとおりです。

ア 市税

前年度当初見込額（7,255億円）と比較して、**385億円の減（対前年度5.3%減）の6,870億円**を計上しました。

主な税目では、**個人市民税**は、給与所得の減などにより**338億円の減（対前年度10.8%減）**、**法人市民税**は、企業収益の減などにより**80億円の減（対前年度15.2%減）**となる見込みです。なお、21年度から導入した**横浜みどり税**は、**21億円**となる見込みです。

また、**固定資産税・都市計画税**は、家屋の新增築などによる増収で、合計**35億円の増（対前年度1.1%増）**となる見込みです。

なお、21年度の市税収入の決算見込額は、7,132億円であり、それとの対比では261億円（3.7%減）の減収となります。

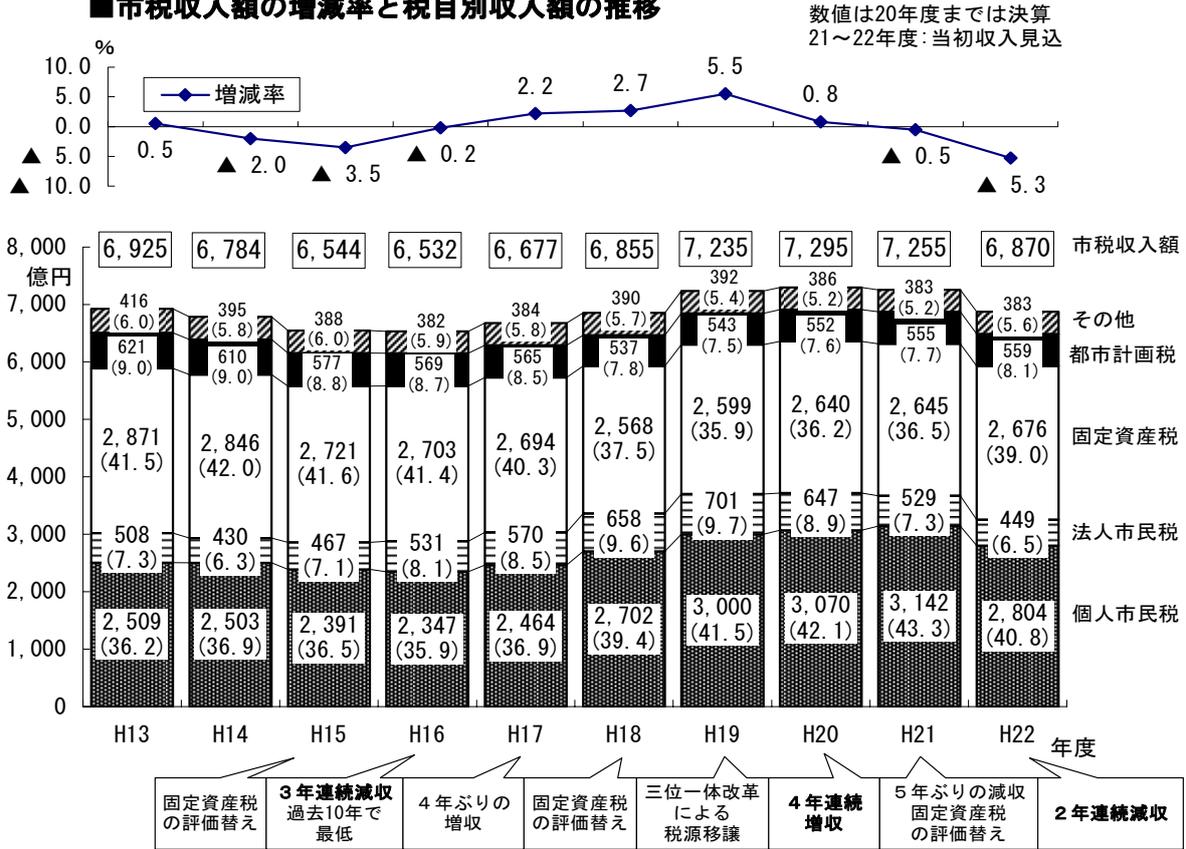
■市税収入見込額

（単位：億円、%）

	22年度	21年度		差 引		増減率	
	当初収入見込額 a	当初収入見込額 b	決算見込額 c	a - b	a - c	$\frac{a-b}{b}$	$\frac{a-c}{c}$
市 民 税	3,253	3,672	3,549	▲419	▲296	▲11.4	▲8.3
個人市民税	2,804	3,142	3,062	▲338	▲258	▲10.8	▲8.4
法人市民税	449	529	487	▲80	▲38	▲15.2	▲7.8
固 定 資 産 税	2,676	2,645	2,651	31	25	1.2	0.9
都 市 計 画 税	559	555	555	4	4	0.6	0.7
そ の 他	383	383	377	▲1	6	▲0.2	1.6
合 計	6,870	7,255	7,132	▲385	▲261	▲5.3	▲3.7

注：各項目で単位未満を端数処理しているため、合計欄及び差引欄と一致しない場合があります。

■市税収入額の増減率と税目別収入額の推移



イ 地方交付税

普通交付税は大幅な税収不足の影響により3年ぶりに交付となる**100億円**を見込み、特別交付税は前年度同額の**15億円**を計上しました。

ウ 地方譲与税

地方譲与税の原資となる国税の予算額を踏まえ、**83億円** (対前年度4.5%減) を計上しました。

エ 県税交付金

自動車販売台数の落ち込みによる自動車取得税交付金の減や、需要の低迷による軽油引取税交付金の減などを見込み、**551億円** (対前年度7.0%減) を計上しました。

オ 国・県支出金

公共事業に対する国庫補助金が減になる一方、子ども手当費負担金の皆増や、生活保護費負担金の増などにより、**2,540億円** (対前年度29.1%増) を計上しました。

カ 市債

緊急避難的に市債の発行額を増やすこととし (詳細は19ページ)、臨時財政対策債700億円を含め、**1,274億円** (対前年度11.1%増) を計上しました。

この結果、歳入全体に占める市債の割合 (市債依存度) は、前年度と比べて1.0ポイント増加し、**9.4%**となりました。

キ その他の収入

その他の収入では、財政調整基金からの繰入金を市内経済対策や緊急的な課題への対応に活用するため、**27億円**計上しました。なお、その他の収入全体が、前年度に比べ大幅な減となっているのは、主に産業活性化資金融資の抜本的な見直しに伴い、貸付金元利収入が減額（約438億円減）となったためです。

■一般会計歳入の内訳

(単位：億円)

	22年度	21年度	比較		22年度 構成比 (%)
			増▲減	増減率(%)	
市 税	6,870	7,255	▲ 385	▲ 5.3	50.5
地 方 交 付 税	115	15	100	666.7	0.8
地 方 譲 与 税	83	86	▲ 3	▲ 4.5	0.6
県 税 交 付 金	551	593	▲ 42	▲ 7.0	4.0
国・県支出金	2,540	1,968	572	29.1	18.7
市 債	1,274	1,147	127	11.1	9.4
うち臨時財政対策債	700	500	200	40.0	5.1
地方特例交付金	105	84	21	25.8	0.8
その他の収入	2,066	2,566	▲ 500	▲ 19.5	15.2
合 計	13,604	13,714	▲ 110	▲ 0.8	100.0

注：各項目で単位未満を四捨五入しているため、合計欄及び比較欄と一致しない場合があります。

(2) 歳出

子ども手当の創設や生活保護費の増等に伴い、扶助費が前年度に比べて大幅に増加（27.5%増）している一方で、行政運営費や施設等整備費は減少しています。そうした中でも、市内中小事業者向けの融資などのほか、中小企業の仕事の確保につながる道路・学校・公園の修繕費など必要な予算を計上しました。

■一般会計予算経費別総括表

(単位：億円)

	22年度	21年度	比較		22年度 構成比 (%)
			増▲減	増減率(%)	
人 件 費	2,029	2,102	▲ 73	▲ 3.5	14.9
扶 助 費	3,475	2,726	749	27.5	25.5
行 政 運 営 費	2,721	3,044	▲ 323	▲ 10.6	20.0
行政推進経費	2,317	2,656	▲ 339	▲ 12.8	17.0
行政内部経費	404	388	16	4.3	3.0
施設等整備費	1,670	2,031	▲ 361	▲ 17.8	12.3
市単独事業費	1,083	1,224	▲ 141	▲ 11.5	8.0
国庫補助事業費	587	807	▲ 220	▲ 27.3	4.3
公 債 費	1,873	1,881	▲ 8	▲ 0.5	13.8
繰 出 金	1,836	1,929	▲ 93	▲ 4.8	13.5
義務的繰出金	1,467	1,518	▲ 51	▲ 3.3	10.8
任意的繰出金	369	411	▲ 42	▲ 10.2	2.7
合 計	13,604	13,714	▲ 110	▲ 0.8	100.0

注：各項目で単位未満を四捨五入しているため、合計欄及び比較欄と一致しない場合があります。

個別の項目については、以下のとおりです。

ア 人件費

職員定数の削減（対前年度 11 人減）や超過勤務の削減目標を反映させた結果、**2,029 億円**（対前年度 3.5%減）の計上となっています。

イ 扶助費

子ども手当の創設に伴う増（約 470 億円）のほか、生活保護費の増（約 152 億円）や保育所運営費の増など、福祉や保健、医療サービスの経費が増加し、全体で **3,475 億円**（対前年度 27.5%増）の計上となっています。なお、子ども手当等の影響を除いた伸び率は、対前年度 11.0%増となります。

ウ 公債費

償還利子の減などにより、**1,873 億円**（対前年度 0.5%減）を計上しました。

エ 行政運営費

横浜企業経営支援財団（IDEC）から外郭団体への直接貸付制度廃止に伴い、産業活性化資金融資事業費が大幅に縮減（約 368 億円）したことなどにより、全体で **2,721 億円**（対前年度 10.6%減）を計上しました。なお、産業活性化資金融資事業費の減の影響を除くと対前年度 1.7%の増となります。

オ 施設等整備費

公共施設の建設や道路・公園などの整備・修繕の予算である施設等整備費に、**1,670 億円**（対前年度 17.8%減）を計上しました。

内訳としては、**市単独事業費**が、**1,083 億円**（対前年度 11.5%減）、**国庫補助事業費**については、国の公共工事費の削減の影響などにより、**587 億円**（対前年度 27.3%減）の計上となっています。

なお、前年度の予算額には、外郭団体への貸付金の見直しに伴って 22 年度から廃止した土地開発公社への事業資金の短期貸付などが含まれており、その影響を除くと、施設等整備費全体では、対前年度 12.8%の減、市単独事業は対前年度 2.3%の減となります。（詳細は 71 ページ）

公共工事の発注にあたっては、市内経済活性化の観点から、市内事業者への優先発注や、早期・前倒し発注に引き続き努めます。

カ 繰出金

高速鉄道事業会計（地下鉄）や下水道事業会計への繰出金の減などにより、**1,836 億円**（対前年度 4.8%減）を計上しました。

■一般会計歳出経費別構成比の推移



注1:各年度の数値は当初予算（14年度は5月補正後）により算出したもので、17年度は風力発電事業費会計の設置に合わせて計数を整理しています。

注2:義務的経費とは、一般的には、職員給与などの「人件費」、福祉・医療・子育てなどの経費である「扶助費」、過去に市債を発行して借り入れたお金の返済の経費である「公債費」の3つからなります。



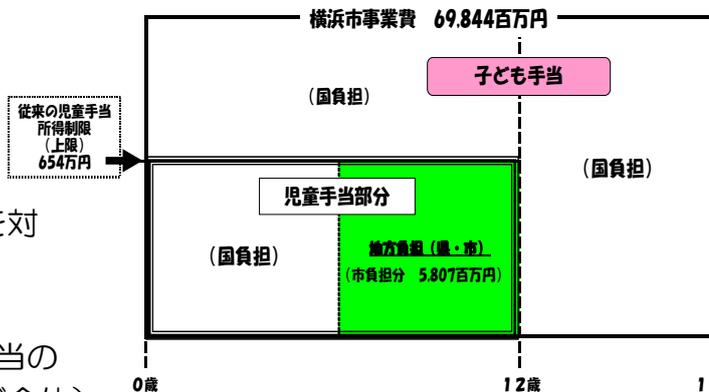
コラムその⑥

◆「子ども手当」が支給されます！◆

子ども手当 費用負担のイメージ

22年度から支給される「子ども手当」はこれまでの「児童手当」と異なり、所得制限がなくなりました。これにより、中学校修了までの子どもを養育するすべての世帯を対象に1人あたり月額13,000円が支給されます。

22年度の横浜市の子ども手当の事業費（児童手当部分を含んだ全体）は約698億円で、そのうち市負担は約58億円となります。市の負担額は従来の児童手当の負担分と同じですが、国費を含めた事業費が大きく増えたため、扶助費の大幅な増額につながりました。



3 22年度における市政運営の主な取組

(1) 22年度局・事業本部の主要事業一覧

※下線を付した事業：新規事業 ◎を付した事業：緊急経済対策

I 子ども・教育

(単位：百万円)

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
<子育て>					
子ども手当	69,844	22,806	47,038	中学校修了までの児童を対象に1人月額13,000円を支給（22年度は子ども手当の一部として児童手当を支給するが、児童手当分については国・地方・事業主が費用を負担）	こ青
保育所整備	1,891	1,609	282	待機児童解消を目指し、保育所整備を推進 保育所整備事業 1,597百万円 (21：1,344百万円) 新設等による定員1,310人増 <新設等>建設費補助等 11か所(21：10か所) <整備促進等> 12か所(21：1か所) 保育所老朽改築事業 294百万円 (21：265百万円) 老朽改築による定員57人増 22年度当初 定員増合計 1,367人 (21年度当初 747人・5月補正 300人)	こ青
その他の待機児童 解消事業（再掲）	114	46	68	待機児童解消のために既存の保育資源を最大限に活用する施策を実施 横浜保育室整備費助成事業 53百万円 通園バス購入助成事業 17百万円 一時預かり事業（整備費助成） 15百万円 送迎保育ステーション事業 29百万円 駅の近くにステーションを設置し、空き定員が生じている保育所との送迎をモデル実施	こ青
家庭的保育の充実	355	190	165	家庭保育事業 317百万円 従来型（福祉員 5人 定員 15人増） 自宅等での保育 共同型（福祉員 8人 定員 32人増） 複数の福祉員がひとつの部屋を、共同して運営 NPOなどを活用した家庭的保育事業 38百万円 NPOや株式会社等の事業者へ委託して少人数での家庭的な保育を実施（3か所）	こ青
事業所内保育施設 助成事業	27	6	21	事業所内保育施設の整備費助成に加え、運営費助成を新たに実施 <新規>3か所（21：設置助成のみ1か所）	こ青

(単位：百万円)

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
一時預かり事業の 拡充	56	20	36	乳幼児一時預かり事業 40百万円 理由を問わずに利用できる一時預かり事業を実施 ＜新規＞2か所（10月開所予定） ＜継続＞4か所 <u>短時間就労のための乳幼児一時預かり事業</u> 16百万円 短時間就労をされている方のため、従来より実施 時間等を延長した乳幼児の一時預かり場所を整備 ＜新規＞3か所（10月開所予定）	こ青
<u>市立保育所の 更なる活用</u>	16	—	16	市立保育所で定員外入所を実施(5園・定員20人増) 交通の便が悪く、空き定員が生じている保育所に 送迎用の駐車場を整備	こ青
横浜保育室の運営	5,293	4,741	552	本市の基準を満たす施設を横浜保育室と認定し、 保育水準の確保等に必要な経費を助成 定員数4,309人（128施設） （21年度当初 定員数4,158人（129施設）） 基本助成費 21年度 79,100円→22年度 平均 80,600円に拡大 保育料軽減助成 一律1万円/月→所得に応じ、1～4万円/月に拡大	こ青
私立幼稚園預かり 保育の実施	732	612	120	私立幼稚園が行う、3～5歳児（保育を必要とす る園児）を対象とした長時間保育に対して、運 営費を補助 75園（うち、22年度 新規8園） ・ 運営費補助 75園 726百万円 ・ <u>実施条件緩和モデル事業＜新規＞2園</u> 6百万円 土曜休園など開設条件を緩和	こ青
私立幼稚園の就園 に対する補助	6,088	6,007	81	私立幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減する ため、私立幼稚園の保育料等の一部を助成 ＜国庫補助分＞ 〈例〉兄弟のいない1人目の場合 生活保護世帯 220,000円（21：153,000円） 市民税非課税世帯 190,000円（21：153,500円） 市民税所得割非課税世帯 190,000円（21：116,300円） 市民税所得割 34,500円以下の世帯 106,000円（21：88,400円） 市民税所得割 183,000円以下の世帯 43,600円（21：62,200円） ＜市単独補助分＞ ①国庫補助事業分の受給者（0～63,600円） 国庫補助分が増額となった場合には、対応する 額を前年から減額 国庫補助分が減額となった場合には、支給合計 額が前年度同額となるよう市単独補助分を増額 ②市単独補助分のみ受給者 補助額の変更なし（48,000～112,000円）	こ青

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
地域子育て支援拠点の設置	848	510	338	親子の居場所や子育て関連情報の提供、相談、子育て支援のネットワークづくりや人材育成を実施 ＜新設＞2か所 ＜継続＞15か所	こ青
親子の居場所づくり支援	152	132	20	親と子のつどいの広場 129百万円 子育て中の親子が子育ての不安や悩みを解消するための広場の提供 ＜新規＞3か所 ＜継続＞28か所 私立幼稚園はまっ子広場 23百万円 幼稚園の園庭、園舎を地域の親子に開放し、交流等の場を提供 常設園：＜継続＞22か所 非常設園：＜継続＞6か所	こ青
<u>広場を活用した一時預かり事業</u> (再掲)	7	—	7	親と子のつどいの広場を活用し、一時預かりを実施 ＜新設＞6か所	こ青
多様な保育ニーズへの対応	2,172	1,775	397	障害児保育 1,229百万円 実施か所：全園実施(21：399か所) 一時保育 662百万円 実施か所：249か所(21：229か所) 休日保育 32百万円 実施か所：18か所(21：15か所) 病児保育 249百万円 実施か所：18か所(21：14か所)	こ青
放課後児童育成推進	4,391	4,190	201	放課後キッズクラブ 1,150百万円 22年度末実施か所：＜新規＞24か所 ＜継続＞69か所 はまっ子ふれあいスクール 1,944百万円 22年度末 実施か所：257か所(21末：280か所) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 1,297百万円 22年度末実施か所：197か所(21末：189か所) <u>法人以外の運営委員会が自己保有している建物の施設修繕費を新たに助成(上限)2百万円×2か所</u>	こ青
子育て家庭応援事業	13	12	1	子育て家庭や妊娠中の方が、ハマハグ協賛店舗等で設備・備品の利用や割引優待などの子育て応援サービスを受けられる事業の実施	こ青
不妊相談・治療費助成事業	483	270	213	特定不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費の一部を助成するとともに、不妊相談を実施 1回あたり15万円(21：10万円)、年2回まで	こ青

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
妊婦健康診査事業	2,856	2,419	437	妊婦に対して健康診査の受診費用を補助 ・補助額 12,000円×2回 4,700円×12回	こ青
産前産後ケア事業	10	3	7	体調不良等で子どもの養育に支障があり、育児負担の軽減を図る必要がある母親に対し、ヘルパーを派遣 21年度対象者：産後6か月以内の非課税世帯 22年度対象者：妊娠中～産後8週間 課税世帯も対象	こ青
こんにちは 赤ちゃん訪問事業	79	69	10	委嘱する地域の訪問員が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て情報等を提供	こ青
働きやすく子育て しやすい横浜の 企業づくり支援	19	9	10	男女がともに働きやすく子育てしやすい職場づくりを積極的にすすめる市内事業所を認定・表彰し取組を広く紹介（よこはまグッドバランス賞） 4百万円 従業員300人以下の市内事業所を対象 （15事業所） ワーク・ライフ・バランス推進事業 15百万円 市内企業のワーク・ライフ・バランスを促進するための普及・啓発	市民 こ青
青少年の自立支援	152	131	21	◎地域ユースプラザの設置運営補助 89百万円 青少年相談センター及びよこはま若者サポートステーションの支所的機能を有する地域ユースプラザを設置し、運営を支援<継続>3か所 ◎よこはま若者サポートステーションの運営補助 42百万円 青少年の職業的自立に向け、総合相談や職業体験事業等を実施する拠点の運営を支援 ヨコハマユースフォーラム 1百万円 青少年の自立支援に向けたネットワークを形成するため、フォーラムを開催 ◎よこはま型若者自立塾 17百万円 無業や、ひきこもり状態にある青少年を対象に豊かな自然の中での共同生活等を通じて、社会参加や職業的自立に向けた支援を実施 青少年相談センターの機能強化等 3百万円 社会参加・就労体験、若者支援者育成事業を実施	こ青
児童養護施設等における家庭的支援の充実	363	471	△ 108	児童養護施設の新設・改築 261百万円 新設（都筑区川和町） 聖母愛児園（中区山手町）の改築 地域小規模児童養護施設の運営・整備 86百万円 里親対応専門員による支援 16百万円	こ青

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実	20	15	5	DV被害等を受けた母子等への支援体制の充実 民間シェルター等への専門職員等の配置 4人（前年同） 母子生活支援施設退所後のフォロー支援職員 配置施設数 6か所（21：4か所）	こ青
女性に対する暴力の根絶に向けた事業	14	18	△ 4	性別による差別等の相談、若者向け暴力予防啓 発講座、暴力防止キャンペーンの実施	市民
母子生活支援施設 緊急一時保護事業	64	64	—	DV・経済的困窮等から行き場を失った母子に ついて、緊急に必要な保護や支援を実施 実施か所：4か所（前年同）	こ青
母子生活支援施設 の整備	8	—	8	老朽化が進んだ、いそごハイムの民設整備に 向けた基本設計費（港南区野庭町）	こ青
小児医療費の助成	6,199	6,191	8	通院は就学前まで、入院は中学卒業までの医療 費の自己負担分を助成	健福
<教育>					
市立大学運営交 付金・貸付金 （一部再掲）	11,814	13,306	△ 1,492	中期計画に基づく運営交付金・貸付金 運営交付金 計 11,266百万円 (21：12,319) 大学分 7,289百万円 (21：7,504) 附属病院分 3,164百万円 (21：3,775) センター病院分 813百万円 (21：1,040) 貸付金 計 548百万円 (21：987) 附属病院分 348百万円 (21：787) センター病院分 200百万円 (21：200) 【主な減額理由】 市大中期計画に沿って運営交付金・貸付金を削減したため	都経
きめ細かな教育の 推進	377	167	210	児童支援体制強化事業 118百万円 いじめや不登校、発達障害などの子どもに関 する諸課題対応への校内の中心的役割を担う 『児童支援専任教諭』を配置（授業を代替す る非常勤講師を派遣） 小学校 70校 平成26年度までに全校配置予定 スクールサポート事業 259百万円 ・円滑な学級運営やきめ細かな授業を実施す るために非常勤講師を派遣 派遣数：150人（21：100人） 小学校100人（全学年に対応）、中学校50人 ・教員志望の学生等をボランティアとして募集 し、教員のアシスタントとして小中学校に派 遣 派遣数：200人（21：150人）	教育

(単位：百万円)

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
ヨコハマ語学教育の推進	1,158	1,186	△ 28	外国語教育推進事業 997百万円 ・外国人英語指導助手（AET）を配置 小学校 122人（前年同） 中学校 96人（前年同） ・中学校英語教育推進校 20校 英語指導助手を常駐させ、英語力向上につながる指導法や教材開発の実施 ・小学校での外国語活動の体制充実のため 地域人材の活用や必要な教材教具の購入等 小学校国際理解教室 119百万円 全小学校及び特別支援学校（1校）に外国人講師を派遣し実施 国語力向上推進事業など 42百万円 国語力向上推進校 小中学校全校（21：94校）	教育
教師力の向上	51	46	5	よこはま教師塾の運営 37百万円 本市教員希望者100人程度 若手教員研修、主幹教諭研修 14百万円	教育
新たな特別支援教育の推進	52	189	△ 137	特別支援学校の拡充整備 新治特別支援学校（実施設計） （旧若葉台東小学校の活用） 【主な減額理由】 日野中央高等特別支援学校改修整備終了のため △94百万円	教育
小中一貫教育推進事業	42	50	△ 8	「小中一貫教育推進ブロック」全市140ブロックのうち29ブロックに非常勤講師を配置し、事業を推進	教育
方面別学校教育事務所運営費（教育行政組織の再編）	218	211	7	横浜の「教育の質」を向上させるため、より学校現場に近いところできめ細かい支援・指導を実現する方面別学校教育事務所（4方面）の開設・運営を行う。 ・方面別学校教育事務所の運営 131百万円 ・方面別授業改善支援センター（ハマ・アップ）及び学校課題解決支援チームの運営等 87百万円	教育
小・中学校の整備	3,410	3,455	△ 45	校舎の建設 新設：あかね台中学校 増築：川上北小学校、市ヶ尾小学校 不足教室への対応など（プレハブ設置など）	教育
市立学校食教育推進事業	9	10	△ 1	食教育シンポジウム2010の開催、家庭向けの「食教育だより」の発行、市立中・高校の各学級に食育カレンダーを配布	教育

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
学校特別営繕費	13,316	13,316	—	計画的修繕・整備など 耐震補強工事 校舎18校 (21：26校) 老朽化した屋内運動場の改修 2校 (21：10校) 地域交流室の整備 25校 (前年同) 校舎屋上防水及び校舎サッシ改修など ◎ゼロ市債の設定 21年度2月補正で、21年度支出を伴わない(ゼロ) 債務負担行為を設定。これにより22年度になっ てすぐに着工し前払いが可能	教育
いじめ・不登校 対策等関連	827	841	△ 14	児童・生徒指導推進費 16百万円 児童生徒の非行等問題行動の防止及び健全育 成に係る諸施策の展開 子ども及び保護者への対応策 811百万円 いじめ110番の24時間対応 教育相談事業 一般教育相談、専門相談 区教育相談事業 区子ども・家庭支援相談、学校計画訪問 スクールカウンセラー等活用事業 全市立中学校及び市立小学校4校、市立高等 学校3校にスクールカウンセラーを配置する とともに、小中連携配置により小学校112校 への巡回相談を実施。また、スクールソー シャルワーカーを一部の学校へ配置 不登校対策事業 ハートフルスペース (適応指導教室：2か所) ハートフルルーム (相談指導学級：8か所) ハートフルフレンド家庭訪問 (派遣回数：670回)	教育
就学奨励費の支給	1,796	1,270	526	経済的に困窮している家庭の児童・生徒に就学 に必要な経費を支給。22年度から対象経費を拡大 対象：学用品費、修学旅行費、 <u>クラブ活動費</u> 、 <u>P T A会費</u> 等	教育

Ⅱ 福祉・保健・医療

(単位：百万円)

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
<高齢者>					
特別養護老人ホームの整備	3,590	4,900	△ 1,310	入所の必要性・緊急性が高い高齢者が、申込から概ね1年以内に入所可能となるように整備を促進(中期計画：22年度まで年間約900床整備) 22年度整備計画1,110床(21：1,734床) <新規> 390床 <継続> 720床 【主な減額理由】 ほぼ計画数が達成される見込みとなり、整備数が減ったため △1,295百万円	健福
地域ケアプラザの整備	821	1,133	△ 312	建設7か所(21：8か所) <新規> 4か所(生麦、芹が谷、川島、恩田) <継続> 3か所(今宿西、上笹下(仮称)、二ツ橋第二) 設計1か所(笹野台)(21：-) 【主な減額理由】 整備が終了した施設が多かったため △823百万円	健福
地域福祉・交流拠点モデル事業	60	-	60	身近な地域での福祉活動を活発化し、多世代の交流を促進する拠点を整備	健福
認知症グループホーム消防設備設置費助成	277	344	△ 67	防火安全対策を強化するため、スプリンクラーの設置を促進 <整備> 58か所	健福
介護保険事業	191,525	186,837	4,688	第1号被保険者数 約73万人(21：約71万人) 保険給付費 181,752百万円 在宅介護サービス 87,100百万円 地域密着型サービス 18,215百万円 施設介護サービス 67,671百万円 高額介護サービスなど 8,766百万円 地域支援事業 4,349百万円 介護予防事業 398百万円 介護予防普及啓発、体力向上プログラム、脳力向上プログラム、運動プログラム 口腔ケア・栄養改善プログラム等の実施 包括的支援事業(地域包括支援センター：128か所) 3,109百万円 任意事業(給付費適正化、食事サービスなど) 842百万円 事務費等 5,424百万円 うち介護保険給付費準備基金積立金 214百万円 【主な増額理由】 被保険者数の増加等に伴い 保険給付費が増えたため 6,711百万円	健福
介護支援ボランティアポイント事業(再掲)	49	24	25	高齢者が行うボランティア活動の範囲を、介護施設以外に拡大し、換金・寄附ができる「ポイント」を交付する ※介護保険事業費会計で実施(再掲)	健福

(単位：百万円)

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
医療対応促進 助成事業	266	184	82	医療依存度の高い利用者の受入が多い特別養護老人ホームなどに運営費を助成	健福
海外からの介護福祉人材就労支援事業	71	47	24	経済連携協定に基づく海外からの介護福祉人材が、市内の施設で円滑に就労できるよう支援（受入施設への助成等 17施設、40人）	健福
◎「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム推進事業	368	—	368	離職者等が施設で働きながら介護資格を取得できるプログラムの実施	健福
◎福祉人材就業支援事業	27	56	△ 29	ヘルパー増加作戦事業 25百万円 雇用の確保と市内福祉施設等の就業者数増加を目的に、訪問介護員（ヘルパー）養成研修2級課程の資格取得費用の一部を補助 福祉人材マッチング事業 2百万円 インターネット上での福祉関連求人情報提供への支援や就職説明会を開催	健福
福祉人材緊急確保事業	244	231	13	特別養護老人ホームの施設職員の処遇改善等に充てるための経費の補助など（22年度までの時限事業）	健福
一人暮らし世帯等 安心生活支援モデル事業	13	—	13	一人暮らし高齢者等に対する見守り活動等により、住みなれた地域で安心して暮らせる環境を整備 <整備>2地区	健福
高齢者買い物サポート事業	32	—	32	日常の買い物が困難な高齢者に対し、買い物支援を実施	健福
小規模多機能型 居宅介護事業所の整備	529	155	374	身近な地域で24時間365日の介護サービスを提供する小規模多機能型居宅介護事業所を整備 介護基盤緊急整備特別対策事業 368百万円 整備促進のため、整備費のほか運営費を補助 <整備>14か所（21：10か所） 事業所開設運営費補助 137百万円 スプリングラー整備特別対策事業 20百万円 地域ケアプラザモデル整備事業等 4百万円	健福
敬老特別乗車証・特別乗車券の交付	14,028	14,073	△ 45	市営バス・市営地下鉄・民営バス・金沢シーサイドラインが利用できる乗車証等を交付 敬老特別乗車証事業10,242百万円（21：10,231） 70歳以上の高齢者が対象 特別乗車券事業 3,786百万円（21：3,842）	健福 こ青

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
<障害児・者>					
将来にわたる あんしん施策	1,901	194	1,707	<p>親なき後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築 380百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後見的支援の充実 定期的な見守り支援等のしくみの段階的実施（4区）、法定後見支援の充実等 ・ 多機能型拠点整備事業 医療的ケアを要する在宅障害者が必要とするサービスを一体的に提供する拠点の整備（2か所） <p>障害者の高齢化・重度化への対応 242百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化・重度化対応グループホーム・モデル事業 ・ 民間住宅居住支援 入居保証料助成、居住継続支援等 ・ 医療的ケア研修の実施 <p>地域生活のためのきめ細かな対応 1,279百万円</p> <p>医療・受診環境の充実 105百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肺炎球菌ワクチン接種補助 ・ 精神科救急基幹病院機能強化事業など <p>総合的な移動支援施策体系の再構築 369百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドボランティアの拡充 ・ 福祉タクシー券の利用方法の見直し ・ 情報の共有化やカーシェアリングの検討など <p>その他 805百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 松風学園再整備 ・ 精神障害者の家族支援 ・ 高次脳機能・発達障害者の支援体制の強化 ・ 日常生活用具基準額・品目等の見直し ・ 特別避難場所への福祉用具の備蓄の促進など 	健福 こ青
障害者自立支援法 関連事業 (一部再掲)	44,172	38,047	6,125	<p>自立支援給付 32,680百万円</p> <p>介護給付・訓練等給付 24,134百万円</p> <p>障害者支援施設等自立支援給付費 ホームヘルプ 障害者グループホームB型設置運営費補助事業 など</p> <p>自立支援医療関連事業費 7,933百万円</p> <p>精神通院医療給付、育成医療給付、更生医療給付</p> <p>補装具 613百万円</p> <p>地域生活支援事業 11,492百万円</p> <p>ガイドヘルプ、障害者自立生活アシスタント派遣事業等</p> <p>【主な増額理由】 自立支援サービス給付費単価及び利用件数が上がったため 4,804百万円</p>	健福

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
障害児の居場所づくり (一部再掲)	211	161	50	学齢期の障害児が、放課後や夏休み等へのびのびと過ごすことのできる居場所を確保 ＜新規＞4か所 ＜継続＞17か所 <u>医療ケアが必要な障害児に対応するための看護師の配置：2か所</u>	こ青
地域療育センター 児童デイサービス	102	7	95	地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターで、知的な遅れのない発達障害児に、週1回程度の集団療育を実施 ・ 児童デイサービス運営費 2か所 82百万円 ・ 事業準備開始経費 6か所 20百万円	こ青
<u>地域療育センターの整備</u> (再掲)	15	—	15	8館目の整備のための基本設計費 (港南区野庭町)	こ青
社会福祉法人型 障害者地域活動 ホームの整備	795	356	439	地域で暮らす障害者を支援する拠点施設として 地域活動ホームを各区1か所整備 ＜建設＞ 1か所 (青葉) 累計17か所	健福
障害者施設の整備 (一部再掲)	976	3,431	△ 2,455	＜建設＞ 1か所 就労支援型施設 (鶴見区) ＜設計＞ 5か所 多機能型拠点 (再掲) 2か所 障害者支援施設再整備 1か所 ほか ＜解体・改修＞ 4か所 【主な減額理由】 用地取得が終了したため △2,604百万円	健福
精神障害者生活 支援センターの 整備	120	73	47	精神障害者の日常生活を支援する拠点施設として 生活支援センターを整備 ＜建設＞ 2か所 (鶴見、瀬谷)	健福
障害者自立生活 アシスタントの 派遣 (再掲)	242	194	48	障害者が安定した地域生活を送るため、専門職員 (自立生活アシスタント) が生活上の相談や助言を実施 知的16か所 精神7か所 発達1か所 高次脳1か所	健福
障害者グループ ホームの整備	156	141	15	障害者が地域で自立した生活を送る場である グループホームの整備を促進 ＜新設＞ 40か所 (21：36か所) 総数509か所	健福
障害者グループ ホーム消防設備 整備助成	143	138	5	防火安全対策を強化するため、スプリンクラーなどの設置を促進	健福

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
障害者地域作業所・小規模通所施設の運営 (一部再掲)	5,143	4,744	399	障害者地域作業所、地域活動支援センター等の設置・運営 障害者地域作業所 <新設> 身体・知的 1か所 (21:1か所) 総数 24 精神 0か所 (21:1か所) 総数 5 地域活動支援センター <新設> 身体・知的 11か所 (21:2か所) 総数 128 精神 6か所 (21:6か所) 総数 67	健福
<健康保健>					
衛生研究所再整備事業	30	5	25	老朽化している衛生研究所(磯子区)の <u>金沢区への移転再整備関連経費</u> (設計等)	健福
がん対策の推進	2,681	2,038	643	先端医科学研究センターの施設整備等 156百万円 (市大運営交付金の一部) 重粒子線がん治療にかかる人材育成 3百万円 (市大運営交付金の一部) がん検診 ・各種がん検診の実施 1,678百万円 がん予防・早期発見の促進 (胃・肺・子宮・乳・大腸・PSA検査(前立腺)) ・ <u>女性特有のがん検診推進事業</u> 844百万円 (22年度受診者数見込 78,000人) 20・25・30・35・40歳の子宮頸がん、 40・45・50・55・60歳の乳がんの無料受診 <22年度は国1/2、市1/2の費用負担>	都経 健福
自殺対策事業	44	11	33	自殺対策のための普及啓発を図るとともに、 <u>自殺未遂者再発防止事業</u> や鉄道駅等での防止対策のための補助を実施	健福
<セーフティーネット>					
被保護者の就労支援	193	157	36	就労支援専門員等を活用し、被保護者に対し求人情報の提供や求職方法についての助言などを行い、就労を支援 就労支援専門員33人(21:25人) (中区5人、鶴見区4人、南区3人、神奈川区・保土ヶ谷区・港北区・戸塚区・瀬谷区・旭区2人、その他の9区に1人ずつ配置) 無料職業紹介事業 各区で被保護者を対象とした求人開拓を実施	健福
◎地域日常生活自立支援	17	18	△1	生活保護受給に至らない生活困窮者を対象とした就職支援などの実施	健福

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
生活保護費	108,430	93,200	15,230	生活扶助、住宅扶助ほか 生活扶助 658,340人 (21:566,208人) 住宅扶助 652,220人 (21:564,172人) 医療扶助 1,342,018件 (21:1,218,403件) 介護扶助 74,954人 (21:82,813人) 【主な増額理由】 生活保護受給者の増加により生活扶助等が増えたため	健福
◎住宅手当緊急特別措置事業	1,294	—	1,294	離職者であって住宅喪失者等に、住宅手当を支給し、就労機会の確保を図る	健福
<医療>					
救急医学教室の設置	30	—	30	救急専門医を養成するため、市立大学医学部に救急医学教室を設置（市大運営交付金の一部）	都経
医師等人材確保対策事業	20	26	△6	医師をはじめとした医療従事者の安定的確保のため安心して働ける環境整備を支援 24時間院内保育促進助成（2か所） 2百万円 ワークシェア推進助成 10百万円 新規 1か所（累計 4か所） 産科医師確保助成（1か所） 7百万円 働きやすい環境確保助成（1か所） 1百万円	健福
初期救急医療対策	590	558	32	休日急患診療所運営費等助成 261百万円 夜間急病センター運営費助成 81百万円 深夜帯小児科初期救急助成 10百万円 救急医療センター運営委託 207百万円 救急医療情報センターの機能強化 10百万円 小児救急電話相談機能拡充事業 21百万円 深夜帯を含めた受付時間の延長（平成22年10月から）	健福
産科・周産期医療体制の充実（一部再掲）	212	152	60	市民が安心して出産できる体制を整備 産科あんしん電話相談 14百万円 産科病床設置促進助成 10百万円 産科医師確保助成（再掲） 7百万円 診療所医師に病院出務の際の手当支給等4百万円 助産所嘱託医療機関確保助成 4百万円 助産所等設置促進 10百万円 助産師スキルアップ支援 1百万円 早期産後ケア促進 2百万円 周産期救急医療体制の充実確保 新生児集中治療室等整備助成 17百万円 周産期救急病院体制強化助成 49百万円 産科医2人体制で救急に対する病院への助成 産科医師緊急出務助成 8百万円 周産期センター運営費助成 68百万円 周産期救急連携病院運営費助成等 18百万円	健福

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
救急医療体制の充実	547	449	98	<p>質の高い救急医療が受けられる体制を整備</p> <p>小児救急医療対策事業 165百万円</p> <p>二次救急拠点病院事業 200百万円</p> <p>病院群輪番制事業 182百万円</p> <p>24時間365日対応する二次救急拠点病院を新たに位置づけ(20か所)</p>	健福
精神科救急医療体制の充実 (一部再掲)	319	278	41	<p>精神科の救急医療体制を充実させることで、安定した受け入れ体制を確保する。</p> <p>精神科救急医療対策事業 273百万円</p> <p>精神科救急協力病院保護室整備事業 31百万円</p> <p>整備数 10床</p> <p>精神科救急基幹病院機能強化事業 15百万円</p>	健福
国民健康保険事業	315,214	299,698	15,516	<p>被保険者数 約95万人(約57万世帯)</p> <p>保険給付費 216,982百万円</p> <p>後期高齢者支援金等 39,052百万円</p> <p>介護納付金 15,808百万円</p> <p>共同事業拠出金 34,887百万円</p> <p>保険運営費等 8,485百万円</p> <p>保険料限度額</p> <p><医療給付費分> 50万円(21:47万円)</p> <p><後期支援金分> 13万円(21:12万円)</p> <p><介護納付金分> 10万円(前年同)</p> <p>【主な増額理由】</p> <p>1人あたりの医療費が増加したことにより、保険給付費が増えたため 15,537百万円</p>	健福
後期高齢者医療事業	51,712	51,256	456	<p>被保険者数 約31万人</p> <p>医療費負担1割(現役並み所得の方は3割)</p> <p>均等割額 39,260円、所得割率 7.42/100</p> <p>保険料上限額 50万円</p> <p>低所得者、被扶養者であった方の保険料減免は継続される予定</p>	健福

Ⅲ 市民活動、市民の安全

(単位：百万円)

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
<市民協働>					
地域における 防犯・防火・防災 活動支援	15	31	△ 16	地域防犯活動支援事業 8百万円 犯罪発生に応じた迅速な防犯対策事業の実施 繁華街対策事業 6百万円 初黄・日ノ出町地区、曙町地区など 横浜防災ライセンス 1百万円 指導員の能力向上のための研修開催 ライセンス取得者の活用検討 各区ライセンスネットワーク支援	安全
コミュニティ ハウス整備事業	345	533	△ 188	しゅん工：2か所（鶴見中央、日野南） 着工：1か所（浅間（移転）） 設計：2か所（別所、桂台） 【主な減額理由】 上大岡・常盤台・新橋コミュニティハウスの 整備が完了したため △273百万円	市民
市民発意による 地域まちづくり の推進	80	79	1	地域まちづくり推進事業 ・地域まちづくり活動団体への専門家派遣、 活動助成等 ・ヨコハマ市民まち普請事業 市民提案による身近な地域の施設整備に対す る助成	都整
身近な地域・元気 づくりの推進	38	44	△ 6	身近な地域・元気づくりモデル事業 地域課題を解決するため、市民が主体的に行 う活動の支援、人材育成、自治の視点に立っ た検討 新規10地区（22年度末累計：40地区）	市民
市民主体の取組 への支援	1,493	1,454	39	市民活動総合支援拠点事業 157百万円 市民活動支援センターの運営及び地域展開など 地域活動支援事業 20百万円 市民活動保険など市民活動を側面から支援 市民活動支援事業 26百万円 市民活動団体への活動資金などに関する支援 地域活動推進費 1,158百万円 自治会町内会等の公益的な地域活動への補助 自治会町内会館整備助成事業 122百万円 市民力発揮推進事業 10百万円	市民
特定非営利活動 法人設立認証等 事務	14	10	4	神奈川県から事務移譲される特定非営利活動法 人設立認証等の事務の実施	市民

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
総合型地域 スポーツクラブ の育成	7	8	△ 1	幅広い年齢層を対象に、複数の参加種目が用意された総合型地域スポーツクラブを、地域住民が自主的に設立・運営するための支援 新規5クラブ（22年度末累計：22クラブ）	市民
個性ある区づくり 推進費	14,625	15,164	△ 539	地域特性やニーズに応じた自主企画事業費を活用した区政の推進や区庁舎・区民利用施設管理費など 自主企画事業（旧一般事業費含む） 2,516百万円（21：2,970百万円） 区局連携事業（事業所管局に予算計上） 83百万円（21：124百万円） <u>ぬくもりある区民サービス向上支援事業</u> 100百万円 区庁舎・区民利用施設における区民サービス向上に対する取組への支援	市民
<国際都市>					
羽田空港再拡張・ 国際化推進	1,243	1,216	27	羽田空港再拡張事業に対する無利子貸付 17～22年度累計：100億円	都経
<u>A P E C横浜開催 推進事業</u> (関連事業含む)	598	—	598	2010年日本A P E C首脳会議等の横浜開催に伴い、開催都市として会議が円滑に行われるよう側面的支援等を行う。あわせて、「おもてなし」「アピール」「親しみ」の3つの基本姿勢を実現するための具体的な取組を行う。 ①会議を成功させるために必要なセキュリティ対策などの環境整備（開催支援経費）429百万円 消防・医療対応、施設管理強化、地元説明会、案内表示多言語対応等 ②会議関係者への「おもてなし」 22百万円 ボランティア協働、街の装飾等 ③横浜の魅力の「アピール」 44百万円 視察プログラム、PRブース等 ④市民がA P E Cに「親しむ」 103百万円 市民への広報周知、開催記念イベント等	開港 市民 健福 環境 経済 道路 都整 港湾 安全
観光・コンベン ションの推進	145	131	14	大型国際コンベンション誘致事業 10百万円 コンベンション誘致・開催支援事業 64百万円 M I C E客受入体制の充実 20百万円 横浜宣伝誘客による国際観光客いっぱい事業 4百万円 客船誘致推進事業 47百万円	開港 経済 港湾

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
上海万博への出展等	48	23	25	上海万博を活用した中国向け横浜観光PR 41百万円 上海万博日本産業館への出展及び「横浜ウィーク」におけるステージイベントの実施 シティーセールス事業 5百万円 友好団派遣による上海市との交流 2百万円	経済 都経
国際協力及び国際平和推進	166	237	△ 71	シティネット事業 34百万円 シティネット活動支援等 国際協力平和推進事業 132百万円 国際機関等への支援、平和啓発事業の実施等 (公共建築物の長寿命化経費等除く)	都経
国際交流ラウンジの整備	73	142	△ 69	国際交流ラウンジ整備事業 施設整備：鶴見 機能付加（既存施設の活用）：匝	都経
行政資源等の活用による国際貢献事業	5	12	△ 7	上下水道分野および廃棄物分野の技術・ノウハウなどの本市経営資源等を活用し、国際貢献を果たしていく方策の具体化に向けた検討	共創
<文化創造都市>					
文化施設整備事業	1,482	3,229	△ 1,747	区民文化センター 鶴見（しゅん工）、緑（工事）、戸塚（設計） 【主な減額理由】 鶴見区 区民文化センターの工事が進み工事費が減ったため △1,745百万円	市民
創造都市市民力継承事業	68	93	△ 25	開港150周年の取組として培った市民の自主的な活動を継承・発展させ、創造都市の施策を都心臨海部に加え、郊外部にも展開	開港
創造界隈形成	447	400	47	都心部歴史的建造物等活用事業 266百万円 日本郵船倉庫、旧第一銀行、旧老松会館等を創造都市推進拠点として活用 アーツコミッションの運営 60百万円 アーティスト・クリエイター等のワンストップ相談窓口など 地域再生まちづくり事業 121百万円 初黄・日ノ出町地区において、文化芸術によるまちづくりを推進	開港
横浜トリエンナーレの開催準備	84	210	△ 126	横浜トリエンナーレ2011の開催準備経費（組織委員会負担金等）	開港
埋蔵文化財センター移転再整備事業	107	53	54	21年度に旧野七里小学校に移転した「埋蔵文化財センター」の耐震補強工事を実施	教育

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
<危機管理>					
救える命を救いたい！救命体制の充実	69	83	△ 14	消防隊等及び小型乗用車タイプの救命活動車への救急資器材の整備 29百万円 消防隊等へAED4台を追加配備(計144台整備) その他救急資器材の購入 応急手当普及啓発 40百万円 普通救命講習、上級救命講習などの実施 中学校生向けの学習資料を作成	安全
指導・監視強化による安全安心の確保	285	260	25	消費生活総合センターによる消費生活相談の実施など 176百万円 ◎消費生活総合センターの機能強化 80百万円 相談窓口の強化など、相談体制・機能の充実 建築基準法、都市計画法、宅地造成等規制法の違反建築物等に対する、行政代執行の促進調査委託等 29百万円	経済 まち
建築物耐震性向上	4,864	8,563	△ 3,699	【公共建築物の耐震改修等】 区庁舎の再整備 183百万円 工事(瀬谷) 調査(南、港南) 区庁舎等の耐震補強工事 設計(西、中土木) 調査(緑、金沢) 学校耐震補強工事 校舎18校(21:26校) 3,348百万円 横浜総合高等学校の再整備 20百万円 消防署所の整備 青葉台消防出張所(仮称) 554百万円 市立保育所耐震改修 101百万円 【民間建築物の耐震改修等】 木造住宅・マンション等の耐震診断・改修 木造住宅耐震改修 459百万円 耐震診断士派遣 1,200戸(21:1,200戸) ※対象を借家へ拡大(自己負担あり) 耐震改修助成 230戸(21:220戸) ※対象を住宅の一部改修へ拡大 防災ベッド 10戸(21:24戸) マンション耐震改修 131百万円 耐震診断の実施 予備診断 50棟(21:50棟) 本診断 15棟(21:15棟) 耐震改修助成 設計 2件(21:4件) 工事 1件(21:3件) 特定建築物耐震改修 68百万円 耐震診断の実施 13棟(21:15棟) ※緊急交通路沿道において対象を拡大 耐震改修助成 設計 5件(21:5件) 工事 5件(21:5件) 【主な減額理由】 小中学校耐震補強工事が進み工事実施件数が減ったため △2,326百万円 市庁舎耐震補強工事終了のため △1,153百万円	市民 こ青 教育 安全 まち

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
新型インフルエンザ対策事業	392	228	164	新型インフルエンザ流行による被害を最小限に抑えるための対策の実施 医療機関等への資器材の整備（マスク、感染防護服等）、市民に向けた広報啓発の強化等 386百万円 市・区対策本部職員用の資器材の保管 1百万円 市立学校における対策の実施 5百万円 学校へのマスクの配布等	健福 安全 教育
公園遊具等を支える地域安全マネジメント推進事業	227	258	△ 31	地域との協働による新しい遊具の安全管理の仕組みを構築しつつ、19年度に撤去した公園遊具の更新を引き続き実施 遊具等リニューアル事業 165百万円 市民の森等危険施設緊急改修事業 62百万円	環境
子どもの遊び場遊具等予防保全等	5	5	—	子どもの遊び場等にある遊具を安全に利用できるように予防保全を実施	市民
市大金沢八景キャンパスの耐震性向上	36	18	18	金沢八景キャンパス校舎の耐震補強等を実施 22年度は理科館の建替工事基本設計	都経
建築物のアスベスト除去等対策	37	16	21	民間建築物のアスベスト対策 工事費助成件数 5件（21:10件）	まち
まちの防災性向上	1,561	1,619	△ 58	急傾斜地崩壊対策事業 301百万円 がけ地防災対策事業 58百万円 狭あい道路拡幅整備事業 839百万円 整備距離 8.5km いえ・みち まち改善事業 363百万円 防災上課題のある密集住宅市街地等で住民やNPOとの協働で防災まちづくりを推進 協議会支援 整備計画等策定 細街路・広場整備 建替促進等の助成	まち 都整
ライフライン防災機能強化	1,278	2,367	△ 1,089	地域防災拠点に通じる下水道管の耐震化を推進 2か所整備（21:17か所） 110百万円 救急告示医療機関への水道管耐震化 473百万円 水道の導水管路の耐震化 695百万円 【主な減額理由】 水道の導水管路耐震化のための 主な工事が終了したため △809百万円	環境 水道

(単位：百万円)

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
震災時仮設水洗トイレ用排水設備の整備	70	—	70	液状化が想定される地域に位置する地域防災拠点の仮設水洗トイレ用排水設備の整備 10か所整備	環境
災害対策用トイレ整備事業	6	23	△ 17	広域避難場所備蓄仮設トイレの素掘り式からトイレパックへの変更等	資源
歩道橋長寿命化推進事業	194	215	△ 21	歩道橋の健全度を保つことを目的に、塗装・補修等の工事を行い、効率的な維持管理を実施	道路
消防力の強化 (一部再掲)	1,232	668	564	消防署所の整備(再掲) 554百万円 〈新築〉青葉台消防出張所(仮称) (建物取得費・事業推進調整業務費) 消防車両の整備 678百万円 〈更新〉25台 〈リース〉1台	安全
区庁舎等の整備 (一部再掲)	1,198	670	528	区庁舎の再整備 工事(瀬谷) 設計、保留床取得(戸塚) 調査(南、港南) 区庁舎等の耐震補強工事 設計(西、中土木) 調査(緑、金沢)	市民
<その他>					
新たな中期的計画の策定	20	—	20	新たな中期的計画の策定	都経

IV 地球温暖化対策、環境、ごみ

(単位：百万円)

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
<地球温暖化対策>					
地球温暖化対策の推進（一部再掲）	1,588	1,489	99	<p>将来的な脱温暖化に有効な制度や仕組みの構築</p> <p>官民協働再生可能エネルギー導入事業 22百万円 町内会館への太陽光発電設備の設置補助 14か所（21：5か所）</p> <p>横浜グリーンバレー 60百万円 事業者温暖化対策促進事業 19百万円 低炭素型次世代交通モデル事業 58百万円 地方公共団体実行計画推進事業 19百万円</p> <p>◎ 低公害車民間普及促進事業 58百万円 低公害バス集中導入事業 23百万円 生ごみ回収・資源化調査事業 11百万円 低炭素ものづくり促進事業 99百万円 中小企業支援信用保証料助成等事業 7百万円 （環境経営支援資金） 建築物のエネルギー性能評価・格付 6百万円 「ゆっくり走ろう！横浜港」の推進 2百万円 横浜港脱温暖化推進事業 3百万円 ITS活用方策検討調査等 29百万円</p> <p>脱温暖化に即効性のある新エネルギーの導入や省エネルギー化</p> <p>住宅用太陽光・太陽熱利用システム設置費補助事業 280百万円 太陽光：40千円/kW 2,000件（21：900件） 新エネ・省エネ機器類導入事業 28百万円 公共施設のエネルギーマネジメント事業 13百万円 使用済食用油のバイオディーゼル燃料活用事業 21百万円 市庁舎の高効率照明化 27百万円</p> <p>◎ 電動車両によるCO2削減事業 98百万円 電気自動車等の購入補助：300台 充電設備整備補助：100基 ESCO推進事業 2百万円 LED防犯灯設置事業 150百万円 3,500本設置 消防車両の温暖化防止処置 32百万円</p> <p>脱温暖化行動の啓発</p> <p>国内外地域連携推進事業 20百万円 脱温暖化行動広報活動事業 33百万円 脱温暖化行動推進事業 21百万円 横浜型ライフスタイル推進事業 7百万円 環境と地域経済推進事業 16百万円 エコスクールモデル実践事業 35百万円 エコドライブ普及促進事業 5百万円 省エネ経営促進支援事業 2百万円 脱温暖化モデル住宅推進事業 4百万円 1区1ゼロカーボンプロジェクト等 378百万円</p>	<p>温対 環境 資源 経済 まち 港湾 道路</p> <p>温対 行政 環境 まち 安全</p> <p>温対 環境 経済 まち 市民</p>

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
<環境施策>					
横浜みどりアップ計画 <みどり保全創造事業費会計>	9,415	7,202	2,213	【横浜みどり税対象事業 5,313百万円】 樹林地を守る施策 4,171百万円 特別緑地保全地区指定等拡充事業 3,740百万円 緑地再生・管理事業 295百万円 緑地防災・安全対策事業 42百万円 みどりの夢かなえます事業 9百万円 森の恵み塾事業など 85百万円 農地を守る施策 867百万円 市民農園用地取得事業 547百万円 農園付公園整備事業 180百万円 収穫体験農園の開設支援事業 27百万円 水田保全契約奨励事業 35百万円 環境配慮型施設整備事業 54百万円 不法投棄対策事業 17百万円 農地流動化促進事業など 7百万円 緑をつくる施策 275百万円 地域緑のまちづくり事業 87百万円 民有地緑化助成事業 38百万円 いきいき街路樹事業 150百万円 【横浜みどり税対象外事業 3,949百万円】 横浜みどりアップ計画新規事業 394百万円 ウェルカムセンター整備検討 4百万円 愛護会・森づくりボランティア活動 20百万円 拠点整備事業 農業後継者・横浜型担い手育成事業 27百万円 集团的農地の維持管理奨励事業 26百万円 かんがい施設整備事業 33百万円 施設の省エネルギー化推進事業 54百万円 公共施設緑化管理事業など 230百万円 既存事業 3,555百万円 特別緑地保全地区指定等拡充事業 3,115百万円 緑地再生・管理事業 128百万円 公共施設緑化事業など 312百万円 【公債費等 153百万円】 【主な増額理由】 特別緑地保全地区等の指定拡大に伴う買取り計画面積が増えたため 1,136百万円 市民農園用地の取得費計上のため 544百万円	環境
市街地における緑の保全・創造の推進	253	480	△ 227	市民の森・ふれあいの樹林奨励金 206百万円 緑地保存地区奨励金 37百万円 よこはま協働の森基金事業 10百万円 【主な減額理由】 緑地保存契約の継続一時金の支払い対象がないため △199百万円	環境
市民との協働による樹林地の保全	17	24	△ 7	緑地の管理（市民の森等の維持管理） 15百万円 市民による里山育成事業 2百万円 森づくりボランティアへの支援等	環境
市民・事業者等との協働による地域緑化の推進	3	5	△ 2	京浜の森づくり事業 京浜臨海部の企業等の緑化活動に対する支援等	環境

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名																				
公園整備事業	16,112	17,924	△ 1,812	大規模な公園や身近な公園の整備・改良 新横浜公園整備等 【公園整備事業のうち再整備・施設改良】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>22年度</th> <th>21年度</th> <th>差引</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再整備</td> <td>2,290</td> <td>1,952</td> <td>338</td> <td>17.3%</td> </tr> <tr> <td>施設改良等</td> <td>4,541</td> <td>4,306</td> <td>235</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,831</td> <td>6,258</td> <td>573</td> <td>9.2%</td> </tr> </tbody> </table> ◎ゼロ市債の設定 21年度2月補正で、21年度支出を伴わない(ゼロ)債務負担行為を設定。これにより22年度になってすぐに着工し前払いが可能 【主な減額理由】 主に、国の公共事業費が減少し、国庫補助事業が減ったため		22年度	21年度	差引	増減	再整備	2,290	1,952	338	17.3%	施設改良等	4,541	4,306	235	5.5%	合計	6,831	6,258	573	9.2%	環境
	22年度	21年度	差引	増減																					
再整備	2,290	1,952	338	17.3%																					
施設改良等	4,541	4,306	235	5.5%																					
合計	6,831	6,258	573	9.2%																					
農地の保全	220	246	△ 26	生産環境整備事業 157百万円 農ある地域づくり事業 43百万円 ふるさと村整備 20百万円	環境																				
市民と農との地産地消の推進	3	5	△ 2	直売ネットワークの推進及びPR 1百万円 参加農家400戸 (21:350戸) 市民参画の推進 2百万円 はまふうどコンシェルジュ講座の開催等	環境																				
市内産農産物の生産振興	7	10	△ 3	市内産農産物のPR 2百万円 シンボルマーク「はま菜ちゃん」を表示した流通の推進 生産振興対策 4百万円 認定した農産物の生産振興のため栽培施設の設置補助等を実施 環境保全型農業の推進 1百万円	環境																				
きれいな海づくり事業	7	23	△ 16	海域浄化に関する技術の検証や市民協働の推進 【主な減額理由】 山下公園前における浄化実験終了のため △16百万円	環境																				
市民創発環境行動フォーラム事業	3	—	3	開国博Y150ヒルサイドイベントの「市民力の結集」の取組を活かした体験型プログラムを実施	環境																				
ヒートアイランド対策の推進	7	12	△ 5	ヒートアイランド対策に係る技術支援研究	環境																				
動物愛護センター(仮称)の整備	788	848	△ 60	センター建設・設備工事、道路整備工事	健福																				

V 都市基盤整備

(単位：百万円)

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
<市街地開発>					
戸塚駅周辺地区 まちづくり	6,558	22,944	△ 16,386	戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業 2,912百万円 公共施設工事・仮設店舗解体等 戸塚駅前地区中央土地区画整理事業等 3,646百万円 都市計画道路柏尾戸塚線の整備、宅地造成、 補償費等 【主な減額理由】 戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業が進ちよくし、工事費が 減ったため(再開発ビルが21年度末に完成) △16,521百万円	都整
市街地開発の推進	2,013	5,865	△ 3,852	<都市再生機構、組合等施行> 鶴見駅東口地区、上大岡C南地区、日ノ出町駅 前A地区、長津田駅北口地区等 <市施行(市街地開発事業費会計)> 金沢八景駅東口地区土地区画整理事業 基盤整備工事、移転補償、調査設計、仮設店 舗設置等 【主な減額理由】 上大岡C南地区市街地再開発事業が進ちよくし、事業費が 減ったため(再開発ビルが21年度末に完成) △2,127百万円 鶴見駅東口地区市街地再開発事業が進ちよくし、事業費が 減ったため △1,098百万円	都整
鉄道ネットワーク 形成	864	1,512	△ 648	神奈川東部方面線整備事業 都市鉄道等利便増進法に基づき、国・県と協 調して鉄道運輸機構に事業費の一部を補助	都整
横浜駅周辺大改造	1,607	3,156	△ 1,549	横浜駅周辺大改造事業 187百万円 横浜駅西口開発関連インフラ整備検討 横浜駅東口開発関連検討 計画推進検討(交通施策、環境等) 横浜駅自由通路の整備 1,264百万円 きた・みなみ通路の整備等 ヨコハマポートサイド地区の整備等 156百万円 【主な減額理由】 横浜駅自由通路の工事が進ちよくし、工事費が減ったため △1,363百万円	都整
関内・関外地区 活性化推進事業	40	40	—	新市庁舎関連の調査・検討、中心市街地活性化 基本計画の策定、ビル再生・都心機能誘導・住 宅立地及び関内・関外の結節点強化の検討	都整
新横浜都心の整備	10	11	△ 1	新横浜駅南部地区、羽沢駅周辺地区まちづくり の検討	都整
東横線跡地の整備	57	349	△ 292	実施設計、整備工事 地下化区間(東白楽～横浜駅、22年度事業完了) 緑道内標識整備等 29百万円 廃線区間(横浜～桜木町駅) 28百万円 桜木町駅舎部詳細設計等	都整

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
都心臨海部・ インナーハーバー 整備構想検討	10	50	△ 40	都心臨海部・インナーハーバーエリアにおける 50年後のあるべき姿を展望し横浜の魅力と価値 を向上させる整備構想の検討調査を実施	都整
<都市基盤整備>					
都市計画道路等の 整備	18,155	22,870	△ 4,715	本市の骨格を形成する幹線道路網(都市計画道路) 等の整備 【主な減額理由】 主に、国の公共事業費が減少し、国庫補助事業が減ったため	道路
主要地方道等の 整備	4,730	5,428	△ 698	一般国道及び主要地方道等の道路改良や歩道の 設置・拡幅、踏切改良等の交通安全施設等の整 備	道路
駅まで15分道路の 整備	4,212	5,801	△ 1,589	最寄駅まで15分で到達できるようにするため、 交差点改良等によりボトルネック解消につな がる路線等の整備 【主な減額理由】 主に、国の公共事業費が減少し、国庫補助事業が減ったため	道路
道路の修繕	9,486	9,486	—	道路の維持・修繕等 ◎ゼロ市債の設定 21年度2月補正で、21年度支出を伴わない(ゼロ) 債務負担行為を設定。これにより22年度になっ てすぐに着工し前払いが可能	道路
道路費負担金	4,000	5,500	△ 1,500	国直轄事業の本市負担金 新設・改築 3,633百万円 (21：4,609百万円) 維持管理費 367百万円 (21：891百万円) 【主な減額理由】 国が直接行う工事が減少したため	道路
横浜環状道路等 整備 (一部再掲)	7,766	6,972	794	都市の骨格となる横浜環状道路等の整備推進 道路特別整備費(南線) 236百万円 街路整備費(北線・南線) 2,973百万円 高速道路等整備費(北線・南線・北西線) 2,357百万円 道路費負担金(南線・横浜湘南道路) 2,200百万円	道路
横浜新都市交通株 式会社への出資	2,500	—	2,500	車両更新時期を迎えた横浜新都市交通株式会 社に対し、過去の貸付金利子の償還金を原資に追 加出資を行い、経営基盤の強化を図る	道路
公園整備事業 (再掲)	16,112	17,924	△ 1,812	大規模な公園や身近な公園の整備・改良 【主な減額理由】 主に、国の公共事業費が減少し、国庫補助事業が減ったため	環境

(単位：百万円)

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
河川整備事業	4,400	5,204	△ 804	時間降雨量50mm対応の河道改修、河川遊水地の整備、既存雨水調整池の貯留容量の拡大など	道路
下水道整備事業 (一部再掲)	37,434	39,785	△ 2,351	下水道管きょや下水道施設の更新 高度処理施設、雨水幹線、雨水貯留管、雨水浸透施設などの整備 ◎ゼロ市債の設定 21年度2月補正で、21年度支出を伴わない(ゼロ)債務負担行為を設定。これにより22年度になってすぐに着工し前払いが可能	環境
ハブポート化の 推進 (スーパー中枢 港湾推進)	5,791	7,178	△ 1,387	南本牧ふ頭高規格コンテナターミナル整備事業 2,771百万円 〔・ふ頭用地造成(特別会計) 1,520百万円〕 〔・岸壁整備(一般会計) 1,251百万円〕 本牧ふ頭整備事業 1,452百万円 〔・本牧ふ頭岸壁改修等 597百万円〕 〔・本牧D岸壁改修関連工事 117百万円〕 〔・本牧D突堤道路拡幅事業 249百万円〕 〔・本牧C岸壁補修工事 489百万円〕 南本牧ふ頭連絡臨港道路整備事業 80百万円 横浜港埠頭公社貸付金(特別会計) 570百万円 特定コンテナ埠頭認定運営者貸付金(特別会計) 918百万円 【主な減額理由】 国が緊急経済対策として22年度事業を、21年度に前倒ししたため	港湾
ふ頭の整備	105	242	△ 137	大黒ふ頭の整備	港湾
港湾整備費負担金 (再掲)	1,923	4,252	△ 2,329	岸壁整備など国直轄事業の本市負担金 【主な減額理由】 国が緊急経済対策として22年度事業を、21年度に前倒ししたため	港湾
京浜三港広域連携	24	16	8	「京浜港連携協議会」(H21.12.25設置)における、京浜港の広域計画の策定(H23年度目途)、共同ポートセールス等の実施	港湾
埠頭公社あり方検討調査事業	23	—	23	平成25年度までの公益法人改革に対応し、(財)横浜港埠頭公社のあり方について検討を行う	港湾
<まちづくり>					
住宅地区改良事業	319	367	△ 48	改良住宅等の整備により、防災性向上と住環境の改善を推進 中村町5丁目地区(用地取得、移転補償等)	都整

(単位：百万円)

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
公共建築物の 長寿命化	4,000	4,000	—	劣化調査に基づき、緊急性の高い保全対策工事を効率的に実施 〔 地区センター、コミュニティハウス、区庁舎、公会堂、文化施設、スポーツ施設、市立保育所、福祉施設、公園施設、図書館、消防署所等 〕	まち 都経 行運 市民 こ青 健福 環境 経済 安全 教育
公的住宅の整備等	4,363	5,134	△ 771	市営住宅 1,605百万円 住戸改善 170戸 (21: 180戸) 耐震改修 172戸 (21: 292戸) ヨコハマ・りぶいん 2,150百万円 家賃減額助成 8,659戸 (21:8,811戸) (17年度より新規供給休止) 高齢者向け優良賃貸住宅 608百万円 家賃減額補助 1,130戸 (21:1,059戸) 整備費補助 84戸 (21: 83戸)	まち
安全でおいしい水の供給	17,324	17,454	△130	老朽管更新の促進 17,129百万円 川井浄水場の再整備に伴う鶴ヶ峰配水池の築造 135百万円 子供たちが水道水を飲む文化を育む事業 60百万円 小中学校等屋内水飲み場の直結給水化助成金 15校 (21: 36校)	水道
<u>水道事業における 新会社設立</u>	100	—	100	水道局の技術力・ノウハウの活用により新たなビジネスを展開する会社を設立し、経営基盤を強化(出資金1億円) ※水道事業会計で実施	水道
地域交通サポート	643	600	43	地域交通サポート事業 15百万円 地域主体の公共交通サービスの実現に向けた取組に対する経費の助成及び技術的支援を実施 ・地域主体の検討組織設立 22年度 2地区 生活交通バス路線維持支援事業 623百万円 バス路線の廃止に際し、維持が必要と認められた路線に対し補助金を交付 公共交通利用促進調査費 5百万円 過度にマイカーに依存した生活から、公共交通等を中心とした生活へ転換を促す取組を実施	道路 都整
鉄道駅舎エレベーター等設置事業	116	87	29	エレベーター設置3駅6基 (21: 1駅3基) <u>JR矢向駅・大口駅</u> 市営地下鉄蒔田駅	健福

VI 経済・雇用

(単位：百万円)

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
<経済の活性化>					
◎中小企業融資制度 事業	80,487	75,675	4,812	本市の制度に基づいた政策的融資の実施 融資枠：総計2,000億円(21当初1,400億円) セーフティネット特別資金 融資枠600億円 (21当初 200億円) 緊急借換支援資金 融資枠500億円 (21当初 200億円) 【新設】経営再建支援資金 融資枠5億円 【主な増額理由】 融資枠拡大により預託額が増加したため 4,812百万円	経済
◎信用保証料助成等	3,250	2,405	845	信用保証料助成 1,490百万円 既存のメニューに加え、 <u>ものづくり支援資金</u> (<u>販路開拓支援</u>)・ <u>経営再建支援資金</u> の保証 料の一部を助成 信用保証促進事業 1,700百万円 保証協会による信用保証促進のため、代位弁 済補てんを実施 横浜型債券市場推進事業など 60百万円 社債等の発行支援	経済
◎中小企業経営安定 事業	47	76	△ 29	経営相談、経営安定診断などを実施	経済
S B I R等ものづ くり支援 (一部再掲)	187	174	13	中小企業研究開発促進事業(S B I R) 117百万円 中小企業が自らのテーマで取り組む研究開発 及び行政課題の解決をテーマとして取り組む 研究開発に係る経費の一部助成等を実施する とともに、横浜発の優れた新商品を募集・認 定し、販路開拓支援を実施 ◎低炭素ものづくり促進事業(技術開発支援等) 55百万円 温暖化対策技術開発に対する助成 情報発信事業 10百万円 研究成果等の情報発信及び販路開拓支援、見 本市の開催 企業間連携促進 5百万円 受発注取引等促進のための商談会の開催	経済
中小製造業の成長 力強化	70	58	12	技術相談事業 13百万円 技術的課題に対する、アドバイザー派遣の実 施など 産学連携推進事業 31百万円 大学の研究者と市内企業の交流の機会を提供 するなど、産学連携を進め産業の育成を図る 製品開発・販路開拓支援 26百万円 市内中小製造業者の新事業分野進出や販路開 拓支援をするため、大手企業や大学等との技 術マッチングなどを実施	経済

(単位：百万円)

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
◎中小製造業経営革新促進助成 (一部再掲)	66	64	2	中小製造業経営革新促進助成 22百万円 技術の高度化やCO2削減など中小製造業の経営革新のための設備投資を支援 低炭素ものづくり促進事業(経営革新促進助成) 44百万円 CO2削減のための投資に対する助成率の上乗せ(8%)	経済
◎商店街販売促進支援事業	5	3	2	商店街と市内プロスポーツチームとが連携して新たに実施する、「150円商店街」キャンペーンを支援	経済
横浜型知的財産戦略推進事業	26	29	△ 3	中小企業等の知的財産の活用促進 知的財産を生かして経営に取り組み成長性のある市内企業の評価・認定	経済
企業誘致促進事業	1,781	1,422	359	企業誘致促進活動事業費 12百万円 企業立地促進条例による助成事業 1,733百万円 企業立地促進条例に基づく助成金の交付 企業誘致促進助成事業 30百万円 バイオやITなど、市が重点的に振興する分野が市内に進出する際に賃料の助成等を実施 戦略的企業誘致促進事業 6百万円 企業誘致のための市長によるトップセミナーの開催など戦略的な企業誘致を展開	経済
バイオ医薬品研究開発拠点整備支援事業	146	—	146	バイオ産業の振興と関連企業の集積促進を図るため、バイオ医薬品の原料となるタンパク質を創薬ベンチャー企業等に提供する拠点の整備を支援	経済
ベンチャービジネス支援事業	87	67	20	ソーシャルビジネス支援事業 64百万円 社会起業家塾や実地研修・各種相談の実施 ベンチャーポート事業 23百万円 中小企業の経営支援やベンチャー企業の創出・成長支援	経済
商業経営支援事業 (一部再掲)	60	56	4	販売促進支援、中小企業診断士等の派遣による商店街活性化支援や店舗経営改善支援、商店街の組織強化や商店主ネットワークづくり支援を実施	経済
アジア経済交流事業 (一部再掲)	25	29	△ 4	横浜のビジネス環境の向上 国内外における経済交流活動の充実とネットワーク力の強化	経済

事業名	22年度	21年度	増△減	説明	局名
<雇用創出>					
◎「横浜で働こう！」推進事業	31	26	5	求職者の就労支援や市内企業の人材確保・雇用維持を推進するため、訓練から採用までの就労支援事業や合同就職面接会などを実施	経済
◎職業訓練事業	101	59	42	一定期間で職業に必要な技能や知識を習得する機会を提供し、就職率の向上を図る	経済
◎地域日常生活自立支援（再掲）	17	18	△ 1	生活保護受給に至らない生活困窮者を対象とした就職支援などの実施	健福
◎ひとり親家庭等自立支援事業	129	71	58	ひとり親家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援や資格取得・就労支援等の総合的な支援を実施	こ青
◎青少年の就労に向けた自立支援の拡充（再掲）	42	42	—	若者無業者の職業的自立及び若者の自立支援のための事業を実施	こ青
障害者就労支援センターの設置と就労援助強化	192	196	△ 4	障害者就労支援センターの運営 8か所	健福
◎緊急雇用創出事業 臨時特例交付金事業（一部再掲）	1,787	725	1,062	急激な経済情勢の変動により、離職を余儀なくされた非正規労働者及び中高年齢者等に対して、短期の雇用・就業機会を創出 新規に雇用する従事者数：1,135人 【主な増額理由】 緊急雇用創出事業数が増加したため 44事業増 (21:40事業→22:84事業)	
◎ふるさと雇用再生特別交付金事業	344	168	176	雇用継続が見込まれる事業において、地域の求職者等を雇い入れて安定的な雇用を創出する事業を支援 新規に雇用する従事者数：138人	

(2) 22年度区予算の概要、区の主要事業一覧

◆個性ある区づくり推進費・自主企画事業費について

自主企画事業費は、区役所が地域の身近な課題やニーズに、迅速かつきめ細かく対応するための予算です。

22年度は、自主企画事業費全体で**814事業 25億円**の予算を計上しました。

I 子ども・教育

(単位：万円)

区名	事業名	予算額	事業概要	お問い合わせ先
神奈川区	子どもが健やかに育つまち	1,253	出産から青少年自立まで、地域において切れ目のない継続的な支援ができる体制づくりをサポートし、子育てしやすい地域ネットワークの構築を目指します。	神奈川区 こども家庭支援課 Tel. 411-7137
西区	地域の資源を活用した 西区子育てサロン事業	100	地域での子育てを支援するため、町内会館、民家などの地域の資源を活用し、ボランティア団体や当事者団体が地域の人々の協力を得て運営する子育てサロン（親子の居場所）の開設を支援します。	西区 こども家庭障害支援課 Tel. 320-8404
中区	ひろがれ中ヨシ！ 子育ての輪	362	携帯電話での双方向型情報提供や保育園を活用した体験プログラム、妊娠期からの子育て・親育ちを利用者の目線で応援し、子どもの健やかな成長と養育者の育児力向上を目指し、地域の見守りの輪を広げていきます。	中区 こども家庭支援課 Tel. 224-8171
旭区	保育園応援隊と 世代間交流事業	178	地域の方々にボランティア活動を通し、子どもたちとの交流や保育所を見守っていただく仕組みを作ります。また、高齢者など多世代の方との交流事業や、保育園の施設などを活用した育児支援事業を実施します。	旭区 こども家庭支援課 Tel. 954-6141
磯子区	子育て応援推進事業	619	子育て支援拠点を中心に各地域で活動する子育てひろばなどと連携を強化することで、活動のメニューや機会を増やし、若い世代の支援者を育成します。また、子育て相談事業の実施の地域を拡充します。	磯子区 こども家庭支援課 Tel. 750-2493
港北区	わくわく子育て保育所事業	222	公・私立保育園合同で育児講座を実施するなど、子育て世代の交流や、地域とのつながりを深めるきっかけ作りを行います。また、公・私立保育園の保育士などの交流も図られることにより、保育の質の向上を目指します。	港北区 こども家庭支援課 Tel. 540-2309
青葉区	子育て支援 ネットワーク事業	726	地域の既存の施設を活用した親子の居場所づくりをすすめるため、地域ケアプラザで「みんなの広場」を開催するとともに、地域で顔の見える関係づくりをすすめるため、区内全域で「地域子育て連絡会」を開催します。	青葉区 こども家庭支援課 Tel. 978-2456
栄区	さかえ次世代交流 ステーション（仮称） 運営事業	600	子育て支援、青少年活動、障害児の居場所、障害者相談支援がそれぞれの分野を超え、連携・交流する新しい取組を展開していくため「さかえ次世代交流ステーション（仮称）」を整備、23年3月に開所します。	栄区 こども家庭障害支援課 Tel. 894-8410 地域振興課 Tel. 894-8395

3 22年度における市政運営の主な取組

(単位：万円)

区名	事業名	予算額	事業概要	お問い合わせ先
泉区	多文化共生事業	351	外国にルーツを持つ区民に対するコミュニケーション支援や子育て支援など、多文化共生のまちづくりに向けた取組をすすめます。	泉区 地域振興課 Tel. 800-2390
瀬谷区	支えあい家族支援事業	200	民家などを1か月間借り上げ、学習支援・調理実習などを通して子どもたちの生活力を養うとともに、家庭の温かさを体験できるモデル事業「生活塾（仮称）」を実施します。	瀬谷区 こども家庭支援課 Tel. 367-5701

II 福祉・保健・医療

(単位：万円)

区名	事業名	予算額	事業概要	お問い合わせ先
港南区	地域福祉保健活動推進事業	648	港南区地域福祉保健計画を策定する中で、地域住民による活動・行事・魅力などの共有をすすめ、地域のつながりを強化し、「地域の元気アップ」を図ります。	港南区 福祉保健課 Tel. 847-8431
旭区	旭いきいき元気応援事業	240	区民のライフスタイルの多様化に応じた様々な要望に答え、高齢者1人ひとりがより健康に充実した生活を送れるよう、地域に根ざしたコミュニティ形成を図り、個人の生きがいを創出し育てるための事業を実施します。	旭区 高齢・障害支援課 Tel. 954-6198
戸塚区	とつか健康ひろげ隊事業	196	地域主体の様々な健康づくり活動をきっかけに新たな人間関係をつくり、地域コミュニティの活性化を推進するとともに活動団体をネットワーク化し、区民総ぐるみの健康づくりにつなげます。	戸塚区 福祉保健課 Tel. 866-8426
瀬谷区	高齢者支援拠点モデル事業	163	より多くの高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、公営住宅などを活用した地域密着型の活動拠点を核にして、一人暮らし高齢者などの見守りや生活相談など、地域住民相互の助けあいを促進します。	瀬谷区 高齢・障害支援課 Tel. 367-5730

III 市民活動、市民の安全

(単位：万円)

区名	事業名	予算額	事業概要	お問い合わせ先
鶴見区	災害時要援護者救援システムづくり事業	500	区内31か所の地域防災拠点で実施した要援護者救援訓練結果の検証を行い、地域ぐるみの救援システムの充実に取り組みます。	鶴見区 高齢・障害支援課 Tel. 510-1766
中区	初黄・日ノ出町地域再生まちづくり事業	150	初黄・日ノ出町地区で、安全・安心で健全なまちへの再生に向けた地域の自主的な活動を推進するために、地元協議会に対し、まちづくりNPO法人などを通じた支援を行います。	中区 区政推進課 Tel. 224-8120
南区	木造建物簡易耐震改修促進事業	300	地震発生時に倒壊の恐れがある住宅に対し、横浜市の制度では対象とならない簡易な耐震改修への助成を、南区独自の新たな施策として実施します。	南区 区政推進課 Tel. 743-8120

3 22年度における市政運営の主な取組

(単位：万円)

区名	事業名	予算額	事業概要	お問い合わせ先
南区	自殺対策事業	286	「自殺は、追い込まれた末の死で、防ぐことができる」ことが多くの区民に理解されるよう、啓発活動に取り組むとともに、地域の支援者育成を行います。	南区 高齢・障害支援課 Tel. 743-8211
港南区	災害時要援護者対策等 防災事業	442	地域が主体的に取り組む災害時要援護者対策について、地域の実情に応じた支援を行うとともに、地域の取組をベースに日々の見守り活動につなげるなど、地域の課題解決力の向上を目指します。	港南区 総務課 Tel. 847-8303
保土ヶ谷区	“輝け、地域力！”事業	198	地域活動の担い手となる新たな人材を育成するため、「おやじの会」などの活動を支援します。また、GIS（地理情報システム）などを活用して、さまざまな情報を地域ごとに集約し、情報提供などの支援に取り組めます。	保土ヶ谷区 地域協働課 Tel. 334-6301
礪子区	地域力アップ事業	322	地域との協働による課題解決を目指し、地域情報の収集・分析や発信を行います。地域健康づくりの中心イベントとなる健民祭をはじめ、各団体が相互に連携した年間を通じた様々な健康づくり活動を支援します。	礪子区 地域振興課 Tel. 750-2399
金沢区	CampusTownKanazawa 推進事業 (大学の活力を生かした まちづくり)	235	区内2大学との連携を強化し、活力に満ちた大学のあるまちづくりをすすめるため、区の魅力づくりや地域課題の解決につながる大学生の地域活動などを支援するとともに、防災・子育て関連分野などでの連携の充実を図ります。	金沢区 区政推進課 Tel. 788-7726
緑区	災害に強いまちづくり事業	579	行政・地域・団体などが連携し、あらゆる危機に対して日頃から備える取組をすすめることで、緑区全体の危機管理能力を高め、安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。	緑区 総務課 Tel. 930-2204
青葉区	かおの見える 地域づくり事業	188	地域活動の情報発信、自治会・町内会への加入促進、地域の町おこし情報の活用などにより、自治会・町内会での活動を活性化することで、「かおの見える地域づくり」をすすめていきます。	青葉区 地域振興課 Tel. 978-2291
都筑区	あいちゃんボランティア 推進事業	100	マルチボランティアの育成を目指し、潜在的ボランティア、自治会町内会役員・公園愛護会員など様々な分野の活動者を広く対象とするボランティア情報の登録をすすめる、一元的に管理・運用を行う新たな仕組みを創設します。	都筑区 福祉保健課 Tel. 948-2340
戸塚区	区民力発揮促進事業	518	様々な活動団体の連携・交流などにより、区民が力を発揮して地域の行政課題の解決に向けて取り組めるよう、市民主体の地域運営に係る調査、交流イベントの企画・検討などを行います。	戸塚区 区政推進課 Tel. 866-8327
栄区	セーフコミュニティ事業	110	安全・安心の新たな課題として転倒・転落・溺れ・窒息や自殺などが顕在化しています。これらを地域ぐるみで予防する「セーフコミュニティ」活動に先駆的に取り組み、区民とともに本質的に安全なまちづくり活動の基礎をつくりまします。	栄区 総務課 Tel. 894-8310
泉区	「地域主体の地域運営」 推進事業	1,096	地域主体の地域運営・まちづくりを推進するため、地区経営委員会の運営助成や活動拠点借上への支援を行うほか、地区経営委員会による地域課題の解決に向けた取組を支援します。	泉区 地域力推進担当 Tel. 800-2325

3 22年度における市政運営の主な取組

IV 地球温暖化対策、環境、ごみ

(単位：万円)

区名	事業名	予算額	事業概要	お問い合わせ先
鶴見区	みんなでグリーンアップ つるみ	148	モデル地区を設定し、地域や企業、学校などと協働して、地域ぐるみの緑化に取り組むほか、専門家による緑化講座を開催します。区役所の壁面緑化や、地区センター、地域ケアプラザなどでの緑のカーテンづくりをすすめます。	鶴見区 区政推進課 TEL 510-1675
神奈川区	エコ&クリーンなまち	1,838	日常生活において、無理なくエコができるライフスタイルの普及及びポイ捨てなどがしにくい環境づくりを目指します。	神奈川区 地域振興課 TEL 411-7091
西区	西区緑づくり事業	948	区内に花と緑を増やし、潤いのあるまちづくりをすすめるため、専門家などによる委員会を設置し、都心部である西区ならではの緑化の推進について検討を行います。また、施設、公園、家庭などにおける緑化の推進を図ります。	西区 区政推進課 TEL 320-8338
金沢区	E C O行動促進事業	150	省エネに取り組む区民などを対象とした「ECOチャレンジコンテスト」を開催するほか、省エネ機器を導入した釜利谷保育園で、見学会や学習会を行います。脱温暖化行動の必要性や効果をPRし、区民などに行動の輪を広げます。	金沢区 区政推進課 TEL 788-7729 総務課 TEL 788-7707

V 都市基盤整備

(単位：万円)

区名	事業名	予算額	事業概要	お問い合わせ先
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区内歩行者空間 バリアフリー検討	100	区内の主要な幹線道路に設置されている古い鋼製歩道橋の利用状況などを調査し、高齢社会での歩行者のバリアフリー化を検討します。	保土ヶ谷区 区政推進課 TEL 334-6220
港北区	鶴見川を活かした魅力ある まちづくりプラン	100	貴重な資源である鶴見川周辺の歩行者・自転車の利用状況、緑地などの地域資源の活用検討など、様々な調査を実施し、その調査結果をもとに、港北区の魅力を感じることが出来るまちづくりをすすめます。	港北区 区政推進課 TEL 540-2220

VI 経済・雇用

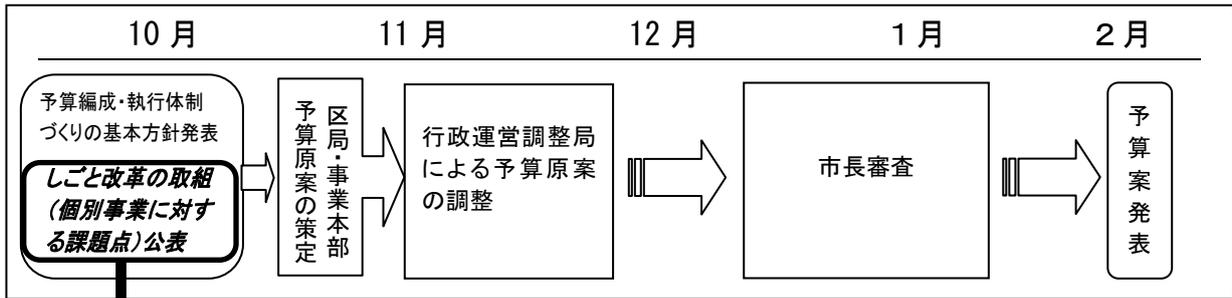
(単位：万円)

区名	事業名	予算額	事業概要	お問い合わせ先
緑区	未来へつなぐ まちの魅力アップ事業 (緑区内の農の魅力、区内 の魅力PRツールの作成)	132	区内で盛んな農業を区の新魅力とし、「都市にある農」を区内外にPRすることで、緑区の集客力アップを図るとともに、市民の「農」や自然環境への関心を高め、地球にやさしいまちづくりを推進します。	緑区 区政推進課 TEL 930-2218
都筑区	メイドインつづき推進事業	260	雇用や経営の安定化を目指し、高い技術力と独創的な製品を持つ中小製造業を発掘し、PRを強化するなど販路拡大のための支援を実施します。また、都筑野菜の販路拡大の取組をすすめます。	都筑区 区政推進課 TEL 948-2220

(3) しごと改革の推進

ア 従来とは異なる事業見直し

従来とは異なり、予算編成を始めるにあたって、個別事業に対する課題点を各部署に指摘し、公表しました。その結果、思い切った内部経費の削減や事業の見直しなどにより、122億円の経費を縮減しました。



■ しごと改革の取組による結果

取組項目		取組結果	
個別事業に対する課題指摘事業	728件	見直し効果額	29億円
①3年以上見直しが行われていない事業		見直し件数	211件
②会費的負担金			
③各種補助金 ほか			

■ 事業見直しによる効果額の推移

(市債＋一般財源ベース)

		22年度	21年度	20年度	19年度
市役所内部経費の見直し		27億円	28億円	49億円	51億円
民営化・委託化の取組		4億円	12億円	2億円	3億円
その他事業の見直し		91億円	56億円	35億円	30億円
受益者負担の適正化		0.1億円	2億円	11億円	6億円
合計	見直し効果額	122億円	98億円	97億円	90億円
	見直し件数	950件	940件	504件	277件

※ 20年度からは区における事業見直し効果額・件数を含めています。

■ 主な取組

(単位：百万円)

項目	内容	見直し効果額
① 市役所内部経費の見直し		
人件費の削減	【超過勤務手当の削減】 人命に関わる業務や防災・災害対応業務などを除き、職員の超過勤務手当は20年度実績の50%削減	1,293
	【職員定数の削減】 職員定数203人(全会計)の削減による人件費の縮減(一般会計分としては11人(約1億円)の純減) ※全会計ベースでの縮減額 1,827百万円	100
職員福利厚生事業【補助金】	補助内容を見直し、組織運営に必要な経費を補助	369
教職員互助会助成【補助金】	補助内容を見直し、組織運営に必要な経費を補助	114
海外拠点の見直し	ロサンゼルス事務所及び北京連絡拠点廃止	24
② 民営化・委託化の取組		
家庭ごみ収集運搬業務委託事業	プラスチック製容器包装の収集運搬業務委託を8区拡大し全区で実施。燃やすごみ等の収集運搬業務委託を3区から2区に縮小	276
学校給食調理業務の委託化	新たに20校で調理業務の民間委託を実施(累計125校)	93
③ その他事業の見直し		
各種補助金の見直し【一部再掲】	外郭団体等への運営費補助金、イベント関連補助金の見直しなど	2,619
会費的負担金の見直し	国などが所管する公益法人、任意団体である協議会などに定例的に支出している会費等の負担金の見直し ※ 廃止・休止11件、縮小41件	11
金沢工場溶融施設運営費、補修費	神明台処分地の埋立容量に余裕があるため、金沢工場溶融施設での焼却灰のリサイクルを22年度は休止し、同処分場に埋め立て	329
「はまどり」運営事業	船体の老朽化に伴い維持・整備費が増加しているため廃船 ※代替事業を民間船舶を活用して実施	219
G30地域還元事業	アルミなど資源物の売り払い価格の大幅な下落を踏まえて、売り払い収入の一部を原資として、自治会町内会などに物品を配布していた地域還元事業を廃止	200
「横浜レンガ通信」発行事業	他の広報媒体の活用等で補完することとし廃止	50
特別児童手当支給事業	子ども手当の創設や児童扶養手当の対象が父子家庭にも拡大されたことを受けて廃止	50
私立幼稚園施設整備費補助金【補助金】	新築・増改築分は申請実績がないため休止	3
横浜市ノンステップバス導入促進補助金【補助金】	国の定める目標値や横浜市中期計画の目標を達成しているため休止	58
スカイウォーク運営事業	利用者の減少により赤字運営が続いていたスカイウォークを、22年度後半から休止(閉鎖)(年度前半は土・日・祝日等のみ営業)	41
私立学校等補助金【補助金】	私立学校、私学団体等への補助単価の見直し	9

■ 主な取組

項 目	内 容
④ P F I の推進	
戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業	再開発事業に伴う公益施設（区役所、区民文化センター、第2交通広場等）整備事業について、契約及び施設の設計を実施
川井浄水場再整備事業	川井浄水場の再整備事業について、建設等を実施
瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業	瀬谷区総合庁舎と二ツ橋公園の一体整備事業について、建設等を実施
<p>【P F I 契約に伴う 23 年度以降の支出予定額】 一般会計 383 億円、企業会計 330 億円 ※P F I とは … 公共施設などの建設・維持管理・運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的に実施し、市民サービスの向上やトータルコストの削減を図る事業手法</p>	
⑤ その他	
産業活性化資金等の見直しなど 【横浜企業経営支援財団（I D E C）】など	<p>①市からの貸付金で I D E C が行っていた産業活性化資金の直接貸付については、以下の理由により廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度内に全額が返済される市からの短期貸付金を原資に、I D E C から本市外郭団体に長期貸付が行われており、外郭団体の経営実態や本市からの実質的な支援が見えにくい仕組みであること <p>②土地開発公社、建築保全公社に市から貸し付けられていた短期貸付金については、長期貸付金へ変更のため廃止</p> <p>※上記①、②の対応に伴い 21 年度 2 月補正で市から各外郭団体に長期貸付するための補正を予定</p>

イ 外郭団体改革の取組

外郭団体等の経営状況を評価し、団体ごとの経営課題について専門的かつ客観的な立場から、幅広く検討することを目的として、「横浜市外郭団体等経営改革委員会」を 21 年 3 月に設置し、審議をすすめています。

引き続き、全ての外郭団体に関する審議を進め、委員会の検討結果については、本市と外郭団体との間の次期協約の内容に反映していきます。

また、市退職者の外郭団体等への再就職に関する見直しなどとともに、外郭団体の経営改革について、引き続き取組をすすめます。

(4) 規律ある財政運営に向けた取組

危機的な財政状況の中でも、18年度に策定した「横浜市中期計画」の財政目標達成に努め、財政健全化に向けた取組をすすめました。

ア 横浜方式のプライマリーバランスは黒字を維持

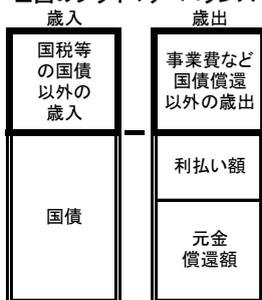
財政健全化の取組の「達成目標（成果指標）」として中期計画で掲げていた「横浜方式のプライマリーバランス」の黒字は、22年度予算案でも達成しており、計画期間を通して黒字を維持しました。

■横浜方式のプライマリーバランスの推移(当初予算ベース) (単位：億円)

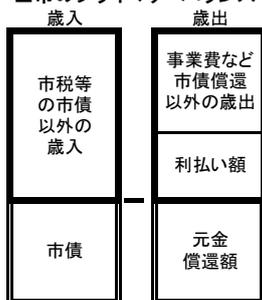
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
市債発行額①	1,233	1,171	1,113	1,147	1,274	「中期計画」での目標値 18年度～22年度 毎年度黒字
元金償還額②	1,309	1,381	1,406	1,383	1,401	
プライマリーバランス(②-①)	77	210	294	236	127	

注：各項目で単位未満を四捨五入しているため、②-①が一致しない場合があります。

■国のプライマリーバランス



■市のプライマリーバランス



※横浜方式のプライマリーバランスとは・・・

市債残高の減少を目指すため、「市債発行額を、その年度の元金償還予算額の範囲内に抑える」とともに、市債以外の歳入確保と歳出抑制を徹底し、「当該年度の収入で、利払いを含む当該年度の支出をまかなう」としてしています。「利払いを含む」という点で、国のプライマリーバランスより厳しい基準となっています。

イ 財政規律を維持した市債の発行

当初は、「一般会計で発行するすべての市債」、「特別会計・公営企業会計で発行する市債のうち市税等で償還する市債」ごとに、計画期間中の発行額（19年度～22年度）を「毎年度5%減とした場合の範囲内」に抑えることが中期計画の目標でした。

その後、21年度当初予算編成時に、発行抑制目標を、会計ごとではなく、市全体で捉え直すこととし、それぞれの会計の発行目標を足し合わせて計画上の発行限度額とする修正を加えました。

■中期計画目標に対する市債の発行実績見込額 (単位：億円)

		19年度	20年度	21年度	22年度
一般会計の市債(A)	①計画目標 注1	1,171	1,113	1,203	1,074
	②決算(見込)・予算 注2	1,104	1,159	1,320	1,274
	②-①			117	200
市税等で償還する特別会計・企業会計の市債(B)	①計画目標 注1	484	460	408	435
	②決算(見込)・予算 注2	400	445	408	247
	②-①			0	▲188
(A)+(B)	①計画目標	1,655	1,573	1,611	1,509
	②決算(見込)・予算	1,504	1,604	1,728	1,521
	②-①			117	12

中期計画目標
(19～22年度合計)

目標	6,228
実績見込額	6,357
差	129

注1：各年度の目標の19年度・20年度は対前年度▲5%とした場合の額、

21年度・22年度は22年度予算編成開始時に設定した目標額

注2：19年度・20年度は決算、21年度は2月補正後見込、22年度は当初予算の数値

3 22年度における市政運営の主な取組

計画期間中の一般会計の市債発行の状況をみると、20年度後半からの急激な景気悪化の影響を受けて、21年度当初予算に始まり、経済対策を実施した5月補正予算、急激な市税の減収を補う必要があった2月補正予算で、計画目標額を超える市債を発行せざるを得ませんでした。

また、22年度予算においても、市税収入の大幅な落ち込みに対応するために、国から特別に発行が認められている臨時財政対策債の増加分200億円を、予算編成時に見込んだ発行目標額に上乗せしました。

一方、市税等で償還する特別会計・企業会計の市債は、発行実績が計画目標を下回る年度が多くなっています。

その結果、計画期間中の「一般会計の市債」と「市税等で償還する特別会計・企業会計の市債」の実績見込額合計は、計画目標額をわずかに上回る結果となりました。

ウ 特別会計・企業会計や外郭団体の借入金の返済

市税等で償還する必要がある特別会計・企業会計や外郭団体の借入金を着実に返済するため、19年度～22年度の予算計上額合計4,000億円以上を目標に取り組み、22年度予算では、多額の収支不足があった中でも合計926億円を計上し、目標をほぼ達成しました。

(単位：億円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	合計	
特別会計・公営企業会計の市債の償還経費	814	800	818	766	3,197	
外郭団体の借入金の償還経費	222	201	194	160	777	「中期計画」での 目標値
合 計	1,036	1,001	1,012	926	3,975	19年度～22年度 合計4,000億円以上

注：各項目で単位未満を四捨五入しているため、各年度の合計額が一致しない場合があります。

<特別会計・公営企業会計>

基本的には、料金収入等で償還すべきものですが、総務省の繰出基準で一般会計の負担となっているものや、料金収入等が十分に確保できず、市税等で償還せざるを得ないものについて、**766億円を計上**しています。

<外郭団体>

市が買い取る、あるいは元金等の償還助成を行うことを前提に、外郭団体が借り入れを行い用地取得や施設の整備を行った事業等への対応として、**160億円を計上**しています。

■本市全体の借入金残高

借入金の内訳	21年度末見込み①		22年度末見込み②		増減額 (②-①)	
	借入金残高	うち市税等で償還するもの	借入金残高	うち市税等で償還するもの	借入金残高	うち市税等で償還するもの
一般会計の市債	2兆3,901億円	1兆5,935億円	2兆4,136億円	1兆5,715億円	236億円	▲219億円
特別会計・公営企業会計の市債	2兆2,325億円	9,106億円	2兆1,629億円	8,699億円	▲696億円	▲406億円
外郭団体の借入金	6,512億円	2,657億円	6,216億円	2,510億円	▲296億円	▲147億円
合 計	5兆2,738億円	2兆7,697億円	5兆1,982億円	2兆6,924億円	▲756億円	▲772億円

注1：21年度末見込額は、一般会計と特別会計・公営企業会計が21年度2月補正後、外郭団体の借入金が決算見込数値です。

注2：各項目で単位未満を四捨五入しているため、増減額が一致しない場合があります。

エ 人件費の縮減

中期計画での見込額に対し、19年度～22年度までの累計で90億円以上の抑制目標を設定し、目標を上回る抑制を達成しました。

(単位：億円)

	中期計画での見込み(注1)	人件費予算(注2)	増減額	
22年度	2,100	2,029	▲71	
21年度	2,120	2,102 (2,052)	▲18 (▲68)	
20年度	2,140	2,137 (2,111)	▲3 (▲29)	
19年度	2,150	2,134	▲16	
4か年合計	8,510	8,402 (8,326)	▲108 (▲184)	「中期計画」での目標値 19年度～22年度 累計90億円以上の削減

注1：18年度予算ベースの職員数・給与体系を前提とし、退職予定者数を積み上げた退職手当を試算。

注2：()内は2月補正後の予算額。

オ 経常的経費の縮減

借入金への対応及び中期計画重点事業の実施に伴う追加額等や新規事業を除き、

- A 行政推進経費（施設運営、市民助成など）を毎年度1%削減
- B 経常的内部経費（庁舎管理、管理事務など内部経費や特別会計・公営企業会計への任意的繰出金）を毎年度3%削減

とする目標を設定しています。

(単位：億円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	21年度→22年度増減率	「中期計画」での目標値
行政推進経費	1,931	1,911	1,892	1,713	▲9.5%	毎年度▲1%
経常的内部経費	682	661	640	621	▲3.0%	毎年度▲3%

22年度予算では、福利厚生事業に対する補助を大幅に削減するなど、徹底した事業の見直しに努めたほか、他会計への繰出金を大幅に削減し、目標値を達成しました。

カ 施設等整備費の縮減

19年度から22年度までの4年間の合計額は、8,203億円で、計画目標を達成しています。
(22年度の内容については72ページ参照)

(単位：億円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	21年度→22年度増減率	「中期計画」での目標値
施設等整備費	2,288	2,214	2,031	1,670	▲17.8%	19年度～22年度 合計8,675億円程度 (毎年度▲3%程度)

【参 考】 資 料 編

予算関連主要データ

1	会計別予算	70 頁
2	一般会計予算経費別総括表	71 頁
3	会計別予算及び施設等整備費の推移	72 頁
4	一般会計予算 局別一覧表	73 頁
5	一般会計予算 区編成予算（自主企画事業） 区別一覧表	74 頁
6	一般会計予算 財源別一覧表	75 頁
7	市税収入見込額	76 頁
8	地方交付税の推移	76 頁
9	主な基金残高の推移	76 頁
10	一般会計市債計上額等の推移	77 頁
11	公営企業会計予算	78 頁
12	中期計画重点事業の進ちよく状況	79 頁
13	中期財政見通し（一般会計）	80 頁
14	現場目線に立った効率的・効果的な執行体制の構築	82 頁
15	市民1人あたり予算の使いみち（一般会計）	86 頁
16	完成予定施設等の一覧	87 頁
17	監査委員からの改善要望・意見への対応	88 頁

1 会計別予算

(単位：百万円)

	平成22年度	平成21年度	比較	
			増△減	増減率(%)
一 般 会 計	1,360,351	1,371,350	△ 10,999	△ 0.8
特 別 会 計	1,163,874	1,287,280	△ 123,405	△ 9.6
母子寡婦福祉資金(こども青少年局)	919	916	2	0.3
国民健康保険事業費(健康福祉局)	315,214	299,698	15,516	5.2
老人保健医療事業費(健康福祉局)	273	1,683	△ 1,409	△ 83.7
介護保険事業費(健康福祉局)	191,525	186,837	4,688	2.5
後期高齢者医療事業費(健康福祉局)	51,712	51,256	455	0.9
新墓園事業費(健康福祉局)	276	1,026	△ 750	△ 73.1
公害被害者救済事業費(健康福祉局)	38	38	0	0.8
風力発電事業費(地球温暖化対策事業本部)	64	64	1	1.0
みどり保全創造事業費(環境創造局)	9,415	7,202	2,213	30.7
中央卸売市場費(経済観光局)	3,358	4,126	△ 768	△ 18.6
中央と畜場費(経済観光局)	4,297	3,948	350	8.9
勤労者福祉共済事業費(経済観光局)	530	570	△ 40	△ 7.1
市街地開発事業費(都市整備局)	13,164	31,198	△ 18,034	△ 57.8
自動車駐車場事業費(道路局)	1,273	1,262	11	0.9
港湾整備事業費(港湾局)	5,121	4,266	855	20.0
公共事業用地費(行政運営調整局)	16,476	27,275	△ 10,799	△ 39.6
市債金(行政運営調整局)	550,219	665,586	△ 115,368	△ 17.3
交通災害共済事業費(市民活力推進局)	-	329	△ 329	皆減
公 営 企 業 会 計	575,528	600,485	△ 24,956	△ 4.2
下水道事業(環境創造局)	255,447	260,989	△ 5,542	△ 2.1
埋立事業(港湾局)	59,131	44,703	14,428	32.3
水道事業(水道局)	120,080	124,047	△ 3,966	△ 3.2
工業用水道事業(水道局)	4,083	4,065	18	0.5
自動車事業(交通局)	25,307	25,822	△ 514	△ 2.0
高速鉄道事業(交通局)	79,637	108,191	△ 28,554	△ 26.4
病院事業(病院経営局)	31,843	32,669	△ 826	△ 2.5
総 計	3,099,754	3,259,115	△ 159,361	△ 4.9
(純 計)	(2,351,607)	(2,374,886)	(△ 23,279)	(△ 1.0)

注1：各項目で単位未満を四捨五入しているため、合計欄及び比較欄と一致しない場合があります。

注2：純計は、会計間で相互にやり取りする重複部分を除いた金額です。

2 一般会計予算経費別総括表

(単位：百万円)

	平成22年度	平成21年度	比較		平成22年度 構成比(%)
			増△減	増減率(%)	
歳 出	1,360,351	1,371,350	△ 10,999	△ 0.8	100.0
(除く子ども手当・児童手当、産業活性化資 金融資事業、土地開発公社等への貸付金)	(1,285,408)	(1,295,555)	(△10,147)	(△0.8)	(100.0)
人 件 費	202,879	210,247	△ 7,368	△ 3.5	14.9
扶 助 費	347,503	272,614	74,889	27.5	25.5
(除く子ども手当・児童手当)	(277,181)	(249,694)	(27,487)	(11.0)	(21.6)
行 政 運 営 費	272,120	304,426	△ 32,306	△ 10.6	20.0
(除く産業活性化資金融資事業)	(267,499)	(263,051)	(4,448)	(1.7)	(20.8)
行 政 推 進 経 費	231,682	265,638	△ 33,956	△ 12.8	17.0
(除く産業活性化資金融資事業)	(227,061)	(224,263)	(2,798)	(1.2)	(17.7)
行 政 内 部 経 費	40,437	38,787	1,650	4.3	3.0
施 設 等 整 備 費	166,971	203,072	△ 36,101	△ 17.8	12.3
(除く土地開発公社等への貸付金)	(166,971)	(191,572)	(△24,601)	(△12.8)	(13.0)
市 単 独 事 業 費	108,307	122,403	△ 14,096	△ 11.5	8.0
(除く土地開発公社等への貸付金)	(108,307)	(110,903)	(△2,596)	(△2.3)	(8.4)
国 庫 補 助 事 業 費	58,664	80,670	△ 22,006	△ 27.3	4.3
公 債 費	187,263	188,134	△ 872	△ 0.5	13.8
繰 出 金	183,615	192,856	△ 9,241	△ 4.8	13.5
義 務 的 繰 出 金	146,702	151,765	△ 5,063	△ 3.3	10.8
任 意 的 繰 出 金	36,913	41,091	△ 4,178	△ 10.2	2.7
財 源	1,360,351	1,371,350	△ 10,999	△ 0.8	100.0
一 般 財 源	797,143	835,945	△ 38,801	△ 4.6	58.6
市 債	127,426	114,690	12,736	11.1	9.4
特 定 財 源	435,781	420,716	15,066	3.6	32.0

注1：()の項目は、22年度に影響の強い特殊な要因を除いた数値です。

注2：各項目で単位未満を四捨五入しているため、合計欄及び比較欄と一致しない場合があります。

3 会計別予算及び施設等整備費の推移

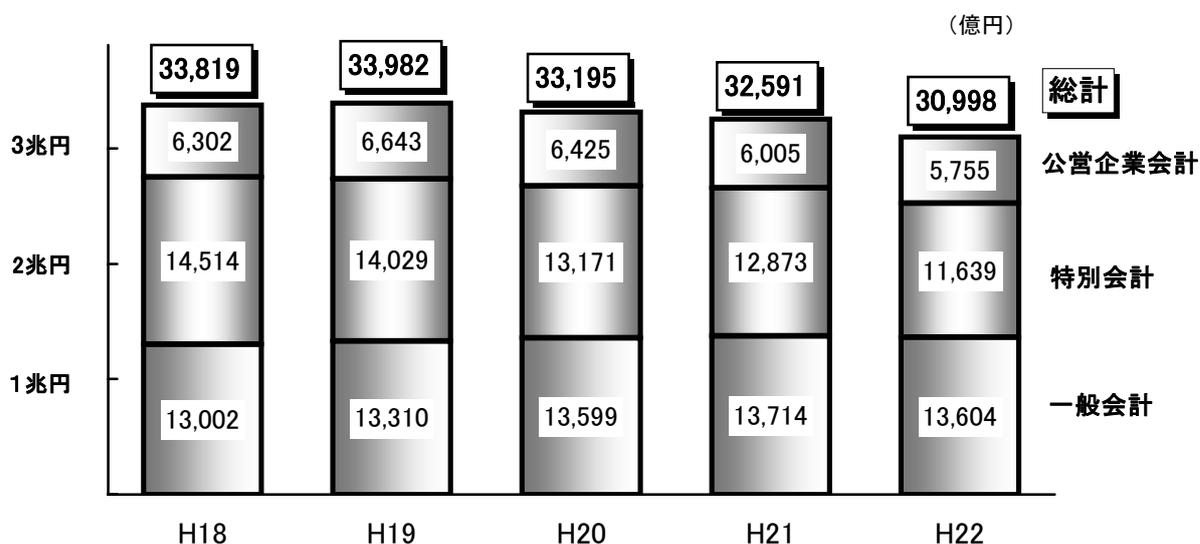
(単位：百万円、%)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一 般 会 計		<1.3>	<2.4>	<2.2>	<0.8>	<△ 0.8>
		1,300,246	1,331,029	1,359,914	1,371,350	1,360,351
特 別 会 計		<△ 4.9>	<△ 3.3>	<△ 6.1>	<△ 2.3>	<△ 9.6>
		1,451,382	1,402,904	1,317,082	1,287,280	1,163,874
公 営 企 業 会 計		<△ 5.3>	<5.4>	<△ 3.3>	<△ 6.5>	<△ 4.2>
		630,222	664,254	642,527	600,485	575,528
総 計		<△ 2.7>	<0.5>	<△ 2.3>	<△ 1.8>	<△ 4.9>
		3,381,850	3,398,188	3,319,523	3,259,115	3,099,754
(純 計)		<△ 0.7>	<3.3>	<△ 4.3>	<△ 0.9>	<△ 1.0>
		2,423,958	2,504,111	2,396,096	2,374,886	2,351,607
う ち 施 設 等 整 備 費	一 般 会 計	<△ 2.9>	<△ 2.2>	<△ 3.2>	<△ 8.3>	<△17.8>
		233,896	228,802	221,386	203,072	166,971
	特 別 会 計	<51.4>	<13.1>	<37.3>	<61.0>	<△52.0>
		17,635	19,945	27,192	43,766	21,012
公 営 企 業 会 計	<△ 9.9>	<△ 7.9>	<△15.5>	<△ 7.9>	<△ 2.5>	
	143,691	132,312	111,762	102,958	105,558	
計	<△ 4.1>	<△ 3.6>	<△ 5.4>	<△ 2.9>	<△16.1>	
	395,222	381,060	360,341	349,796	293,541	

注1：<>は増減率を示します。

注2：各項目で単位未満を四捨五入しているため、合計欄と一致しない場合があります。

<予算規模の推移>



4 一般会計予算 局別一覧表

(単位：百万円、%)

	平成22年度	平成21年度	比較		22年度 構成比	主な増減理由 (金額は増減金額：単位百万円)
			増△減	増減率(%)		
開港150周年・創造都市事業本部 (APEC・創造都市事業本部)	1,774	6,180	△ 4,406	△ 71.3	0.1	・開港150周年記念事業が終了したため (△4,306)
共創推進事業本部	293	320	△ 27	△ 8.3	0.0	
地球温暖化対策事業本部	983	1,039	△ 56	△ 5.4	0.1	
都市経営局	17,098	18,696	△ 1,597	△ 8.5	1.3	・市立大学運営交付金・貸付金を市大中期計画に沿って削減したため (△1,492)
行政運営調整局 (総務局)	263,921	270,958	△ 7,038	△ 2.6	19.4	・土地開発公社への貸付金を取り止めたため (△10,000) ・土地開発公社の保有土地を市が買い取るため (6,000)
	(263,921)	(260,958)	(2,962)	(1.1)	(20.5)	
市民活力推進局 (市民局)	39,401	43,708	△ 4,307	△ 9.9	2.9	・鶴見区 区民文化センターの整備事業費が工事進捗に伴い減少したため (△1,745) ・港北区総合庁舎及び保土ヶ谷土木事務所の耐震補強工事が終了したため (△539)
こども青少年局	197,253	142,065	55,187	38.8	14.5	・子ども手当の支給を開始したため (66,092) ・保育所整備をすすめるため (252)
	(126,931)	(119,145)	(7,786)	(6.5)	(9.9)	
健康福祉局	342,331	323,291	19,040	5.9	25.2	・生活保護受給者が増加したため (15,230) ・住宅を喪失した離職者等に対する住宅手当の支給を開始したため (1,294)
環境創造局	94,733	101,326	△ 6,593	△ 6.5	7.0	・主に国の公共事業が減少し国補助事業が減ったため (公園整備事業費の減少 (△1,812)) ・下水道事業費会計への繰入金が増加したため (△3,285)
資源循環局	45,000	46,361	△ 1,362	△ 2.9	3.3	・ごみ収集の委託化等により職員人件費が減少したため (△2,318)
経済観光局	100,045	132,859	△32,814	△ 24.7	7.4	・産業活性化資金融資事業を見直したため (△36,754)
	(95,424)	(91,484)	(3,940)	(4.3)	(7.4)	
まちづくり調整局 (建築局)	22,262	22,620	△ 358	△ 1.6	1.6	
都市整備局	22,991	33,388	△10,398	△ 31.1	1.7	・戸塚駅西口第1地区再開発事業の進捗に伴い繰入金が増えたため (△4,139) ・上大岡C南地区再開発事業が進捗し工事費補助金が増えたため (△2,127)
道路局	70,451	77,767	△ 7,317	△ 9.4	5.2	・主に国の公共事業が減少し国補助事業が減ったため (都市計画道路等の整備費の減少 (△4,714)、駅まで15分道路等整備費の減少 (△1,786))
港湾局	16,401	19,349	△ 2,948	△ 15.2	1.2	・港湾整備にかかる国直轄負担金が減少したため (△2,329) ・本牧臨港道路の整備が完了したため (△665)
安全管理局 (消防局)	38,683	39,096	△ 413	△ 1.1	2.8	
会計室	1,470	1,602	△ 132	△ 8.2	0.1	
教育委員会事務局	78,002	83,347	△ 5,345	△ 6.4	5.7	・横浜サイエンスフロンティア高校等の用地取得が終了したため (△4,211)
	(78,002)	(81,847)	(△ 3,845)	(△ 4.7)	(6.1)	
選挙管理委員会事務局	2,516	2,558	△ 42	△ 1.6	0.2	
人事委員会事務局	255	260	△ 5	△ 1.8	0.0	
監査事務局	527	561	△ 34	△ 6.1	0.0	
市会事務局 (議会局)	2,963	3,000	△ 37	△ 1.2	0.2	
予備費	1,000	1,000	-	0.0	0.1	
合計	1,360,351	1,371,350	△10,999	△ 0.8	100.0	
	(1,285,408)	(1,295,555)	(△ 10,147)	(△ 0.8)	(100.0)	

注1：各項目で単位未満を四捨五入しているため、合計欄及び比較欄と一致しない場合があります。

注2：()の数値は、行政運営調整局は土地開発公社貸付金、こども青少年局は子ども手当及び児童手当、経済観光局は産業活性化資金融資事業、教育委員会事務局は建築保全公社貸付金の影響額を除いた数値です。

注3：開港150周年・創造都市事業本部、行政運営調整局、市民活力推進局、まちづくり調整局、安全管理局、市会事務局は22年度より()内の名称に変更します。

5 一般会計予算 区編成予算（自主企画事業） 区別一覧表

（単位：百万円）

区名	自主企画事業費予算額	(参考) 区局連携事業予算額
鶴見区	143	0
神奈川区	144	3
西区	126	9
中区	149	10
南区	139	0
港南区	144	0
保土ヶ谷区	144	23
旭区	144	3
磯子区	133	2
金沢区	137	2
港北区	148	0
緑区	131	3
青葉区	147	6
都筑区	134	5
戸塚区	149	0
栄区	139	12
泉区	138	5
瀬谷区	127	0
合計	2,516	83

注：「区局連携事業」は、個性ある区づくり推進費の財源を活用し、局が予算を編成・執行する事業で、予算は所管局へ計上しています。

6 一般会計予算 財源別一覧表

(単位：百万円)

	平成22年度	平成21年度	比較	
			増△減	増減率(%)
市 税	(50.5%) 687,041	(52.9%) 725,481	△ 38,440	△ 5.3
地 方 譲 与 税	8,256	8,646	△ 390	△ 4.5
県 税 交 付 金	55,093	59,259	△ 4,166	△ 7.0
うち地方消費税交付金	34,189	34,930	△ 741	△ 2.1
うち自動車取得税交付金	6,069	7,324	△ 1,255	△ 17.1
うち軽油引取税交付金	10,789	11,646	△ 857	△ 7.4
地 方 交 付 税	(0.8%) 11,500	(0.1%) 1,500	10,000	666.7
地 方 特 例 交 付 金	10,517	8,360	2,157	25.8
財 産 収 入	7,510	7,577	△ 67	△ 0.9
収 益 事 業 収 入	11,700	12,200	△ 500	△ 4.1
そ の 他 収 入	5,527	12,922	△ 7,395	△ 57.2
一般財源計	(58.6%) 797,143	(61.0%) 835,945	△ 38,801	△ 4.6
市 債	(9.4%) 127,426	(8.4%) 114,690	12,736	11.1
うち臨時財政対策債	70,000	50,000	20,000	40.0
分 担 金 及 び 負 担 金	19,167	17,937	1,230	6.9
使 用 料 及 び 手 数 料	44,143	45,586	△ 1,443	△ 3.2
国 庫 支 出 金	207,657	158,441	49,217	31.1
県 支 出 金	46,131	38,170	7,961	20.9
財 産 収 入	3,750	4,853	△ 1,104	△ 22.7
繰 入 金	599	341	258	75.5
そ の 他 収 入	114,335	155,388	△ 41,053	△ 26.4
特定財源計	(32.0%) 435,781	(30.6%) 420,716	15,066	3.6
合 計	(100.0%) 1,360,351	(100.0%) 1,371,350	△ 10,999	△ 0.8

注1：（ ）は構成比を示します。

注2：各項目で単位未満を四捨五入しているため、合計欄及び比較欄と一致しない場合があります。

7 市税収入見込額

(単位：百万円、%)

	平成22年度 当初収入 見込額 a	平成21年度		平成20年度 決算額	差 引		伸び率	
		当初収入 見込額 b	決算見込 額 c		a - b	a - c	$\frac{a-b}{b}$	$\frac{a-c}{c}$
市 民 税	325,306	367,172	354,910	371,764	△ 41,866	△ 29,604	△11.4	△ 8.3
個人市民税	280,413	314,235	306,237	307,029	△ 33,822	△ 25,824	△10.8	△ 8.4
法人市民税	44,893	52,937	48,673	64,735	△ 8,044	△ 3,780	△15.2	△ 7.8
固定資産税	267,626	264,461	265,130	264,024	3,165	2,496	1.2	0.9
軽自動車税	1,797	1,787	1,769	1,738	10	28	0.6	1.6
市たばこ税	20,221	20,166	19,367	20,432	55	854	0.3	4.4
事業所税	16,146	16,295	16,443	16,226	△ 149	△ 297	△ 0.9	△ 1.8
都市計画税	55,859	55,508	55,459	55,186	351	400	0.6	0.7
その他	86	92	85	87	△ 6	1	△ 6.5	1.2
計	687,041	725,481	713,163	729,457	△ 38,440	△ 26,122	△ 5.3	△ 3.7

注：21年度、22年度ともに市税収入見込額の全額を予算計上しています。

8 地方交付税の推移

(単位：百万円)

	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	平成21年度		平成22年度 予算
					予算	決算見込み	
普通交付税	31,409	12,554	826	0	—	—	10,000
特別交付税	1,178	1,060	951	1,103	1,500	2,359	1,500
計	32,587	13,614	1,777	1,103	1,500	2,359	11,500

9 主な基金残高の推移

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (見込み)	平成22年度 (見込み)
財政調整基金	23,536	24,958	18,284	11,982	9,364
減債基金	12,687	36,699	49,515	39,324	76,758

注：18～20年度は決算数値で、21年度は2月補正後の見込みです。

10 一般会計市債計上額等の推移

< >は増減率 (単位：億円、%)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
市債計上額		<△8.0> 1,233	<△5.0> 1,171	<△5.0> 1,113	<3.1> 1,147	<11.1> 1,274
市債依存度		9.5	8.8	8.2	8.4	9.4
市債残高		<△0.8> 23,918	<△0.4> 23,825	<△0.4> 23,738	<0.7> 23,901	<1.0> 24,136
うち市税等で償還する市債		<△1.6> (16,275)	<△1.0> (16,116)	<△0.4> (16,049)	<△0.7> (15,935)	<△1.4> (15,715)
主な 内 訳	環境創造債	3,521	3,495	3,454	3,430	3,356
	道路債	3,863	3,820	3,717	3,700	3,725
	港湾債	2,541	2,425	2,361	2,333	2,227
	教育債	1,439	1,404	1,365	1,362	1,353
	健康福祉債	1,057	1,030	1,061	1,049	1,037
	まちづくり調整債	989	953	920	875	837
	市民活力推進債	961	907	859	842	813
	資源循環債	678	590	497	426	356
その他の (うち市立大学債承継分)		8,869 (913)	9,201 (868)	9,504 (813)	9,884 (755)	10,432 (699)
(参考) 全会計市債残高		<△1.6> 47,814	<△1.2> 47,218	<△1.5> 46,499	<△0.6> 46,226	<△1.0> 45,765
うち市税等で償還する市債		<△2.2> (26,037)	<△1.7> (25,606)	<△0.8> (25,389)	<△1.4> (25,041)	<△2.5> (24,414)

注1：市債計上額及び市債依存度(市債計上額が一般会計歳入に占める割合)は当初予算数値です。

注2：市債残高は18～20年度が決算数値、21年度が2月補正後予算見込み数値、22年度が当初予算見込み数値です。また、下段()書きは市税等で返す市債残高です。

注3：市街地開発事業費会計、埋立事業会計、高速鉄道事業会計の市債残高のうち、中期財政ビジョンで新たに市税等で返す市債として整理した金額については、過年度にさかのぼって同様に整理しています。

注4：横浜市立大学に係る市債残高については、17年度に一般会計で承継しました。本表については、過年度にさかのぼって同様に整理しています。

(参考)

(単位：億円、%)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計歳出に占める 公債費の割合		14.0	14.1	14.0	13.7	13.8
公債費		1,825	1,878	1,904	1,881	1,873
	元金(償還金)	692	700	683	646	647
	減債基金積立金	617	682	723	737	754
	利子等	515	496	498	498	472

注1：公債費は各年度当初予算で計上しています。

注2：各項目で単位未満を四捨五入しているため、合計欄と一致しない場合があります。

11 公営企業会計予算

(単位：百万円)

	収 益 的 収 支			資 本 的 収 支		
	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引
下 水 道 事 業	117,825	113,659	4,166	73,894	141,788	△ 67,894
埋 立 事 業	11,454	8,748	2,706	41,869	50,383	△ 8,514
水 道 事 業	86,292	81,282	5,010	13,511	38,799	△ 25,288
工 業 用 水 道 事 業	2,823	2,514	309	253	1,570	△ 1,317
自 動 車 事 業	21,645	21,189	455	1,973	4,118	△ 2,145
高 速 鉄 道 事 業	45,284	45,056	227	18,192	34,580	△ 16,388
病 院 事 業	25,224	28,014	△ 2,790	2,751	3,829	△ 1,078
合 計	310,546	300,462	10,083	152,444	275,066	△122,622

※単位未満を四捨五入しているため、合計欄及び差引欄と一致しない場合があります。

12 中期計画重点事業の進ちょく状況

『横浜市中期計画』（平成 18 年 12 月策定）

- ・「横浜市基本構想（長期ビジョン。期間は 2025 年頃までの概ね 20 年間を想定）」で示されている都市像「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を具体化するための、5 か年の実施計画（計画期間：18 年度～22 年度）
- ・5 か年で目指す姿や目標、これを実現するための重点的な施策・事業や行財政面での取組を提示

- 非常事態ともいえるべき財政状況の中で、市民ニーズの変化などに対応していくために、中期計画に定めた目標について、21 年度予算から、事業目標の全ての 100%達成にこだわることなく、柔軟な進ちょく管理を行っています。
- 22 年度予算案においても、社会経済状況やそれぞれの現場の声などを考慮して、既存の制度や事業の転換・見直しに取り組み、事業の選択と集中を行い、中期計画における重点事業の予算を計上しています。
- 22 年度は、中期計画の最終年度です。計画期間中の概算事業費に対する、中期計画重点事業の計画期間 5 か年の合計額（18 年度～20 年度決算額及び 21、22 年度予算額の合計）は、10,980 億円（対計画期間中の概算事業費の 103.0%）となっています。

<中期計画重点事業の進ちょく状況>

（単位：億円）

重点政策	計画期間中の概算事業費 ①	22 年度 予算 ②	5 か年計 (18～22 年度) ③	事業費ベースでの進ちょく状況 ③/①
1 セーフティ都市戦略	1,452	211	1,190	82.0%
2 子ども未来戦略	791	157	753	95.2%
3 いきいき自立戦略	91	14	69	75.8%
4 駅力・地域力戦略	1,143	139	1,004	87.8%
5 横浜経済元気戦略	2,384	908	3,639	152.6%
6 ヨコハマ国際戦略	1,439	138	1,146	79.6%
7 環境行動都市戦略	1,385	168	1,053	76.0%
合計（一般会計）	8,685	1,735	8,853	101.9%
特別会計・企業会計	1,977	319	2,127	107.6%
全会計	10,662	2,054	10,980	103.0%

※各項目で四捨五入しているため、合計額が一致しない場合があります。

※中期計画全ての事業及び行財政改革の 22 年度進ちょく見込は、2 月中旬の公表を予定しています。

詳しくは、都市経営局のホームページ (<http://www.city.yokohama.jp/me/keiei/seisaku/newplan/>)

または「横浜市中期計画」で検索してください。

13 中期財政見通し（一般会計）

＜試算の結果＞

23年度以降も、大幅な収入の増加は見込めず、危機的な財政状況が続きます。
今回の試算では、各年度 180 億円～260 億円の収支不足が見込まれる結果となっており、更に徹底した無駄の削減や義務的経費を含めた抜本的な見直しが不可欠です。

- 一般財源収入の8割以上を占める市税のうち、法人市民税は、23年度以降、企業収益の回復傾向により一定の増収が見込まれますが、個人市民税については、個人所得の減少傾向が続くことで、23年度は更に減収になる見込です。
- そのため、23年度の一般財源収入は、22年度より若干の減となる見込で、引き続き、緊急避難的な対応が必要な期間であると考えます。
- そこで、この試算では、23年度の市債発行額は22年度同額とし、市税収入の一定の回復が見込まれる24年度以降は、対前年度5%減の発行額とする前提で試算しました。
- 現時点で実施が見込まれている、個人市民税の扶養控除の一部廃止、子ども手当の全額支給などを織り込んで算出しています。

＜試算の考え方＞

1 歳入見込み

（1）市税

22年度収入見込額をもとに、過去の実績や今後の経済動向などを踏まえて試算。23年度以降も21・22年度同様に年間補正財源としての留保(30億円)はできない前提で算出。

（2）地方交付税

普通交付税については、市税収入の動向にあわせて試算。23年度は22年度同額、24年度以降は、市税収入の回復に伴い減少することを見込む。

（3）市債

23年度の発行額については、緊急避難的な対応として、22年度と同額で試算。24年度以降は、一般財源収入が回復し出すことが見込まれるため、対前年度発行額の▲5%減を前提に試算。

（4）特定財源

23年度からは、子ども手当の全額支給開始に伴う国負担金の増を見込む。その他、生活保護費の増加に連動した国費の増などを反映。

2 歳出見込み

（1）人件費

定年退職予定者数を積み上げて試算。

（2）公債費

過年度の市債発行実績及び試算に用いた発行額に基づき、元金償還額及び利払い額等を試算。

（3）扶助費、義務的な繰出金

原則として新規事業等は見込まず、22年度当初予算をベースに過去の実績等を踏まえ所要見込額を試算。23年度からは、子ども手当の全額支給が開始される前提で算出。

（4）施設等整備費

22年度同額で試算。

（5）行政運営経費

22年度同額で試算。

(単位：億円)

	平成21年度 予算	平成22年度 予算案	平成23年度 推計	平成24年度 推計	平成25年度 推計
歳入	13,720	13,610	14,420	14,600	14,650
一般財源	8,360	7,970	7,960	8,020	8,070
市税 <small>*21・22年度については留保財源なし 23年度以降も留保はできない前提で試算</small>	7,260	6,870	6,860	6,940	7,040
地方交付税	10	110	110	60	10
うち普通交付税	0	100	100	50	0
その他（県税交付金等）	1,090	990	990	1,020	1,020
市債	1,150	1,280	1,280	1,210	1,150
特定財源	4,210	4,360	5,180	5,370	5,430
歳出	13,720	13,610	14,600	14,820	14,910
人件費	2,100	2,030	2,060	2,000	2,000
うち退職手当	260	230	250	200	200
公債費	1,880	1,870	1,880	1,890	1,860
扶助費	2,730	3,480	4,360	4,590	4,680
義務的な繰出金	1,520	1,470	1,540	1,580	1,610
施設等整備費	2,030	1,670	1,670	1,670	1,670
行政運営経費・任意的な繰出金	3,460	3,090	3,090	3,090	3,090
差引　：　歳入-歳出	0	0	▲ 180	▲ 220	▲ 260

参考：22年度予算編成時(21年10月)
の歳入歳出差引額の見込

▲ 530

14 現場目線に立った効率的・効果的な執行体制の構築

「市政運営の基本的な考え方」を踏まえ、危機的な財政状況の中で、行政運営コストを一層削減する観点から、簡素で効率的な組織を構築するとともに、新たな環境変化や社会的要請を考慮し、現場目線に立った効果的な執行体制を目指します。

《局名称の変更》

市民のみなさまへのわかりやすさの観点から、4つの局の名称を変更し、市民サービスの一層の向上を図ります。また、横浜市会に置く事務局の名称についても、議会の政策形成機能などの補佐を強化する等の観点から、議会局に変更します。

【旧名称】	⇒	【新名称】
行政運営調整局	⇒	総務局
市民活力推進局	⇒	市民局
まちづくり調整局	⇒	建築局
安全管理局	⇒	消防局
市会事務局	⇒	議会局

《22年度の組織機構改革》

	主な取組
APEC・創造都市事業本部の設置 《都市経営局》	開港 150 周年記念事業の収束及び 2010 年日本 APEC 横浜開催を踏まえ、「開港 150 周年・創造都市事業本部」を「APEC・創造都市事業本部」に改組し、「APEC 開催推進部」「APEC 開催推進課」を設置します。また、23 年度開催予定のトリエンナーレの開催準備に向け、体制の充実・強化を図ります。
都市経営局	新たな中期的計画の策定に向け、政策課に「財政・運営担当」を配置します。
総務局 (旧行政運営調整局)	未収債権のさらなる徴収促進のため、歳入確保強化担当の充実・強化を図ります。
市民局 (旧市民活力推進局)	市民主体の地域運営について、より議論を深め、具体的に推進していくため、市民協働推進部に「地域支援担当」を配置します。また、市民活動に関する具体的な支援、市及び各区の市民活動支援センターの支援等を行うため、「協働推進課」を「市民活動支援課」に名称変更します。

区役所 こども青少年局	保育所待機児童の解消に向け、こども青少年局子育て支援部に「緊急保育対策担当」を配置します。また、5区に「こども青少年局子育て支援部子育て支援課緊急保育対策担当係長」を兼務配置します。
健康福祉局	産科・小児医療、救急医療体制の充実のため、医療政策課に「担当係長」を配置します。 健康危機発生時に迅速に対応できるよう、衛生研究所の再整備を円滑に進めるため、企画課に「衛生研究所再整備担当」を配置します。
環境創造局	下水道事業会計などの経営に関する課題に対応するため、「経営担当部長」を配置します。また、「金沢水再生センター」を「南部下水道センター」に名称変更するとともに、「北部第二水再生センター」を「北部汚泥資源化センター」と管理統合し、「北部下水道センター」に再編します。
資源循環局	市民から見てもわかりやすい組織機構とするため、「3R推進部」「適正処理部」を「家庭系対策部」「事業系対策部」「適正処理計画部」へ再編します。また、ごみ量の減少等を背景として、「保土ヶ谷工場」を一時休止します。
経済観光局	所掌事務をより明確にするため、「政策専任部長」を廃止し「成長戦略推進部」「企業経営支援部」「市民経済労働部」を設置します。企業誘致の強化を図るため、「誘致担当課長」「国際経済担当課長」を配置します。また、業務内容を表したわかりやすい名称とするため「横浜プロモーション担当理事」を「観光コンベンション担当理事」へ名称変更し、観光とコンベンションの強化を図るため、「観光交流推進課」を「観光振興課」「コンベンション振興課」に再編します。
建築局 (旧まちづくり調整局)	業務内容を表したわかりやすい名称とするため、「調査課」「企画管理課」をそれぞれ「法務課」「営繕企画課」に名称変更します。
都市整備局	戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業と戸塚駅前地区中央土地区画整理事業について、一体的な街づくりを進めていくため、「戸塚駅周辺再開発事務所」と「戸塚中央区画整理事務所」を統合し、「戸塚駅周辺開発事務所」を設置します。
港湾局	横浜港の国際競争力強化を図るため、「市民の港」と「物流の港」との所掌事務を整理し、専門性を高め、機能強化を図ります。また港湾地区の都市基盤整備等の計画策定のため「技術担当部長」「再整備担当課長」を「計画担当部長」「計画担当課長」に名称変更し、事業の推進を図ります。
消防局 (旧安全管理局)	危機管理機能の強化を図るため、現行の組織体制を見直す中で、「局次長」を廃止し、「危機管理担当理事」を配置します。その他、「横浜市民防災センター」を予防部に位置づけることで、予防業務を一体的に推進していきます。

教育委員会事務局	<p>横浜の公教育の「質の向上」を図るため、より教育の現場に近いところで、的確、迅速できめ細かく学校を支援できるように、4方面に「学校教育事務所」を設置します。</p> <p>また、学校の計画的な施設整備と維持保全を実施し、安全な教育環境を維持するため「施設部」を設置します。</p>
議会局 (旧市会事務局)	<p>議会の政策形成機能などの補佐を強化していくため、「政策調査担当部長」を配置します。また、局内全般の業務を統括し局長を補佐する職として「副局長」(市会事務部長を兼務)を新設します。</p>
水道局	<p>人事及び人材育成に関する施策の強化を図るため「人事部」を設置します。また、収益を確保する体制を強化するため、「事業推進部」を設置します。</p>
交通局	<p>広告事業の積極的展開や保有資産の有効活用など増収対策を強化するため、経営部の機能を見直し「営業推進本部」を設置します。</p>
その他	<p>新たな中期的計画の策定を進める 22 年度は、戦略企画官が果たしてきた中長期的な政策形成等の機能を各区局の企画担当課が担うこととし、戦略企画官、戦略企画官補を廃止します。</p>

《22 年度の職員定数見直し》

	増員	減員	差引増減
職員定数変更数	518 人	▲721 人	▲203 人

■主な減要素

(単位：人)

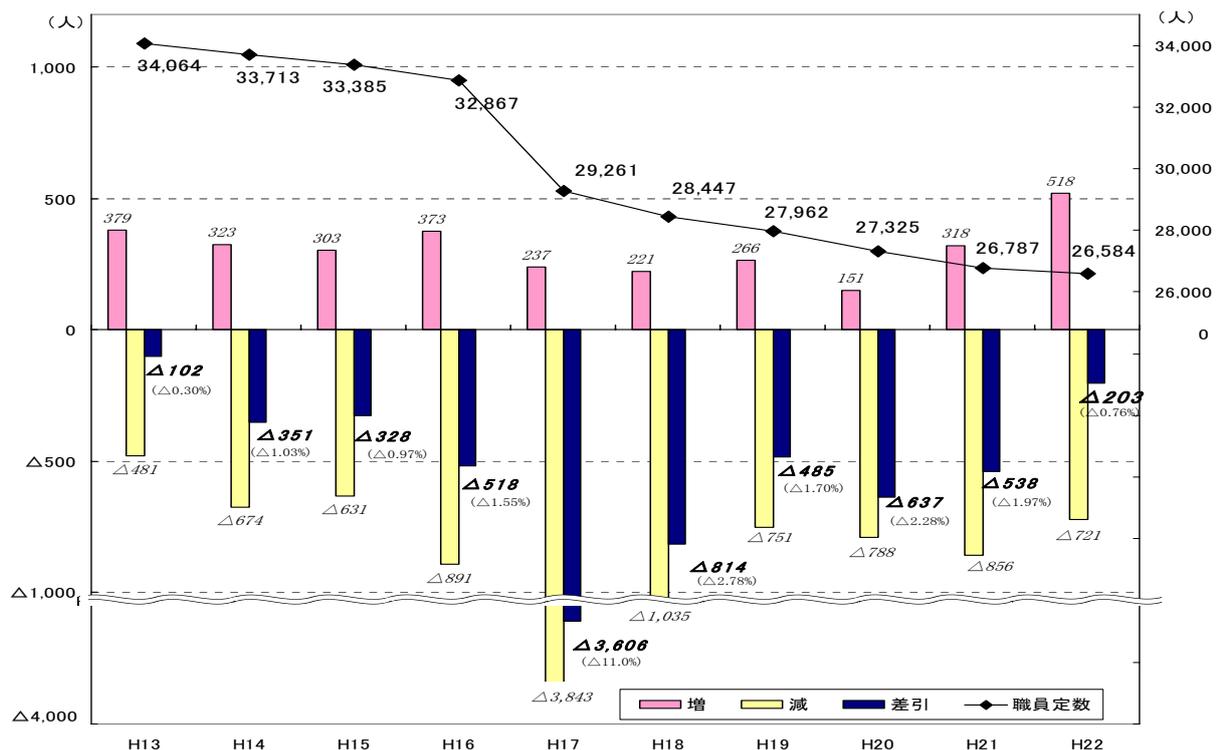
	主な取組	
民営化・委託化等の推進	家庭系ごみ収集体制等の見直し	▲ 106
	学校給食調理業務の委託拡大	▲ 62
	山内図書館の指定管理者導入	▲ 13
非常勤職員等の活用	保育所における非常勤職員の活用（保育所技能員）	▲ 11
業務の効率化 事務事業の廃止・縮小	保土ヶ谷工場の休止に伴う執行体制の見直し	▲ 65
	学校用務員の職員配置の見直し	▲ 41
	教育委員会事務局の再編成	▲ 22
	開港 150 周年記念事業及び関連イベント等の収束	▲ 27
公営企業の経営効率化	水道事業における組織の簡素化など	▲ 143
	交通事業における駅務管理所の執行体制の見直しなど	▲ 41

■主な増要素

(単位：人)

「市政運営の基本的な考え方」における「5つの方向性」	主な取組	
市民の暮らしの充実	学校現場の支援体制の強化	106
	（ 学校教育事務所(4方面)の設置等	72
	指導主事等の配置	34
	市民病院の救急医療体制の強化	24
	保育所待機児童解消に向けた対応	10
	産科・小児医療、救急医療体制の整備に向けた対応	2
現場目線でぬくもりのある行政サービスの充実	生活保護世帯の増加への対応	96
	区役所の機能強化	17
	「将来にわたるあんしん施策」への対応	2
環境問題への更なる取組	保土ヶ谷工場休止後の安定処理に向けた対応	17
	横浜みどりアップ計画の推進	10
国際都市化の一層の推進、経済の活性化	APEC開催に向けた対応	40
	戦略的な企業誘致に向けた対応	4
	トリエンナーレ開催に向けた対応	3
財政再建	歳入確保強化に向けた対応	5
その他課題への対応	長期休業者等の代替	50
	新たな中期的計画の策定	5

【資料】過去10年の職員定数増減



15 市民1人あたり予算の使いみち(一般会計)

◆人口 3,672,789人 (H22.1.1現在)

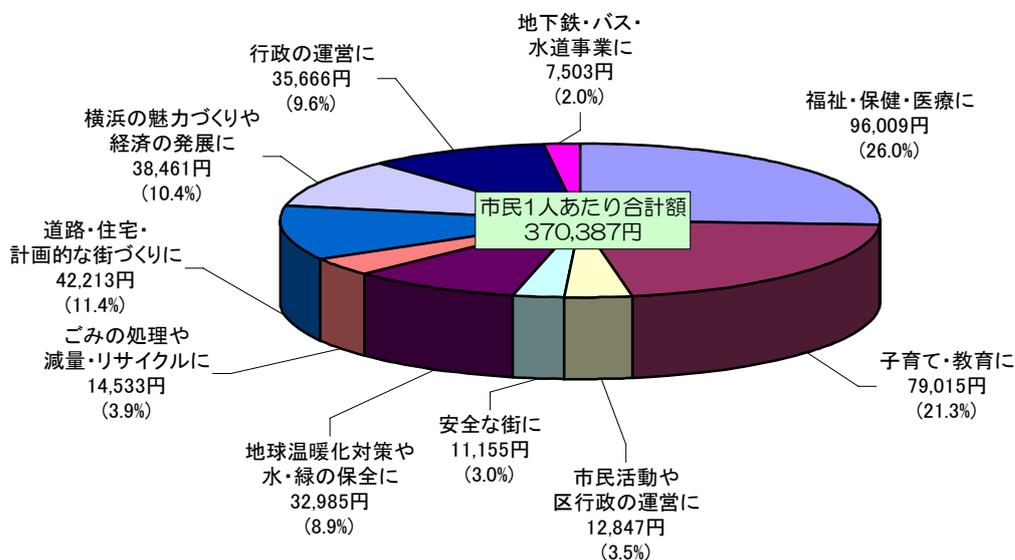
分野別	関連部局	平成22年度予算 百万円	市民1人あたり予算 円
福祉・保健・医療に	健康福祉、病院経営	352,620	96,009 (26.0%)
子育て・教育に	こども青少年、教育	290,207	79,015 (21.3%)
市民活動や 区行政の運営に	市民活力推進	47,182	12,847 (3.5%)
安全な街に	安全管理	40,971	11,155 (3.0%)
地球温暖化対策や 水・緑の保全に	地球温暖化対策、 環境創造	121,146	32,985 (8.9%)
ごみの処理や 減量・リサイクルに	資源循環	53,378	14,533 (3.9%)
道路・住宅・ 計画的な街づくりに	まちづくり調整、 都市整備、道路	155,038	42,213 (11.4%)
横浜の魅力づくりや 経済の発展に	開港150周年、 経済観光、港湾	141,258	38,461 (10.4%)
行政の運営に	行政運営調整、 都市経営、市会など	130,993	35,666 (9.6%)
地下鉄・バス・ 水道事業に	交通・水道	27,558	7,503 (2.0%)
合 計		1,360,351	370,387 (100.0%)

注1：予算額には、それぞれの事業の財源として過去に発行した市債の返済額を含みます。

注2：()内は構成比を示します。

注3：「地下鉄・バス・水道事業に」は、行政運営調整局から企業会計への繰出金です。

注4：各項目で単位未満を四捨五入しているため、合計欄と一致しない場合があります。



16 完成予定施設等の一覧

施設名	所在地	完成予定年月	
コミュニティハウス	鶴見 中央	22.9	
	日野 南	22.9	
地域ケアプラザ	旭 ・ 今宿西町	23.1	
	磯子 ・ 氷取沢町	23.2	
	青葉 ・ 青葉台二丁目	23.1	
	瀬谷 ・ 二ツ橋町	23.3	
鶴見区 区民文化センター	鶴見 ・ 鶴見中央	22.9	
青葉区 障害者地域活動ホーム (仮称)	青葉 ・ 青葉台二丁目	23.1	
瀬谷区 精神障害者生活支援センター (仮称)	瀬谷 ・ 二ツ橋町	23.3	
青葉台 消防出張所 (仮称)	青葉 ・ 青葉台一丁目	23.3	
あかね台中学校	青葉 ・ あかね台二丁目	23.3	
公園	(仮称) 矢沢小学校跡地公園	栄 ・ 桂台南二丁目	23.3
	本牧山頂公園	中 ・ 本牧荒井	23.3
	菊名桜山公園	港北 ・ 菊名三丁目	23.3
	太尾南公園	港北 ・ 太尾町	23.3

17 監査委員からの改善要望・意見への対応

監査委員からの改善要望などで、22年度予算案に影響のある主なものは以下のとおりです。

(単位：百万円)

改善要望など	対応内容	見直し効果額
本市所有建物の火災などに備えた災害共済保険加入の必要性について、検討する必要があること ＜行政運営調整局＞	建物火災保険については、廃止しました。	22
税務に携わる人材育成を外部委託することについては、必要最小限に止めることで、費用対効果を考慮した運用が望まれること ＜行政運営調整局＞	職員で対応可能な部分は、職員が対応することとし、外部委託等については必要最小限に止めました。	3
福祉保健活動拠点の夜間の利用実態を十分に踏まえて、拠点ごとに実情にあった運営時間となるよう検討する必要があること ＜健康福祉局＞	稼働率が特に低い夜間(日曜及び祝日のみ)の時間帯を閉館とすることにより、予算を削減しました。(現在、関係規則改正に向け手続き中です)	2
介護予防事業の実施にあたり、国の補助制度を活用できる場合については、積極的な国費導入が望まれること ＜健康福祉局＞	国費・県費などを導入することにより、本市負担額を軽減しました。	25
子どもを対象とした緑の体験学習事業については、廃止を含めて事業のあり方を検討する必要があること ＜環境創造局＞	事業を廃止しました。	2
市民農業大学講座の開催について、経済的な観点からの検討が求められること ＜環境創造局＞	経費を節減するとともに、講座受講料を見直しすることにより、市費負担を行わずに事業を実施できるようにしました。	1
資源化に係る環境負荷などの調査については、組織のノウハウを活用した事業執行が望まれること ＜資源循環局＞	外部委託での調査を実施しないこととし、予算計上を見合わせました。	2
施設・設備が老朽化していることから、スカイウォークの今後のあり方について検討すること ＜道路局＞	利用者の減少により赤字運営が続いていたスカイウォークを、22年度後半から休止(閉鎖)(年度前半は土・日・祝日等のみ営業)することにしました。	41
地域防災のリーダーとなった人材を活用して、防災資機材を取り扱える地域住民を増やす仕組みなどを検討する必要があること ＜安全管理局＞	事業の見直しを行うことにより、予算を削減しました。	1

平成22年2月発行

編集・発行 横浜市行政運営調整局財政部財政課
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
TEL (045) 671-2212・2232
FAX (045) 664-7185



■障害者施策「将来にわたるあんしん施策」について

1 背景

22年4月で廃止される横浜市在宅心身障害者手当の財源を活用し、「将来にわたるあんしん施策」へ質的転換を図ります。この「将来にわたるあんしん施策」は障害者プラン（第2期）の策定のためのニーズ把握調査等で寄せられた「親亡き後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」など、多くの障害者やその家族が今、切実に求めている施策で構成されています。22年度からの段階的实施を目指し、この1年間、事業の具体化に向けた検討を行ってまいりました。

【経緯】

平成19年9月 横浜市障害者施策推進協議会

- ・在宅障害者手当の見直しについて、横浜市障害者施策推進協議会の専門委員会である障害者施策検討部会で検討することを決定

平成20年2月 在宅障害者手当受給者アンケート実施

3月 障害者施策検討部会

- ・受給者アンケート結果を踏まえて見直しの方向性検討

3月 横浜市障害者施策推進協議会

- ・支給対象者の重点化、支給額の見直し、所得要件の導入について、検討部会で検討を行うことを決定

6月 障害者施策検討部会

- ・①一律の現金給付から将来にわたり必要な施策への転換
- ・②新しい手当の支給対象はきわめて重度の障害者（所得要件導入）
- ・この方向性について市民意見募集を実施

9月 市民意見募集実施

8月～10月 障害者団体・家族会等との意見交換会実施（13団体）

<主な意見>

- ・個別の給付より、まとめて施策に転換したほうが良いのではないか
- ・「あんしん施策」について早く具体化してほしい
- ・「重度・軽度」と差別するのは反対

10月 障害者施策検討部会

- ・市民意見募集、障害者団体・家族会等との意見交換会の結果について
- ・在宅障害者手当をすべて廃止し、「将来にわたるあんしん施策」に転換することを部会案とする

11月 横浜市障害者施策推進協議会

「将来にわたるあんしん施策」は、障害者・家族に切実に求められている。これを実現するために、一律の現金給付である在宅障害者手当をすべて見直し、その予算を活用して必要な施策へ転換していくことが必要である。

【将来にわたるあんしん施策の検討状況】

○将来にわたるあんしん施策の全体の展開について

横浜市障害者プラン（第2期）第2章において、「将来にわたるあんしんのための施策展開」として16の推進する項目が掲げられています。

これらの項目についてはこれまでと同様、障害者、家族等と行政等が様々な場面で聞き取った意見を踏まえ、障害者施策推進協議会や障害者施策検討部会等での議論を通じて進めています。

○プロジェクトチームによる検討項目とその概要について

16の推進する項目のうち、特に検討規模が大きい3施策については、プロジェクトチーム（PT）を設置し、施策の具体化に向けて、検討を行います。PTは、横浜市障害者施策推進協議会の専門委員会として設置します。

<PT1>後見的支援推進プロジェクト

障害のある人が、親亡き後も成年後見制度とあいまって見守りや日常生活支援を受けながら、安心して地域で暮らし続けるためのしくみづくりを進めます。

このプロジェクトではそのための基本的な考え方や役割分担、手法などについて検討します。

<PT2>多機能型施設プロジェクト

医療的ケアを要する障害者が地域生活を継続するうえで必要となるショートステイ、日中一時支援や訪問看護サービス等を一体的に提供できる体制、その方面別の整備等を検討します。

<PT3>移動支援再構築プロジェクト

ガイドヘルパー・ハンディキャブ・タクシー券など、現行の様々な移動支援施策について、より使いやすく、必要な人に必要な支援が適切に行われるよう、体系化し、再構築します。特に作業所等への通所・通学などの送迎体制や通院支援の充実について、各区の社会福祉協議会やNPO法人等による新たな移動支援ネットワークを作り、地域における共助の取組を進めます。

○その他推進する項目について

PTによる検討を行っている項目以外の13項目についても、関係各課と連携し、障害福祉部が取りまとめた上で、障害者、家族等と行政等が様々な場面で聞き取った意見を踏まえ、障害者施策推進協議会や障害者施策検討部会等での議論を通じて進めています。

障害者プラン 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として位置づけ、本市における障害者福祉施策の基本的な指針を定め、必要な施策を着実に推進していくことを目的として策定しているものです。

将来にわたるあんしん施策検討プロジェクト

1 後見的支援推進プロジェクト

1 趣旨

成人した障害者を支える一つの制度に成年後見制度があります。しかし、その制度自体の利用のしにくさや、日常的な見守りが十分でないことなどが課題としてあげられています。そこで、障害のある人が、親亡き後も成年後見制度とあいまって見守りや日常生活支援を受けながら、安心して地域で暮らし続けるためのしくみづくりを進めます。

このプロジェクトではそのための基本的な考え方や役割分担、手法などについて検討しています。

2 プロジェクトメンバー（○…プロジェクトリーダー）

○八島 敏昭	横浜市心身障害児者を守る会連盟	代表幹事（家族）
坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟	事務局長（家族）
深井 浩治	旭区地域生活支援拠点ほっとぽっと	ピアスタッフ（当事者）
和田 千珠子	旭区地域生活支援拠点ほっとぽっと	ピアスタッフ（当事者）
瀧澤 久美子	横浜市社会福祉協議会障害者支援センター	地域コーディネーター （福祉従事者）
阪野 圭二	横浜市社会福祉協議会横浜あんしんセンター	事務長（福祉従事者）
金子 恵子	サポートセンター径	所長（福祉従事者）
川島 志保	弁護士	（学識経験者）

3 検討状況

<第1回>

日時：平成21年5月15日、出席者：委員7人

議題：1 プロジェクトの進め方、今後のスケジュール

2 地域に暮らす障害者にとっての「あんしん」とは

3 情報交換・意見交換

議論の概要：法定後見人と福祉、地域がネットワークを組んだ見守りシステム、生涯にわたるサポートが必要。

<第2回>

日時：平成21年6月19日、出席者：委員8人

議題：1 前回議論の整理

2 論点の整理

議論の概要：後見的支援の仕組みは対象を整理し、見守り、生活支援、コーディネート機能の機能を明確にする必要がある。

<第3回>

日時：平成21年7月17日、出席者：委員6人

議題：1 前回議論の整理

2 後見的支援の仕組み（案）の検討

議論の概要：これまでの議論では後見的支援の仕組みの中に見守り、生活支援、また本人の生活全般をコーディネートする機能が必要であるという意見があった。

それらを踏まえ、新たな役割として「あんしんキーパー」（見守り、生活支援を担う機能）、「コーディネーター」（本人と周囲の社会資源をつなぐ機能）を組み込んだ仕組案を作成し、それをもとに議論を行った。

<第4回>

日時:平成21年8月18日、出席者:委員8人

議題:1 前回議論の整理

2 論点の整理

議論の概要: 前回議論をした「あんしんキーパー」、「コーディネーター」等について、再度、仕組案をもとに検討を行った。

障害者本人の状況等によっても周囲の関わりが違うので、あんしんキーパー、コーディネーター、それぞれの役割に幅を持たせ、いくつかのパターンを用意するとよい。

<第5回>

日時:平成21年9月15日、出席者:委員8人

議題:1 前回議論の整理

2 後見的支援の仕組み(案)の検討

議論の概要: 前回の議論(①コーディネーターは「本人の希望と目標に基づく」という立場に立つということが重要であること、②障害者本人の状況等によってもあんしんキーパーやコーディネーターの関わりが違ってくるはずなので、一つの仕組みに固めるのではなく、それぞれに幅をもたせて、いくつかのパターンを用意するといいのではないか。)を反映し、作成した資料に基づき、議論をした。

あんしんキーパーの登録の要否、担うべき役割、報酬等について、さらに検討を進める必要がある。

<第6回>

日時:平成21年10月16日、出席者:委員8人

議題:1 後見的支援の仕組み(案)の検討～具体的事例を基にした検討～

議論の概要: 前回、議論をしたあんしんキーパーの担うべき役割、報酬等を事務局側で整理・作成をした資料(新たに報酬を伴う「あんしんサポーター」(前回資料の「あんしんサポーター」は「あんしんマネジャー」に変更))をもとに議論を行った。また、この仕組みの具体的なイメージを共有するため具体的な事例(現在、成年後見人がついている事例とそうでない事例)を挙げて、詳細な議論をした。

<第7回>

日時:平成21年11月17日、出席者:委員7人

議題:1 後見的支援の仕組みについて(1)具体的事例を基にした検討

(2)ライフステージにおける後見的支援制度

議論の概要: 前回に引き続き、この仕組みの具体的なイメージを共有するため具体的な事例を挙げて、それぞれの担うべき役割について詳細な議論をした。

また、後見的支援制度が障害者のライフステージにどのように関わってくるかについて、議論をした。

2 多機能型施設プロジェクト

1 趣旨

常時、医療的ケアが必要な重症心身障害児者が地域生活を継続するために、自宅や身近な地域で適切な医療的ケアを受けることやショートステイを使えることが必要となりますが、その資源が不足している現状があります。

そこで、医療的ケアを要する障害者が地域生活を継続するうえで必要となるショートステイ、日中一時支援や訪問看護サービス等を一体的に提供できる体制、その方面別の整備等を検討しています。

* 医療的ケアとは…たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、医師や看護師、また在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為。

2 プロジェクトメンバー（○…プロジェクトリーダー）

○小林 拓也	医療法人 拓理事長（能見台こどもクリニック院長）（学識経験者）
田中 宏和	横浜市立中村特別支援学校校長（学識経験者）
伊藤 道和	横浜市第三者評価検討委員会 障害分科会委員（当事者）
下山 郁子	横浜市心身障害児者を守る会連盟幹事（家族）
国分 和子	横浜市心身障害児者を守る会連盟幹事（家族）
増渕 晴美	（福）十愛療育会 横浜療育医療センター（福祉従事者）
牧野 澄子	（福）恩賜財団済生会横浜市東部病院 重症心身障害児（者）施設サルビア（福祉従事者）
諫山 徹太郎	（福）訪問の家 朋（福祉従事者）
加藤 昭和	（福）和枝福祉会 若草（福祉従事者）
石橋 陽子	（福）キャマロード みどりの家（福祉従事者）

3 検討状況

<第1回>

日時:平成21年5月14日、出席者:委員9人

議題:1 プロジェクトの進め方 2 今後のスケジュール 3 情報交換・意見交換

議論の概要:医療的ケアのある人たちの生活を支えていくために福祉と医療が連携しなければならぬ。福祉的機能を充実させるとともに医療体制を確保することも重要である。

<第2回>

日時:平成21年6月11日、出席者:委員9人

議題:1 検討項目の整理 2 医療的ケアに関する通知等の確認
3 非医療職による医療的ケアの実施について（案）

議論の概要:常時ショートステイを実施するためには、医師、看護師の配置を厚くしないといけないが、現実的に必要な人員を確保することは難しい。ショートステイ機能を集約することを検討してもよいのではないか。また、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者のケアマネジメントを専門的に行う機関があるとよい。

<第3回>

日時:平成21年8月6日、出席者:委員10人

議題:1 多機能型施設の対象者 2 事業イメージ 3 情報交換・意見交換

議論の概要:乳幼児期への対応、重篤な医療的ケアを必要とする人たちへの対応を基本と

するが、対象者を限定せず地域のニーズに応じていく。

- ・多機能型施設をバックアップするショートステイセンター機能を整備するとともに、短期入所の実施場所として医療機関の病床を確保することも検討する。
- ・多機能型施設の機能は、地域特性や運営主体の得意分野などを組み合わせて、バリエーションが持てるとよい。

<第4回>

日時:平成21年9月10日、出席者:委員8人

議題:1 多機能型施設の事業内容 2 柔軟な事業展開のイメージ
3 意見交換 4 障害者プラン説明会の開催について

議論の概要:就学前の子どもの居場所や学齢児の放課後支援の機能を担うためには、導入する事業の運用や職員体制などについて、さらに検討が必要である。

- ・多機能型施設の相談支援機能が実のあるものにしていくためには、その機能やシステム、児童相談所との関係などを具体的に検討しておく必要がある。

<第5回>

日時:平成21年10月8日、出席者:委員8人

議題:1 多機能型施設の運営について
2 多機能型施設の名称について

議論の概要:乳幼児期、学齢期の支援の必要性をプロジェクトの中で改めて確認しておくことが提案された。

<第6回>

日時:平成21年11月5日 出席者委員8人

議題:1 多機能型施設の相談機能について
2 乳幼児、学齢児の受け入れについて
3 多機能型施設の名称について

議論の概要:多機能型施設の相談支援は、広い知識と高い相談の技術が求められる。人材の確保・育成、レベルの統一をどうして行くかが課題となる。また、区や児童相談所、法人型活動ホームの相談などとの関係や役割分担をどうするか。相談する側が混乱しないようにしておく必要がある。

- ・安全性の確保やリスクマネジメントは医療職が責任をもって行うことで、医療職以外の職員に担わせてはならない。

<第7回>

日時:平成21年12月10日 出席者委員10人

議題:1 多機能型施設プロジェクト報告書(素案)
2 今後のスケジュール

議論の概要:多機能型施設の対象者を明確にしていくことが大切である。医療的ケアがあることと、それが重症であることが重症心身障害児者等の生活を困難にしている。また、いろいろなところでばらばらに提供されるサービス等をどうつないで、在宅での生活を継続していくかが課題となる。また、多機能型施設の存在を行政が主体となって関係方面にきちんと周知していくことが必要である。また、このプロジェクトで検討されたことが形骸化しないようにしていくための仕組みづくりも検討しなくてはいけない。

3 移動支援施策再構築プロジェクト

1 趣旨

ガイドヘルパー・ハンディキャブ・タクシー券など、現行の様々な移動支援施策については、制度の使いにくさや人材の確保など、障害者が、移動を必要とする時に、必要な支援を受けられないことが重要な課題として挙げられています。

そこで、すべての障害者にとってより使いやすく、必要な支援が適切に行われるよう、施策を体系化し、再構築します。

特に通学・作業所等への通所などの送迎体制や通院支援の充実について、各区の社会福祉協議会やNPO法人等による新たな移動支援ネットワークを作り、地域における共助の取組について検討を進めています。

2 プロジェクトメンバー（○…プロジェクトリーダー）

○豊田 宗裕	横浜国際福祉専門学校 顧問（学識経験者）
松島 雅樹	横浜市脳性まひ者協会 会長（当事者）
鶴巻 繁	横浜市視覚障害者福祉協会 会長（当事者）
久保 健二	横浜市腎友会 副会長（当事者）
古市 麻里	横浜障害児を守る連絡協議会（家族）
石野えり子	横浜障害児を守る連絡協議会（家族）
室津 滋樹	横浜市グループホーム連絡会・作業所連絡会・地域活動ホーム連絡会（福祉従事者）
伊藤 学	市社会福祉協議会地域福祉課長（福祉従事者）
作山 良江	横浜知的障害関連施設協議会（福祉従事者）
山野上 啓子	NPO法人横浜移動サービス協議会 副理事長（福祉従事者）

3 検討状況

<第1回>

日時:平成21年5月18日、出席者:委員9人

議題:1 プロジェクト趣旨説明

2 地域における移動支援施策はどうあるべきか(現状と課題についての共有)

議論の概要:①移動支援を地域生活のエリアで検討する視点、②支援のコーディネートを含めた相談窓口、③本人に応じた生活力を高める仕組み、が必要だ。

<第2回>

日時:平成21年7月3日、出席者:委員10人

議題:1 前回の振り返り 2 移動支援情報の一元化と相談窓口について

議論の概要:相談窓口は、相談だけでなく、いざというとき移動支援が実施できる実働部隊も必要である。

- ・情報に関して格差がある。多くの人に正確で豊かな情報提供のツールがほしい。
- ・移動に関する具体的な事例を持ち寄って、情報の一元化や相談窓口を含めたより具体的な移動支援のイメージを確立し、議論をする必要がある。

<第3回>

日時:平成21年8月7日、出席者:委員10人

議題:1 通学、通所、通院支援の具体化に向けて 2 その他

議論の概要：具体的事例が 58 事例集まる。通学・通所にかかる課題が浮き彫りになっている。解決が順調な事例は、複数のサービス、事業者が関わり、組合せで支援している。ひとつのサービスや事業者を充実することだけで、課題解決できないことが伺える。一方、解決できなかった事例は、情報提供、コーディネート、人材、制度の壁が課題となっている。また、重症心身障害児・者等福祉車両対応の障害者の支援策がないことも課題。

<第 4 回>

日時:平成 21 年 9 月 16 日、出席者:委員 10 人

議題:1 事例検討を踏まえた課題整理 2 その他

議論の概要:区ごとの資源に差があるので、区域を越えた仕組みづくりをする必要がある。

もし、区ごとに設置ということであれば、区を越える移動もあり、現状ある資源のレベルも違う。それらを繋ぐもう一つの仕組みも必要だ。

・移動支援は、障害者支援だけに特化できるものではない。プロジェクトとして目的を持ちながら、横浜市全体として「こうあるべき、(高齢等の)他の部分とリンクすべき」という構造が必要になってくる。

<第 5 回>

日時:平成 21 年 10 月 21 日、出席者:委員 10 人

議題:1 施設等の送迎に関する課題整理 (調査報告)

2 移動支援施策の課題解決の方向性 3 その他

議論の概要:地域の支えあいや見守りの目があれば、できるはず。そういった街づくりが必要である。「人」に予算をつけることが大切ではないか。

- ・ 情報と相談の窓口について、情報の一元化と窓口は、別ではないか。情報はとにかく集め、それを全ての窓口が共有してそれぞれが発信するという仕組みが必要。
- ・ 情報の拠点とネットワークで運動的に広がりを持つ、相談の窓口がきちんと受け止める、これらは絶えず連動している。
- ・ 情報提供と困っていることの解決方法のセットでないといけない。情報だけだと「この支援をやっているところはありません」で終わってしまう。それを解決するための情報提供を行うところが「窓口」であるべき。そういった支援を行う組織として必要なのは、ノウハウを蓄積できることである。

<第 6 回>

日時:平成 21 年 11 月 25 日、出席者:委員 8 人

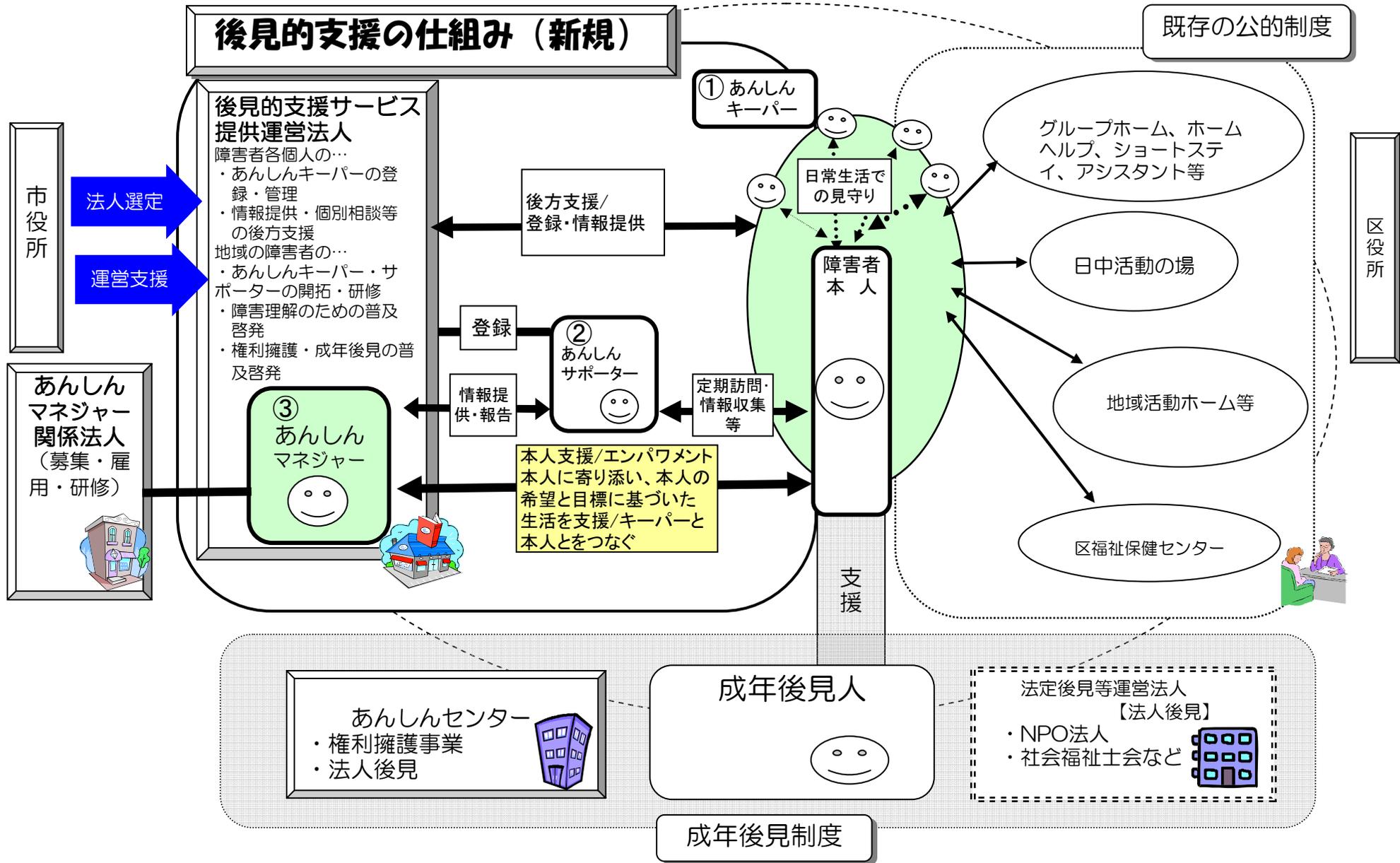
議題:1 モデル事業実施による課題解決手法の検証

2 移動支援従事者の人材確保と育成 3 その他

議論の概要:情報の拠点、相談窓口、利用者をどう結ぶか、区単位ではなくもう少し広いエリアでもっと具体的なシュミレーションが必要である。

- ・ 収集する情報をどの範囲にするか、利用者に関する情報も含むのは難しいか。
- ・ 移動支援と目的地での介助は切り離せない。
- ・ 車移動については、オンデマンド方式も検討に入れるべき。
- ・ コーディネートできる人材の確保とベースを揃えていく仕組みが必要である。
- ・ ただ、移動すればよいのではない。本人の生活力を高め仕組みづくりの観点からもう一度モデル事業のあり方を考えるべき。

「地域であんしんして暮らすために、成人期の「本人」を支える仕組みを考える」



後見的支援のそれぞれの名称と役割

名称（仮）	いつ	何を	どこで	誰	
①あんしん キーパー	例えば年1回の会議 (連携)	通常の日常生活の中で	本人の変化に気づき、変わったことがあったら③等に報告 (できることをできる範囲で手伝える隣近所の精神)	本人の住む地域で 通常の日常生活の中で 各サービス提供場所	・近隣住民等の地域の人 ・日中活動先の職員やホームヘルパー等の身近な相談者
②あんしん サポーター		定期訪問(例えば月1回等)	本人の状況を本人やあんしんキーパー等から確認し、報告書を作成する。	本人の住まいや日中活動、グループホーム等に出向いて	新規募集(地域住民等)
③あんしん マネジャー		本人のニーズに合わせて定期訪問(例えば3か月に1回等)	<ul style="list-style-type: none"> 本人の状況・社会資源把握 必要に応じて公的機関や相談機関に支援要請(本人側に立ち発言・時に代弁する) 権利擁護 本人の「希望と目標に基づいた生活」を支援 将来に対する漠然とした不安への相談にのる 	本人の住まいや日中活動、グループホーム等に出向いて	新規募集(福祉専門職等) 目安:現場・相談経験5年以上
成年後見人等	<ul style="list-style-type: none"> 契約行為をする時等 	<ul style="list-style-type: none"> 財産管理、身上監護 権利擁護 	単独	後見人(弁護士・社会福祉士等)	
通所先・グループホーム、ホームヘルプ、ショートステイ、アシスタント等公的制度	<ul style="list-style-type: none"> 本人の日中活動で 本人の日常生活で 	<ul style="list-style-type: none"> 本人の状況把握・生活支援 本人を制度で支える 	各サービス提供場所	サービス提供事業者	
障害者地域活動ホームなど相談支援機関	<ul style="list-style-type: none"> 本人達に相談事がある時 サービス調整が必要なとき等 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援 チーム支援調整 本人をとりまく社会資源の調整 	相談支援機関	相談支援員・福祉専門職	
区役所	サービス利用が必要な時	<ul style="list-style-type: none"> 本人の状況把握 緊急時対応・調整 困難ケース対応 サービス利用調整・決定等 	区役所等で	区役所職員	
地域での見守り (キーパー予備軍)	通常の日常生活の中で	<ul style="list-style-type: none"> 地域で本人を受入れる 	本人の住む地域で 通常の日常生活の中で	近隣住民	

■ 多機能型施設(拠点)として想定される事業メニュー

【多機能型施設がめざすもの】

- ☆常時、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者を中心に、それ以外にも可能な限り地域のニーズに応じていく。
- ☆「緊急時」をつくらない。(予防的対応の徹底)
- ☆利用者本位の視点からの支援を実現する。
- ☆可能な限り生活を広げ、多様な体験をする機会を提供する。

○診療所

- ・多機能型施設の利用者だけでなく、地域住民にも医療を提供する。
- ・近隣の診療所との連携が確保できる場合には、設置を省略することができる。
- ・医療法人が運営主体となり、短期入所を実施する場合には、有床診療所であることが条件になる。

○相談支援機能

- ・医療職、福祉職からなるチームでの対応を基本とし、必要に応じて外部から理学療法士などの応援を得られる体制をとる。
- ・重症心身障害児者等とその家族からの生活全般の相談に応じ、必要に応じて障害福祉サービス等の利用援助を行う。
- ・退院前後の専門職による在宅生活への助言を児童相談所等関係機関と連携して実施する。
- ・医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等を受け入れている地域活動ホーム等のサポートを行う。

○日中一時支援・短期入所

- ・日中一時支援は、主として不定期利用、緊急対応の利用枠として運用する。
- ・多様な状態像の利用者を受け入れるためには、ハード面での工夫が必要となる。
- ・短期入所は施設内で実施するほか、別に整備するショートステイセンター機能や病院のベッドを活用して行う。

○日中活動

- ・「生活介護」＋「児童デイサービス」の多機能型事業所(障害者自立支援法)を実施する。
- ・生活介護⇒成人、児童デイサービス(6人以上)⇒定期的利用の未就学児、学齢児の日中活動を提供する。

○送迎

- ・サービスの利用を希望する人が、確実に利用につながる体制を確保する。

○訪問系サービス(往診、訪問看護、居宅介護)

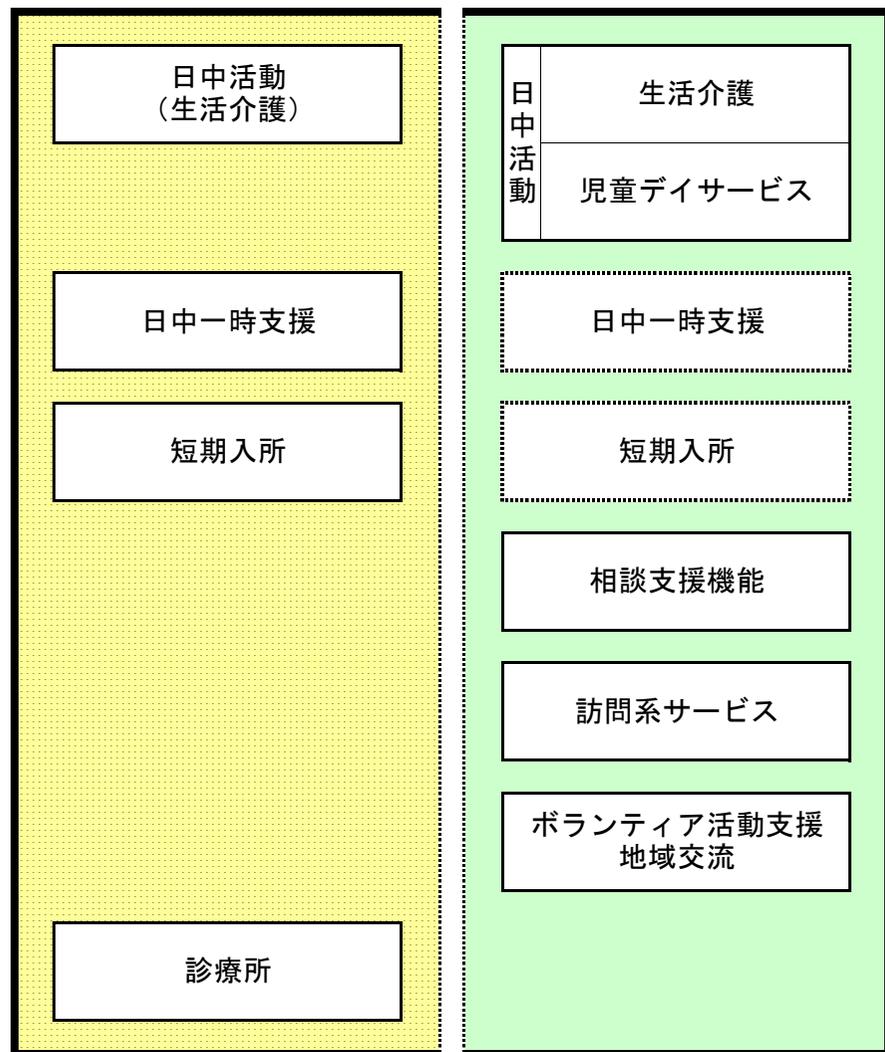
- ・訪問看護は、重症心身障害児者等を対象に実施する。
- ・重症心身障害児者等の医療的ケアに対応できる看護師、ヘルパーの養成を行う。

○ボランティア活動支援・地域交流

- ・ボランティアの受入、研修、ボランティアグループの形成などを支援する。
- ・ボランティアは直接介助ではなく、送迎の運転手や各種ケアの補助のほか、その人の持つ技能や経験を活かせる活動に従事する。
- ・地域の行事への参加等を通じて、地域への情報発信を行う。

■ 柔軟な事業展開のイメージ

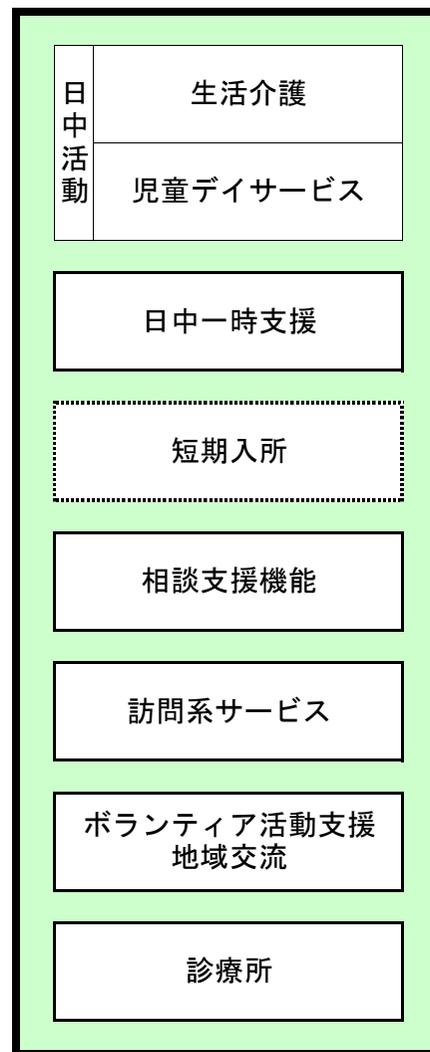
既存の通所施設との複合タイプ(例)



既存の通所施設

多機能型施設(拠点)

単独型 (福祉タイプ) (例)



単独型 (医療タイプ) (例)



いつでもどこでも必要なときに移動できる仕組みづくり

- ★必要なときに必要な支援を受けながら、安心して通院できる
- ★家族に頼らず、通学ができ、教育を受けることができる
- ★障害の状況に応じて、適切な支援を受けながら通所できる

移動に関する情報の一元化
が図られ相談の窓口がある

相談と情報の拠点の設置

<情報の一元化・情報の提供><適切なコーディネート><地域資源の発掘と育成>

- ・地域情報の共有を図り、地域の障害者関係機関のネットワークと連携する。
- ・運営は、障害者自身・家族（ピアサポート）、地域の移動関連事業者、生活支援機関等を組織化し、生活支援の相談窓口や地域自立支援協議会等既存の組織と連携する。
- ・将来的には、高齢者福祉施策を含め、地域資源の育成と車移動の配車センター機能もあれば便利。
- ・まずは、一定のエリアでモデル事業を実施して、情報収集や提供の手法、サービスのコーディネート、サービス提供エリアについて実地検証を行う。
- ・サービス提供エリアの検証とともに、その区域を超えたサービス提供の仕組みづくりが必要。

【具体的検討項目】

- 「情報の一元化」の「情報」とは何か、範囲を決める。
 - ・移動支援施策にどのようなものがあるか。
 - 公的サービス、市民活動による移動支援等の制度情報
 - タクシー、福祉有償運送、ガイヘル・ガイボラ等のサービス提供事業者情報
 - ・生活支援等他の相談窓口にどのようなものがあるか。

- 提供する「情報」に基づき、モデル事業のサービス提供エリアを想定する。

エリア（地域）で移動の支援体制が整っている

カーシェアリング（エリア巡回車）の実施

<地域の車と運転者を効率的に稼働><地域の福祉車両の活用>

<施設等送迎を施設外へ委託>

- ・エリアごとに車と人を共有しあう仕組みづくりを行う。
- ・集中する朝夕以外の時間帯の車と人を通所・通学外利用に活用する。
- ・地域の福祉有償運送やボランティアの活用を行う。
- ・まずモデル的に実施し、配車や送迎ルート、利用者の声を検証してみる。

【具体的検討項目】

- モデル事業の実施方法
 - ・実施エリア
 - ・エリア内通所施設等の選定
 - ・送迎車、運転手の運行主体
 - ・ガイボラ、ガイヘル等人的サービスとの組み合わせ

本人に応じた生活力を高める仕組みがある

移動支援従事者の人材確保と事業者の運営安定化

- ・ガイドヘルパー、ガイドボランティアの増員及び能力向上のための、研修回数の増及び研修内容の充実など
- ・ガイドヘルパー資格取得者増に向けた検討
- ・サービス提供事業者の運営安定化に向けた検討
- 利用回数、利用目的のある制度の見直し
 - ・タクシー助成、ハンディキャブ、ガイドボランティアなどより使いやすい仕組みへの検討
 - 重症心身障害児・者等本人自らが移動できない人への支援策構築
 - ・特別乗車券やタクシー券が利用しづらい人への自家用車の支援策検討

将来にわたるあんしん施策（プロジェクト以外の項目）検討状況

【親なき後も安心して地域生活が送れる仕組の構築】

《後見的支援の充実》

	推進項目	内容	現在の検討状況
1	緊急時ホットライン	いざというときに何でも相談でき、即座に適切な支援を受けることができる「ホットライン」のしくみを検討し、安心して地域で暮らし続けるための支援を行います。	<p>障害者が安心して地域で暮らし続けるため、緊急時と日常の対応策について検討しました。</p> <p>平成22年度は後見的支援を要する障害者の緊急時登録制度をより利用しやすいものとすることや障害者自身が困った時や障害者の親等が障害者を養護することが難しくなった時などに備えた仕組みなどを整える予定です。</p> <p>後見的支援施策以外に関する緊急時の対応については平成23年度実施に向け、検討を深めます。</p>

【障害者の高齢化・重度化への対応】

《住まいの場の充実》

	推進項目	内容	現在の検討状況
2	グループホーム・ケアホームにおける支援体制の強化	グループホーム・ケアホームに安心して住み続けられるよう、高齢化や重度化にも対応できる支援体制についての検討を行い、一日を通して安心して生活のできるグループホーム・ケアホーム事業を実施していきます。	<p>利用者の障害の高齢化、重度化に伴う生活機能の変化、新たに必要となる支援、支援の中心を担う職員・職種別の役割、地域交流について、これらを把握、整理するとともに、利用者の生活スタイルに応じてどのような支援を行うかについて検討をしています。</p> <p>具体的には、ホームのバリアフリー化、心身の状況に応じた多様な日中の過ごし方、医療ケアへの対応、地域住民との交流・共助のあり方、職員体制等について、モデル事業などの実施・検証方法について検討しています。</p>
3	民間住宅居住支援	連帯保証人が確保できないなどの理由で民間賃貸住宅への入居ができない障害者等の入居保障や居住継続を支援します。	<p>アパート等の民間賃貸住宅への入居時の保証制度である「民間住宅あんしん入居事業」の利用を促進していくための仕組みについて検討を進めます。</p> <p>また、入居後も安心して地域生活を継続できるよう、地域住民や相談支援事業者、サービス提供事業所が連携した身近な地域のサポート体制づくりについて検討を行っています。</p>

《医療的ケア対応》

	推進項目	内容	現在の検討状況
4	在宅生活を支えるための医療的ケア対応の推進	医療的ケアを要する障害者が安心して地域生活を継続できるよう、ケアホームや日中サービスでの医療的ケアについて、看護職以外の対応のあり方や必要な研修について、先行事例を踏まえた検討や国への働きかけを行います。	<p>多機能型施設プロジェクトでの検討と整合をとりながら次の事項について検討を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム介護職の医療行為の容認に向けた国の動向を踏まえた今後の国への働きかけのあり方 ・特別支援学校での実施状況等先行事例の収集 ・施設等での医療的ケアのニーズ等を把握するための調査の実施 ・医療的ケアへの対応のための研修の準備 ・障害福祉サービス事業所へのバックアップのあり方

【地域生活のためきめ細かな対応】

《医療・受診環境の充実》

	推進項目	内容	現在の検討状況
5	医療従事者の障害理解の促進	障害児・者が医療機関、在宅、日中活動を行う場で適切な医療・看護・介護を受けることができるように、医師を対象とした研修会や、訪問看護師、障害児・者施設の看護師等が障害特性に対する知識や看護・介護技術を習得するための研修を開催します。また、医療関係機関等と協力して、市民や医療従事者向けの啓発活動に取り組んでいきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療機関が障害児・者を積極的に受け入れることができるよう、医療関係団体と協力し、障害特性に対する理解や知識を広めるための啓発の取り組みを進めています。 ・障害児・者への医療提供に理解のある医療機関を紹介するための冊子を作成・配布し、情報提供します。このため、重心連携医療機関をはじめ、多くの医療機関に働きかけていきます。 ・小児訪問・重心児者看護研修や医療従事者研修を引き続き開催します。また、医療関係者や市民等を対象とした講演会等の取組みについても検討を進めます。 ・横浜市立大学と連携して、医学部の学生を対象とした障害理解のための講座を設置し、障害特性に理解のある医師の養成に取り組めます。 ・精神科救急医療体制の強化の取組として、基幹病院の機能強化、協力医療機関の保護室整備などに取り組めます。
6	入院時コミュニケーション支援	重度障害者が医療機関に入院する際に、コミュニケーションサポート事業従事者（仮称）を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通が困難な重度の障害児・者が入院する際に、入院先医療スタッフとの意思疎通を図る他の手段がないときに、日ごろ利用している福祉サービス事業所等（コミュニケーションサポート事業者）がヘルパーあるいは施設職員等を派遣する仕組みについて検討を進めています。 ・聴覚障害者の救急通報時に、搬送先救急病院に通訳者を派遣することについて調整を行っています。

《総合的な移動支援施策体系の再構築》

	推進項目	内容	現在の検討状況
7	通学・通所サポート事業	特別支援学校等への通学や地域作業所等への通所の際に、福祉車両による送迎や公共交通機関を利用する送迎を行います。	移動支援施策再構築プロジェクトとあわせて検討しています。

《その他 地域生活のためのきめ細やかな対応》

	推進項目	内容	現在の検討状況
8	入所施設による地域生活支援機能強化	重複障害や医療的ケア対応、触法障害者など、支援の内容が多様化する中で、安定した地域生活を実現するために果たす入所施設の今後の役割について検討し、支援体制や職員の支援技術の充実を図ります。	<p>引き続き地域で暮らす障害者が安心した生活を送ることを念頭におき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所支援施設間等による人材交流を行い、それぞれの施設が持つ支援技術を学び合うことで支援スキルの向上を図ること ・少数職員で運営する作業所やグループホーム等の職員が研修などに参加しやすくするための支援体制を構築すること <p>など、これらを円滑に実施していくための支援策のあり方について検討しました。</p> <p>また、安定した地域生活を支えるために必要な施設を整備するため、老朽化した入所施設の機能検討及び再整備について検討しています。</p>

	推進項目	内容	現在の検討状況
9	障害者自立生活アシスタント派遣事業の機能強化・拡充	市内のどこに住んでいても支援が受けられる体制を早期に整備するとともに、発達障害等に対応する事業の実施に向けた検討を行います。（民間住宅居住支援を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者・精神障害者を対象にした事業については、実施事業所の配置状況等を考慮しながら、実施施設の拡大に向けた調整を行っています。 ・発達障害・高次脳機能障害への対応については、障害特性を踏まえた支援のあり方等を検証するためのモデル事業の実施について検討しています。
10	人材の育成・確保	横浜市内のそれぞれの福祉現場で働く人材の確保や育成について、民間事業者と協働による取組みを行います。特に重度障害者等の支援水準の向上を図るための人材育成プログラム等の開発に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・人材確保事業 横浜の障害福祉の魅力をアピールするとともに各事業所の求人活動の場を確保することを目的とし、民間事業所団体等と協働し、市内の障害福祉事業所合同で就職説明会の実施を検討しています。 （平成21年10月4日（日）実施状況 来場者数：約230人（学生中心）、出展事業者数：32団体） また、引き続き、国等の基金を活用した確保対策の実施等についても検討を進めています。 ・人材育成事業 市内の障害福祉事業所で働く職員同士が区域を越えて顔の見える関係を作り、支援スキル等の向上を図るため、職員の施設間交流等について検討をしています。（「8 入所施設による地域生活支援機能強化」事業と連携）
11	精神障害者の家族支援の強化	精神障害者をケアする家族に対して、必要な様々な支援を行います。	<p>精神障害者とその家族の安定した地域生活の継続を目的とした事業です。</p> <p>障害者とその家族の関係が悪化した場合や家族との同居が一時的に困難になった場合などの家族の「一時的避難場所」の設置や家族が障害者への対応について学ぶ機会について検討しています。</p>
12	障害者地域活動ホームの機能の充実	障害児・障害者とその家族の地域生活を支援するため、機能強化型地域活動ホームの生活支援機能等の強化を図ります。	4か所の機能強化型地域活動ホームで、10月から生活支援事業を拡充して行うモデル事業を開始しています。このモデル事業は、訓練会支援の充実や一時ケアの利用などを通じて把握した課題への対応など従来の活動ホームの枠組みから踏み出したよりきめ細やかな生活支援の実現を目指すものです。
13	高次脳機能障害のある方への支援体制の整備	高次脳機能障害者支援センター（仮称）を中心とした、関係機関の連携による支援体制整備に取り組めます。また、障害についての理解を促進させるための普及啓発活動や支援者のスキルアップを目的とした研修等、様々なニーズに対応した支援策を検討し進めていきます。	高次脳機能障害者支援センター（仮称）の設置に向け、センターの位置づけ、具体的な支援手法の検討を行っています。また、今後は対象者の把握と周知方法について検討を行っていきます。

障害者プラン（第2期）説明会の開催状況等について

1 障害者プラン説明会の開催状況

平成21年9月17日から11月12日までの間、市内11か所で障害者プラン（第2期）説明会を開催しました。（参加者合計 454人）

【開催内容】

（1）9月17日～10月28日開催（計10回）

プラン概要、将来にわたるあんしん施策の検討状況について説明し、また、「障害者プランによせる私の思い」をテーマに障害者施策推進協議会委員等からお話しいただきました。また、その後、会場の皆さんと意見交換を行ないました。

（2）11月12日開催（障害者プランシンポジウム）

プラン概要、将来にわたるあんしん施策の検討状況について説明し、「地域で暮らす障害児・者とその家族にとってのあんしんとは」等をテーマにパネルディスカッションを行いました。また、その後、会場の皆さんと意見交換を行ないました。

～パネルディスカッションコーディネーター・パネラーの皆様～

コーディネーター：日浦 美智江氏（横浜市障害者施策推進協議会 会長）

パネリスト：八島 敏昭氏（後見的支援推進プロジェクトリーダー）、小林 拓也氏（多機能型施設プロジェクトリーダー）、豊田 宗裕氏（移動支援施策再構築プロジェクトリーダー）、広田 和子氏（横浜市障害者施策推進協議会委員）、松田 米生 健康福祉局障害企画課長

【日時・場所・参加者数】

日	曜日	時間	会場	参加者数 (人)
9月17日	木	14時半～16時	金沢地区センター	20
9月27日	日	14時半～16時	栄区役所（新館1階機能訓練室）	20
10月2日	金	18時～19時半	生活 創造 空間 にし	20
10月5日	月	10時～11時半	瀬谷区役所（1階会議室）	25
10月6日	火	10時～11時半	都筑区社会福祉協議会 （かけはし都筑 多目的研修室）	30
10月16日	金	18時～19時半	横浜ラポール（ラポールボックス）	20
10月17日	土	10時～11時半	ウィリング横浜（研修室）	32
10月20日	火	14時半～16時	戸塚区役所「地域会議室」（戸塚県税事務所3・4階）	32
10月27日	火	18時～19時半	みどり地域活動ホームあおぞら	15
10月28日	水	14時半～16時	泉区役所（4階ABC会議室）	40
11月12日	木	14時～16時	横浜ラポール（ラポールシアター）	200

2 団体説明の状況

障害者プラン（第2期）の概要や将来にわたるあんしん施策の検討状況等について、横浜市身体障害者団体連合会、横浜市心身障害児者を守る会連盟、横浜市精神障害者家族会連合会等の当事者・家族会・支援者団体等、延べ63団体に説明を行っています。

3 障害者プラン説明会及び団体説明で寄せられたご意見

障害者プラン説明会等での会場との意見交換の時間には、参加された皆様から活発なご意見をいただきました。その後もメール、ファックス、郵送等でも多数の意見が寄せられています。(寄せられたご意見数 延べ341件(11月30日現在))

<将来にわたるあんしん施策の推進項目へのご意見>

- ・ 後見的支援については家族、当事者、ボランティア、行政等がチームを作ることが大切。
- ・ 後見的支援の制度があれば、本当に安心。
- ・ 医療ケアが必要なために使えないサービスや我慢していることも多い。プランの中で医療ケアのある人に対しての課題として捉えていることが伺えて、期待が持てる。
- ・ 視覚障害者にとっては移動支援が必要。ガイドヘルパー、ボランティアがスムーズに確保できる体制を組んでほしい。
- ・ 通学・通所の時間帯に支援できる人の数を大量に確保しなければならない。
- ・ どんな良い施策を作っても、それを担う人材がいなければ意味がない。人材の確保・育成には一番、力を入れてほしい。
- ・ 精神障害者家族への支援もしっかりしてほしい。

<将来にわたるあんしん施策の推進項目以外へのご意見>

- ・ 発達障害にもしっかりと取り組んでほしい。
- ・ 災害時の避難先の体制について、きちんと考えてほしい。

<障害者プラン、将来にわたるあんしん施策全体へのご意見>

- ・ 70年間、地域の中で暮らしてきた。これからの若い仲間たちが自分と同じくらいの年齢まで地域の中で暮らせるような施策を考えてほしい。
- ・ 本当にあんしんが手に入るのであれば、どんなに救われるだろうと期待している。
- ・ このプランには必要と思われる事項がほぼ網羅されている。ぜひ、これを具体化してほしい。

団体説明の状況

説明月日	団体名
2月28日（土）	横浜市肢体不自由児・者父母の会連合会
3月7日（土）	横浜市肢体障害者福祉協会
3月8日（日）	横浜市腎友会
3月8日（日）	横浜市オストミー協会
3月11日（日）	横浜市身体障害者団体連合会
3月15日（日）	横浜市障害児を守る連絡協議会
3月15日（日）	横浜市車椅子の会
3月17日（火）	横浜市中途失聴・難聴者協会
3月17日（火）	全国心臓病の子どもを守る会横浜支部
3月20日（金）	横浜市もみじ会（呼吸器機能障害）
3月21日（土）	横浜市心身障害児者を守る会連盟
3月21日（土）	横浜市てんかん協会
3月23日（月）	横浜市重症心身障害児（者）を守る会
3月25日（水）	横浜市障害者施策を考える会
3月28日（土）	横浜市言語聴覚障害児を守る会
3月28日（土）	神奈川県筋ジストロフィー協会横浜支部
3月28日（土）	横浜市自閉症児・者親の会
3月30日（月）	横浜市手をつなぐ育成会
4月10日（金）	市社会福祉協議会障害者施設部会
4月26日（日）	横浜市視覚障害者福祉協会
5月21日（木）	緑区生活支援センター運営連絡会
6月7日（日）	横浜市移動サービス協議会研修会
6月8日（月）	神奈川県立保土ヶ谷養護学校PTA
6月26日（金）	市が尾みんなのいえ利用者（青葉区）
6月29日（月）	機能強化型地域活動ホーム連結連合報告会
6月30日（火）	横浜市精神障害者地域生活支援連合会（市精連）
7月6日（月）	神奈川県立中原養護学校PTA
7月7日（火）	横浜市グループホーム連絡会
7月14日（火）	鶴見区精神障害者家族の会

説明月日	団体名
7月16日（木）	横浜市精神障害者家族会連合
8月4日（火）	泉区生活支援センター
8月24日（月）	緑区手をつなぐ育成会
9月2日（火）	金沢区障害福祉保健いきいきネット
9月7日（月）	横浜重心グループ連絡会～ぱざぱネット～
9月25日（金）	旭区地域活動ホーム連 保護者会
10月14日（水）	横浜市障害児を守る連絡協議会
10月16日（金）	横浜市もみじ会（呼吸器機能障害）
10月19日（月）	横浜重心グループ連絡会～ぱざぱネット～
10月19日（月）	横浜市言語聴覚障害児を守る会
10月22日（木）	神奈川視覚障害者の権利と生活を守る会
10月25日（日）	横浜市視覚障害者福祉協会
10月26日（月）	横浜市オストミー協会
10月29日（木）	横浜市中途失聴・難聴者協会
10月29日（木）	横浜市港笛会
11月1日（日）	鶴見区視覚障害者福祉協会
11月2日（月）	横浜市グループホーム連絡会、活動ホーム連絡会、作業所連絡会、横浜市精神障害者地域生活支援連合会（市精連）グループホーム部会・作業所部会（4団体）
11月4日（水）	横浜市脳性マヒ者協会
11月4日（水）	横浜市聴覚障害者協会
11月6日（金）	横浜市重症心身障害児（者）を守る会
11月7日（土）	横浜市肢体障害者福祉協会
11月8日（日）	横浜市腎友会
11月8日（日）	日本二分脊椎症協会神奈川支部
11月11日（水）	全国心臓病の子どもを守る会横浜支部
11月13日（金）	中区視覚障害者福祉協会
11月15日（日）	横浜市車椅子の会
11月18日（水）	横浜市手をつなぐ育成会
11月24日（火） 午後	中区障害者団体連絡会
11月24日（火） 夜	中区障害者団体連絡会
12月2日（水）	横浜市立港南台ひの特別支援学校PTA
12月19日（土）	横浜市言語聴覚障害児を守る会

「障害者プラン説明会及び団体説明会で寄せられたご意見」

将来にわたるあんしん施策

【親なき後も安心して地域生活が送れる仕組の構築】

《後見的支援の充実》

	推進項目	意見
1	生涯にわたる見守りや生活支援を行う法人等の運営支援等、後見的支援の充実	<p>後見的支援に信頼できる人間関係を構築できる質の高い支援者の育成を望む。</p> <p>あんしんキーパーとコーディネータは役所の相談とどう違うか。検討内容を知りたい。</p> <p>あんしんキーパー、コーディネーター等、一人で地域で生きる希望が見えた。</p> <p>障害者施策に自助、共助、公助を引き出す事はいかな事かと思う。障害の程度を考慮することが必至。</p> <p>家族、当事者、ボランティア、行政側がチームを作ることが大切。精神障害は当事者同士の助け合い、次に家族同士の共助、その次に行政の力を借りる方向に持って行くべき。ピアサポーターなど当事者の能力を活用すべく、講習・資格・報酬などを検討すべき。</p> <p>本人や親に誰にあんしんキーパーやコーディネーターになってほしいかを聞いてほしい。</p> <p>後見的支援、見守り体制の拡充による身近看護は充実してほしいが、自分で意志決定できない子に対する視点が不足している。</p> <p>後見を誰に託すかが問題。今のところ兄弟しかいないが、いない人はどうするのか。</p> <p>親亡き後も心配だが、親が高齢になった今も心配だ。緊急時に子どもを受け入れてくれるところがもっとほしい。また、どこに相談すればよいのかわからない。</p> <p>後見的支援制度があれば本当に安心だ。そのために人材確保に力を入れてほしい。</p> <p>財産管理の点では弁護士、司法書士の力も必要。法的関係者も障害者の理解が低い。法律関係にも公助をお願いしたい。</p>
2	地域生活支援のための多機能型施設の整備	<p>医療ケアが必要なために使えないサービスや我慢していることが多い。プランの中で医療ケアのある人に対する課題を捉えており、期待が持てる。</p> <p>看護師、医師が確保できないと事業が立ちゆかないので、ぜひやっていただきたい。</p> <p>重症心身障害児者を診る医師、看護師が少ない。どのように確保していくのか。</p> <p>医療関係者、公立病院、中核病院等のシステムの中に「多機能型施設」のポリシーをもつ病床を先に作る方がよい。平成22年4月からスタートできることを考える必要がある。</p> <p>既存の作業所、運営型の地域活動ホーム等に小規模多機能の部分を併設し、機能増を図れば新たに小規模多機能施設などの箱物を作らなくてもよい。</p> <p>施設を支える人材の確保を是非とも確実に行ってほしい。</p> <p>大賛成。規模は小さいと運営が大変。いくつかの法人・団体がチームになっても良い。ショートステイの送迎もセットに。</p> <p>重症心身障害者を受け入れる短期入所が不足しているが、多機能型施設ができてくれば少しは解消されるのではないかと思った。</p>
3	緊急時ホットライン	<p>現在公的な相談相手はケースワーカーだけ。不足できめ細かいケアはできない。あんしんキーパー、コーディネーターを早急に増やして相談に対応してほしい。</p> <p>緊急時ホットラインに夜間対応が必要。行政の窓口がほとんど閉まっているが、必要な手立ては何か。</p> <p>地域での生活に欠かすことができない。早期に実施を願う。</p> <p>ホットラインの受け皿、機関を明確に。共助だけでなく公助の必要がある。</p> <p>各区の生活支援センターで24時間体制で相談を受けられると良い。</p> <p>24時間、365日のラインを設けることに賛成。法人立の施設にエリアを決めて役割として持たせると良い。電話だけでなく、夜中でも出かけていくことをいとわないようにすべき。</p>

【障害者の高齢化・重度化への対応】

《住まいの場の充実》

4	グループホーム・ケアホームにおける支援体制の強化	助け合って一つ屋根の下で暮らすのは一般社会への第一歩。機能強化を望む。
		グループホームの整備が重要。親が元気なうちに自立した生活を営むため、早急に安全なグループホームを整備してほしい。
		ケアホーム充実が有り難い。是非お願いしたい。
		横浜市立の小、中学校の空き教室を有効に利用すればよい。
		退院促進の中間施設、回復支援の共同住宅、居場所、コミュニティーとして、利用者の高齢化、重度化に向けた支援体制として必須だが、精神障害者では遅れている。
		人手にどれくらいのお金をかけられるかで大枠が決まる。夜間の支援のあり方がポイント。
		いざ、子どもをグループホームに入れようと思っても空きがなくては入れない。また、年をとると親子ともに難しいので、体験型のグループホームがほしい。
5	民間住宅居住支援	有り難い制度だと思う。
		実行のためのプランを明確にする必要がある。
		市営住宅を利用すればよい。
		精神障害者は孤立化が問題。アパートに一人で住むことはなかなかできない。アパートを一括借り上げてグループホーム化する方策が適している。

《医療的ケア対応》

6	在宅生活を支えるための医療的ケア対応の推進	医療ケアのために我慢していること、使えないサービスが多い。プランの中で医療ケアのある人に対する課題を捉えており、期待が持てる。
		一般職員による吸引、注入等(医療機関の研修を限定とする)を前提としないと、多機能型施設は機能しない。
		恐れずに取り組んで良い。リスクよりもプラスが多い。
		医療ケアを職員ができることにすれば、日中活動はやれる。

【地域生活のためのきめ細かな対応】

《医療・受診環境の充実》

7	医療従事者の障害理解の促進	発達障害の子供が精神障害に移行する例が多いので、精神科医、小児科医に発達障害についての知識を持っていただきたい。
		重い自閉症の方が病院にかかれなくて困っている。
		精神科の先生でも精神障害のことを理解できない方が居られる。
		精神病の患者が他の病気の場合、入院治療ができない。
		精神障害の患者が他の病気の時、一般の病院で当たり前治療を受けたい。
		昔に比べて進んだ。受入れる町医者に感謝のしるしを渡してはどうか。
8	入院時コミュニケーション支援	法人のサービス提供責任者にエリアからの要望に応えるしくみを作るとよい。

《総合的な移動支援施策体系の再構築》

9	移動支援施策体系の再構築	視覚障害者には移動支援が必要。ガイドヘルパー、ボランティアがスムーズに確保できる体制を組んでほしい。
		タクシー券とバス券は選択。両方支給されるとよい。
		今後も移動支援が十分に受けられるようにしてほしい。
		市の補助は一時ケアには出るが、送迎のみには出ない。
		児童デイサービスをセットした送迎、放課後の預かり、自宅への送迎などを組み合わせ、幅のある移動支援を望む。
		事前の体験制度が移動にあると良い。練習できるとより安心した制度になる。
		利用希望者が多く、支援者の数が圧倒的に不足。利用希望の時間帯が重なる。
		通勤できなくて働けない人もいる。今後は通勤にも対応していただきたい。
10	通学・通所サポート事業	重心は通勤がネックになって行きたいところに行けない。施設の併用利用もある。
		母親が一人で働いて送り迎えしている人も結構いる。
		中区は養護学校が遠方にあり、バスポイントも遠く、そこまで行けない親子が多い。
		親が送迎しないと学校に行けない。ガイボラは気軽に使える制度にしてほしい。
		登下校時間に集中する。その時間帯にどれだけ支援者確保ができるかが課題。
		養護学校のスクールバス利用は中学まで。高等部は自力か親が送迎。
		自力通学訓練時、本人の後をつけて親のいないところでの行動を教えてほしい。
		通学・通所の時間帯に支援できる人の数を大量に確保しなければならない。
		通院や通所の為に鉄道を利用する場合も福祉パスが使える様にしてほしい。
		通学、通所は親でなく学校・事業所の義務と考えたい。
私鉄を利用すると最寄駅から送迎サービスを利用できないのは不可解。		

《その他 地域生活のためのきめ細やかな対応》

11	入所施設による地域生活支援機能強化	エリアの中で、いくつかの役割を持つように考えたい。しくみとして助成金の中身に入れると良い。
12	障害者自立生活アシスタント派遣事業の機能強化・拡充	自立生活アシスタントは、精神障害者の家族としてありがたい。発展させてほしい。
		アシスタントに世話になった。当事者、家族共々大きな支えになる。拡大を望む。
		精神障害者家族への支援もしっかりしてほしい。精神障害者にとって、自立支援アシスタントはとても期待が持てる事業だ。
		生活支援センターの常勤を充実させ、訪問、活動ができるようにする。
13	人材の育成・確保	何を置いても人材確保、養成はやってもらわないと施策が成り立たない。
		重要。是非育成と確保を願う。ワーカーを専門職としてもっと大事にしてほしい。
		どんな良い施策を作っても、それを担う人材がいなければ意味がない。人材の確保・育成には一番力をいれてほしい。
		よりよい人材の確保にはサラリーUPが必要。早急に考えてほしい。
		精神保健福祉士などの能力向上や再教育が望まれる。新しい認知行動療法を地元でもやれるとよい。スタッフの実習機会、専門資格認定制度がほしい。
		精神科の病院等のデイケアに認知行動療法が行えるスタッフが殆どいない。書物で勉強しただけの精神保健福祉士は支援ができていない。
		福祉は人材不足である。是非市にも取り組んで欲しい。
		「施設間交流研修」は是非進めてほしい。
		男性ヘルパーが圧倒的に不足している。

《その他 地域生活のためのきめ細やかな対応》

14	精神障害者の家族支援の強化	家族はどうでもよいと豪語した医療関係者が居た。ここで理解が加わり有り難い。
		ACTの有効な利用法がよいと思う。
		家族の啓発や支援は重要。家族同士が共助の概念に立つミーティングに効果がある。市全体に広げるとよい。そのためにはファシリテーターの育成が不可欠。
		緊急時の一時的な対応策は必要。 立ち遅れている分野だと思う。
15	障害者地域活動ホームの機能の充実	相談支援の職員の補充ができていない。相談機能の充実と絡めて場所の確保、新たな職員体制確保も支援して欲しい。新たな作業場所の確保をお願いしたい。
		マンパワーの充実の為にお金をかける必要がある。
16	高次脳機能障害のある方への支援体制の整備	是非取り組みを進めてほしい。
将来にわたるあんしん施策全体		いきなり親亡き後と出てくるが、今安心して生活ができていいのか。障害者が安心して暮らせる社会は親がいるうちから、親が息抜き、娯楽ができ、病気時に治療できる社会。
		予算をとることは重要。是非大きく育てていただきたい。
		本当にあんしんが手に入るのであればどんなに救われるのだろうかと期待している。
		親なきあとの安心できる生活は、本人の成長を社会が支えていくことだと思う。
		地域生活が送れる仕組みの構築3本の柱が4月に発表され、一筋の光が見えた。
		横浜市のプランです。後退することのないよう進めて下さい。
		「絵に描いた餅」にならないように、予算的裏付けを。
		地域で暮らす障害者からみれば「どれだけ障害当事者の意見が反映されたのか、安心プランから恩恵を受けるのは多くは家族や経営者側ではないか」。
		障害によってニーズが違うので、各項目で身体、知的、精神に分けて具体的なイメージの構築が必要。精神は他の障害の施策に大幅に遅れている。
		あんしん施策のサポートシステムは発達障害にも使えるので拡大して欲しい。
障害者プラン(第2期)全体		このプランを読んでも絵に描いた餅の気分である。
		いま困っている人をどうするか、日常の中でみていただきたい。
		第2期プラン、まず完成させていただきたい。
		プランでは精神障害者にも心配りがあり嬉しい。プランにはよく取り入れられている。
		プランは精神障害に後ろ向き。早期発見早期治療に取り組む施策が必要である。
		支援について、もっと組織を上手に構築することが重要。無駄が多いのではないか。
		障害者プラン(第2期)には、必要と思われる事項がほぼ網羅されている。是非これを具体化してほしい。
		災害時に避難先に行っても体制の関係からそこにいられるのか不安。災害時の避難体制について、きちんと考えてほしい。
		障害児・者と地域のボランティアさんとの関わりは、お互いの大事な「居場所」になっている。これからはお互いが学び、支えあう場所、社会が大事だと思う。
		今後、増えてくる卒業生の通所先についてどう考えているのか。数的にも質的(医療的ケア対応等)にも対応していかなければ、行き場のなくなる障害者がたくさん出てしまう。
		地域療育センターに子どもを通わせたいが、定員いっぱいまで通えず待機している。障害児を抱えて毎日とても不安だ。療育センターに通えるようにしてほしい。
		行政主導型の「箱もの行政」は駄目。精神障害者はべてるの家のように、当事者が主役の「共助」を実現していく。家族支援も同じで「共助家族の会」のコンセプトを広めるべき。
		発達障害者への支援にもしっかり取り組んでほしい。

* その他、多くのご意見をいただいています。

	重点施策	意見
1	普及・啓発のさらなる充実	<p>精神障害の回復、リハビリで最も重要なのは、精神障害者に対する優しい環境。精神障害の当事者や家族は何となく社会に遠慮して生きている。</p> <p>障害者を取り巻く市民の共助、民度を引出すのは啓発なので力を入れてほしい。</p> <p>知的障害者が社会経験の場を得る為、差別的発想のないよう更なる啓発を望む。</p> <p>医療従事者への啓発と共に、警察関係者にも障害のことを理解してほしい。</p> <p>小、中学校から障害のある人の話を教え、又障害者に講義をしてもらう。</p> <p>障害を本当に理解してもらうのは小さいときからの教育だと思う。</p> <p>障害者は小さい頃から地域でみんなと同じように勉強したり遊んだり喧嘩したりすることが絶対に必要。子どもの頃にちゃんとした教育を受ける権利をもっと主張すべき。</p> <p>普及啓発の一環として、障害者アフレコのものをより多くの市民に知ってもらい取組みがしやすい</p> <p>本日はガイドがいなかったが、駅から知っている人がEVまで案内してくれた。360万人の人がみなボランティアになればよいので社会啓発してほしい。</p>
2	相談支援システムの機能強化	<p>現在公的な相談相手はケースワーカーだけ。不足できめ細かいケアはできない。あんしんキーパー、コーディネーターを早急に増やして相談に対応してほしい。</p> <p>通所先の職員が相談にのれるような余裕のある体制、身近な相談体制を望む。</p> <p>サービスは申請なので役所からは教えてもらえない。あなたの障害はこれとこれを受けられるということまで聞いたことがない。</p> <p>相談窓口が一貫していない。色々な所に生育歴等同じことをはじめから話す。</p> <p>サービスが活かされていない。一人の子に対して医療従事者、学校関係、ケースワーカーが皆で必要とするサービスが検討される場があるとよい。生後すぐにサービスを使え</p>
3	地域生活を総合的に支えるしくみの構築	<p>GH、ケアホームが足りない。増やしてほしい。</p> <p>施設の必要な方もおられ、現段階では施設全廃は無理。</p> <p>障害者の住宅施策がグループホーム、ケア付住宅一辺倒になりがち。本人の意向重視が原則。「横浜りびん」の障害者版を設けてほしい。</p> <p>生活支援センターが瀬谷にはない。利用者が進んで行ける施設を望む。</p> <p>地活は不足しており、港南、金沢、南区方面を始め、利用希望者が利用できていない。新たに法人型の活動ホームを建設する必要がある。</p> <p>各区社会福祉協議会のあんしんセンターを充実させ、成人後見制度及び法的な手続きの補助をお願いしたい。</p> <p>各区の生活支援センターを有効に活用してほしい。京都のACT的な拠点として活用すれば良い。在宅訪問により地域で生活できる。</p> <p>京都のACT的な方法で訪問看護をすればよい。</p> <p>グループホーム、ケアホームの職員の専門性。近所の人が世話を焼くことが多すぎ</p> <p>入所施設でなければ対応できない利用者もいるので入所施設は必要。</p> <p>ACTを横浜市でやろうとしている。全市でサービスが受けられるようにしてほしい。</p> <p>精神障害者地域生活支援プログラムACTの有効性が確認されている。現在横浜では5カ所のモデルケースが検討されているが、是非その実現を加速してほしい。</p> <p>高齢者の介護サービスを精神障害者にも拡充し、見回りサービスや生活支援サービス、コミュニケーションサポートなども受けられる様にして欲しい。</p> <p>生活支援センターが活用されていない。運営に当事者を巻き込むべき。旭区のホットポイントは当事者主体の運営で活気がある。行政側の施設はあり方を見直すべき。</p> <p>老人介護の枠組に障害者も含め、福祉サービスが受けられる様にしてほしい。</p>
4	医療環境・医療体制の充実	<p>週末や夜間の精神科病院の医療体制は極めて脆弱。調子の悪い時には入院出来るところが欲しい。初期救急医療体制を望む。</p> <p>統合失調症は思春期に発症する割合が高く、早期に発見し治療に繋ぐことが回復を早める。学校の保健師や校医などが早期に見つけ、精神科医と繋ぐことが必要。</p> <p>多剤多量の弊害が社会復帰・回復を妨げている。薬の上限量や維持薬量を公表してほしい。投薬量の多い医師に監視も行われるべき。</p> <p>精神障害では病院間のコミュニケーションの改善が望まれる。入院した際、前の病院からの病歴書は僅か数行。発症前後から病歴、服薬量が必要。</p> <p>自分の病状を正しく伝えられる様にSSTの訓練が必須であり、医療者も患者の目線に立った対応が望まれる。</p>

5	障害児支援の体制強化	<p>夏休み等長期休業中ずっと家で暮らす人もいるので、何かあると良い。</p> <p>障害児関係事業は学校がやっていることが半分。学校、教育委員会の協力が必要。</p> <p>県立の学校にも市の支援が届くような仕組みを考えていただきたい。</p> <p>養護学校の場合、放課後の預かりの場がない。</p> <p>養護学校で基礎的なことを教えていただきたい。家庭でも教えることは教える。行政だけが一生懸命支援しているが、家庭もそれだけのことをやらないといけない。</p> <p>最近では保育所、幼稚園に障害児が入れるので、小さい時に支援を受けない子どもが増えている。訓練会に通わせない親、学校に来ない親が増えている。小さな子に目を向けて</p>
6	障害者の就労支援の一層の拡充強化	<p>知的障害者は何度も練習することが必要。できるようになるための支援を望む。</p> <p>納税できる障害者にしたいと育てた。その人なりの能力が活かせる部分があるはず。行政は率先して雇用の場を開いてほしい。</p> <p>障害者作業所の分場等を作る為の資金援助、職員確保の援助が必要。</p> <p>精神障害者は意欲が高く、機会と場があれば手当をもらう立場から納税者になる可能性は高い。有効な対策を自分たちも考えるので行政にも後押しを願う。</p> <p>就労支援はありがたいが、精神の特質を踏まえた福祉的就労が好ましい。健常者の仲間入りではなく、医療的治療の一環としてあるべき。</p> <p>回復＝就労というコンセプトの様で、目標が高すぎて現実離れしている。現実の姿にあった福祉的就労の創出が必要。</p>
7	発達障害児・者支援の体制整備	<p>特別支援学校に発達障害の子が多いが、なかなか総合的な取組が出来ていない。教育関係とどう結んでいくのかを示して欲しい。</p> <p>障害者の枠組みを市はどうとらえているのか。自閉症は手帳がもらえるが、ADHD、学習障害は同じIQでも手帳はもらえない。曖昧である。</p>
	障害者プラン(第2期)全体	<p>このプランを読んでも絵に描いた餅の気分である。</p> <p>いま困っている人をどうするか、日常の中でみていただきたい。</p> <p>第2期プラン、まず完成させていただきたい。</p> <p>第2期プランに推進という言葉が多いが、早急を実施していただきたい。</p> <p>プランでは精神障害者にも気配りがあり嬉しい。プランにはよく取り入れられている。</p> <p>プランは精神障害に後ろ向き。早期発見早期治療に取り組む施策が必要である。</p> <p>支援について、もっと組織を上手に構築することが重要。無駄が多いのではないかな。</p> <p>障害者プラン(第2期)には、必要と思われる事項がほぼ網羅されている。是非これを具体化してほしい。</p> <p>行政主導型の「箱もの行政」は駄目。精神障害者はべてるの家のように、当事者が主役の「共助」を実現していく。家族支援も同じで「共助家族の会」のコンセプトを広めるべき。</p>

その他

<p>説明会について</p>	<p>在手の廃止も意見募集も知らない人がいるので、このような説明会はすごく大事 ① 早めの告知、出席しやすい時間帯を望む ① 点字資料、ページ版資料が用意されていてよかった。①FAX(視覚障害者) 地域の方(民生委員、児童委員、自治会連合会長)にも参加を呼びかけてほしい。④ Web上で公開されていて、そこから推進項目に対して意見を出すことは可能か。④ 説明会は、計画が出来る経過を垣間見ること出来き、有意義な時間。⑥メール こういう席ではテーブルがあった方が資料を広げられる。⑧</p>
<p>在手の廃止について</p>	<p>知らないうちに決められた。当事者を通り越して市が決めてよいのか。② 廃止の理由が納得できない。② 障害者は目に見えないところでお金がかかる。年間7万円の支給は生活に必要。② 働きたくても働けない仲間が多い中、廃止するのは何故なのか。② ぎりぎりの生活ができるかどうかの状況で年間3万5千円がなくなることは大きい。② 決まってから伝えるというのはちょっと違う。② 在手を一部に残すという検討課題は今現在あるか？戸別低所得者も検討余地はあるか？検討課題としてなければ是非再度検討してほしい。⑥メール 単身居住者が障害者年金約8万円で生活を継続することは困難。戸別低所得者や今の生活を継続できない方に現金支給を検討してほしい。⑥メール 一律の在宅手当廃止に反対、撤廃を求める。⑥提出意見 先に具体的なものを提示し、かつ8都府県共同で要望をだした国の障害者に対する所得保障のあり方の返事の結果をみたうえで廃止の是非を議論するべき。⑥提出意見 一方的、強権的やりかたはおかしい。⑥提出意見 在手の廃止に反対。復活を願う。無理であれば障害年金を増やすなど。⑧ 8万円の年金で一人暮らし。家電も500円づつ貯めて買う。在手が無くなり、この先どうすればよいか。⑥ 在手の廃止についてはどう考えているのか。⑥</p>
<p>その他</p>	<p>福祉機器助成金:点字出力のパソコンディスプレイが高額なので補助がほしい ① 訪問指導:地域の施設で訪問指導が充実して欲しい。職員不足があり、施設間の情報交換が必要。①FAX(視覚障害者) 人材:施設職員の確保と労働条件や給与の保障。①FAX(視覚障害者) 所得保障:最低の生活ができる保障を考えていただきたい。② 職員の待遇:施設職員の給料、社会保障についても施策で打ち出す必要がある。② 広聴:意見が反映される経過がわからない。どうすれば意見が反映されるのか。推進協議会に意見を出せるか。② 障害者手帳:難病等障害認定がない場合、障害者手帳を取るまでが苦しい。制度利用時、手帳がなく困っていることへの対応をどうしていくのか。④ 精神障害者支援:多くの精神障害者が隠れるように生活している。彼らを医療や福祉の制度につなげてほしい。④ 知的障害者の居場所:知的の人が卒業後、精神的に不安定になり、医療が必要な人もいる。知的の人達が気軽に集まって話のできる場があるとよい。④ 情報提供:なかなかGHやケアホームに入れない人も。わかりやすい情報、困ったときの相談を整理して欲しい。⑤ 情報提供:情報が届かない人が多い。積極的に情報を広げ、意見を拾ってほしい。学校、施設で情報を得られる体制を考えてほしい。⑤ 市の施策も政権交代に合わせて柔軟に機動的に動けるように配慮していただきたい。⑤ 知的障害でも練習・訓練すればできるようになることが多いが、社会経験の積み重ねをする場が少なすぎる。親だけの力では能力をひきだすことができない。⑤メール 知的障害者の場合、社会から親子がいつも一緒に行動することを暗黙の上に強要され、母子密着になりがち。親離れも子離れもできない。⑤メール 知的障害者には練習が必要。体験専門のグループホームという話はとてもよい。⑤メール 障害者プランについての市長の考えを聞きたい。⑤メール 精神障害者は自ら医療機関へ行かない。状態を把握し医療へつなげてほしい。④FAX 全ての人に所得保障を。直接給付するべき。⑥提出意見 GH、NPO法人の実態を把握してほしい。NPOの乱立、福祉とは名ばかりが多すぎる。⑧意見用紙 横浜市は在宅で単独で暮らしている障害者をどう考えているのか。⑥ 家族よりも本人でしょう。市がしていることは障害者の切り捨てではないか。⑥ (講演者へ)地域の人はどう考えてくれたら地域で暮らしやすくなるか、教えて欲しい。⑥</p>

作業所等の勤務状況が劣悪。昔はボランティアだったが今は専門職。誇りがもてるように地位向上を図り、食べていけるようにしてほしい。 ⑦
精神障害者向けの多機能型施設として思い浮かぶのはアメリカのリカバリー・コミュニティ「ビレッジ」。理想的な精神医療のモデル。 ⑦メール
精神障害者の自動車免許はグレーゾーン。公的制限はないが、薬によっては運転を控える。社会復帰に向けて運転も許容すべき場合もある。 ⑦メール

第2期 区地域福祉保健計画の策定状況について

地域福祉保健計画につきましては、平成21年4月に第2期市計画が策定され、現在各区において第2期区地域福祉保健計画・地区別計画を策定しているところです。

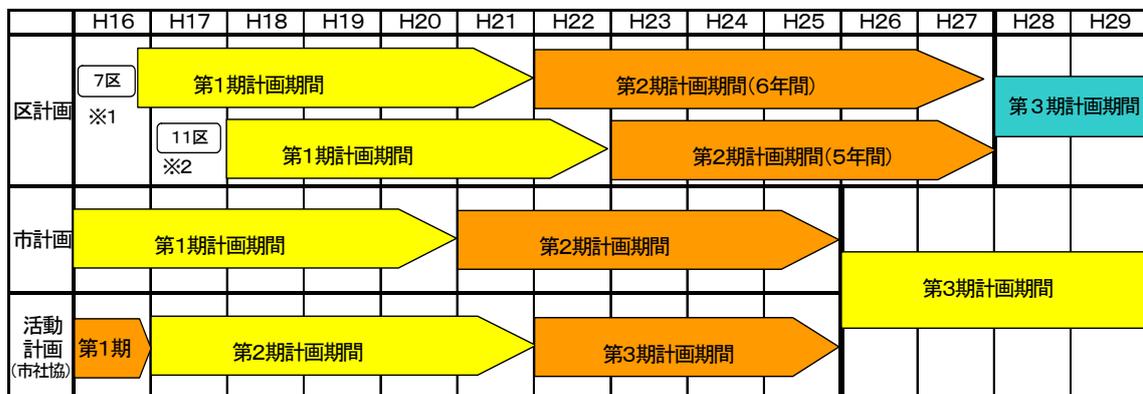
平成22年度に第2期区計画がスタートする7区では素案をもとに区民意見を募集しています。各区の進捗状況を報告します。(詳細は別紙参照)

	素案公表月	タイトル	区民意見 募集期間	基本理念
鶴見	H22.1	「第2期 鶴見・あいねつと（鶴見区地域福祉保健計画）素案」	H22.1.18～2.15	健康で住みやすい福祉のまちに！
神奈川	H22.1	「第2期神奈川区地域福祉保健計画〈素案〉」	H22.1.15～2.15	誰もが住み慣れた地域で、安心して、心豊かに、いきいきと暮らすために
西	H21.11	「第2期西区地域福祉保健計画素案」	H22.11.1 ～12.28	西区に住む私たちは、健康で楽しく豊かな生活をおくれます。地域での生活には定年はありません。自分たちでできることは自分たちで考え、人々がつながり、地域に根を張り、その枝葉を伸ばしていきます。
南	(1)素案 H21.4 (2)原案 H22.2	「第2期 南区地域福祉保健計画（平成22年度～平成27年度）（素案）・（原案）」	H22.2.1～2.15	区民の情（こころ）が生きるまち 南区
青葉	(1)素案 H21.3 (2)案 H22.1	「第2期青葉区地域福祉保健計画（素案）・（案）区民・事業者・行政の協働による福祉保健のまちづくり～みんなの力で！もっと素敵に青葉区ライフ～」	(1)素案 H21.4.1～5.8 (2)案 H22.1.22 ～ 2.22	区民・事業者・行政の協働による福祉保健のまちづくり
栄	H22.1	「第2期 栄区地域福祉保健計画【素案】」	H22.1.28～2.22	あなたもわたしもみんなが主役のまちづくり ～つながりをひろげていこう！～
泉	H21.7	「支え合い・助け合いが活きる！元気の出るまち泉 第2期 泉区地域福祉保健計画 素案」	H21.8.1～8.31	支え合い・助け合いが活きる！ 元気の出るまち泉

※ 区計画の計画期間について

第2期区計画の計画期間は、先行7区を6年（平成22年度～27年度）、後続11区を5年（平成23年度～27年度）とし、最終年度を平成27年度で合わせます。

<区計画、市計画、市地域福祉活動計画の計画期間>



※1 鶴見区、神奈川区、西区、南区、青葉区、栄区、泉区

※2 中区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、瀬谷区

※3 区計画の計画期間は、第3期から統一します。

※4 市計画と市地域福祉活動計画は、平成26年度から一体的に策定します。

	策定委員会	素案(原案)の内容			区民意見募集
	①委員数 ②委員構成 ③実施回数	①素案公表月 ②タイトル ③ページ数	構成	地区別計画 ①地区数 エリア設定 地区別懇談会 実施回数 地区別懇談会延べ参加人数 ②地区別計画の内容	①実施期間 ②募集方法
鶴見	①17人 ②自治連合会、子育てアドバイザー、民生委員児童委員協議会、区社会福祉協議会、保健活動推進員、地域活動ホーム、地域ケアプラザ、老人クラブ、介護者の会、障害児・者団体等 ③6回	①平成22年1月 ②「第2期 鶴見・あいねっと(鶴見区地域福祉保健計画)素案」 ③110ページ	○基本理念 健康で住みやすい福祉のまちに！ ○3つの柱 1つ目の柱 つながりのある地域づくり 2つ目の柱 必要な人に確実に支援が届く仕組みづくり 3つ目の柱 互いに支えあう地域社会づくり ○地区別計画	①18地区 地区連合町内会エリア 19回(地域でのイベント等も含む) 1601人 ② ○矢向地区の例 目標:「みんなが優しくなれるまち 矢向」を目指します ○市場地区の例 目標:協働の輪が広がる市場地区 ○潮田東部地区の例 目標:(1)外国籍の方を含めた子育てのしやすいまちづくり (2)認知症の方の見守りを含め、地域での顔の見える環境づくり (3)担い手をはぐむ地域づくり	①平成22年1月18日～2月15日 ②ホームページ掲載。区役所、区社協にて配布。ファックス、eメール、郵送で受付。
神奈川	福祉保健推進会議で協議・調整(福祉保健推進会議) ①18人 ②医師会、区社会福祉協議会、連合町内会、保健活動推進員会、民生委員児童委員協議会、歯科医師会、薬剤師会、食生活等改善推進員会、ボランティア団体、学校保健会、獣医師会、食品衛生協会、生活衛生協議会、福祉関連施設、地域ケアプラザ等 ③2回	①平成22年1月 ②「第2期神奈川区地域福祉保健計画(素案)」 ③43ページ	○基本理念 誰もが住み慣れた地域で、安心して、心豊かに、いきいきと暮らすために ○4つの柱 1つ目の柱 地域のつながり 2つ目の柱 地域活動を支えるしくみと組織 3つ目の柱 担い手づくり 4つ目の柱 情報の共有と発信 ○10の目標(抜粋) ・地域のつながりで高齢者や障害者を支えよう ・町内会などの団体が活動しやすい環境をつくろう ・元気な高齢者や団塊の世代、次代を担う若い人の力を活かそう ・地域で災害時に支援を必要とする人を把握し、支えよう	①8地区 地域ケアプラザエリア 24回 827人 ② ○神之木西寺尾地区の例 重点課題:中学生・高校生を地域につなげるしくみづくり ○松見地区の例 重点課題(1) 地域情報の共有 重点課題(2) 顔の見える関係づくりが重要 ○大口七島地区の例 重点課題(1) 世代間交流 重点課題(2) 防犯・防災関係の取組	①平成22年1月15日～2月15日 ②ホームページ掲載。区役所、各地域ケアプラザ・包括支援センター、区社協にて配布。ファックス、eメール、郵送で受付。
西	①10人 ②PTA連絡協議会、保健活動推進員、連合町内会、民生委員児童委員協議会、主任児童委員、薬剤師会、老人クラブ、区社会福祉協議会、食生活等改善推進員会等、障害福祉関係団体 ③6回	①平成21年11月 ②「第2期西区地域福祉保健計画素案」 ③50ページ	○基本理念 西区に住む私たちは、健康で楽しく豊かな生活をおくります。地域での生活には定年はありません。自分たちでできることは自分たちで考え、人々がつながり、地域に根を張り、その枝葉を伸ばしていきます。 ○6つの基本目標 1 安全が確保され、安心なまち 2 活気にあふれ、健康なまち 3 一人ひとりの個性を認めあい、みんなが共存するまち 4 地域全体がつながりを持つまち 5 子どもが健やかに成長できるまち 6 必要な情報が正確に伝わるまち ○地区別計画	①6地区 地区連合町内会エリア 36回 718人 ② ○第1地区の例 目標(1)むこう三軒両隣みんなで楽しく暮らせるまちづくり 目標(2)それぞれの世代が継続して参加できるしくみづくり ○第2地区の例 目標 心の通いあった明るく楽しいまちづくり ○第3地区の例 目標(1)福祉施設が多くできたこの地区の特徴を活かして、さまざまな人がふれあえるまち 目標(2)山坂が多い地形でも、高齢者や障がい者が外出しやすいまちづくり	①平成21年11月1日～12月28日 ②ホームページ掲載。区役所、地区センター、コミュニティハウス、福祉保健活動拠点、地域ケアプラザにて配布。ファックス、eメール、郵送で受付。 また、区民の意見をいただく場として、素案説明会・意見交換会(5回)を開催。地区別計画については町内会の班回覧にて意見募集。

	策定委員会	素案(原案)の内容		区民意見募集	
	①委員数 ②委員構成 ③実施回数	①素案公表月 ②タイトル ③ページ数	構成	①実施期間 ②募集方法	
南	①31人 ②区社会福祉協議会、 地区社会福祉協議会、 各団体(医師会、 歯科医師会、薬剤師会、 区民生委員児童委員協議会、 区保健活動推進委員会、 区老人クラブ連合会、 区友愛活動推進委員会、 区障害児者団体連絡会、 区ボランティア団体連絡会) 福祉関連施設等 ③1回	①(1)素案…平成21年4月 (2)原案…平成22年2月 ②「第2期 南区地域福祉保健計画 (平成22年度～平成27年度) (素案)・(原案)」 ③(1)18ページ (2)113ページ	○基本理念 区民の情(こころ)が生きるまち 南区 ○6つの行動提言 行動提言1 福祉・保健のまちを支える担い手をみんなで育 てよう 行動提言2 身近なまちの福祉保健情報をわかりやすく、 みんなに発信しよう 行動提言3 身近なまちにつどい、みんなが活動する場を 広げよう 行動提言4 身近なまちの支えあい・ネットワークをみんな で創ろう 行動提言5 身近なまちの生活課題に応えるサービスを 充実しよう 行動提言6 災害時に要援護者をみんなでともに支えよう ○行動提言別計画・地区別計画	地区別計画 ①地区数 エリア設定 地区別懇談会 実施回数 地区別懇談会延べ参加人数 ②地区別計画の内容 ①16地区 地区社会福祉協議会エリア 16回 617人 <プロジェクトチーム会議> 16地区 延べ50回開催 ② ○中村地区の例 目的1 地域交流の機会を広げるために 目的2 地域活動を活性化するために 目的3 つながりの輪を広げるために 目的4 災害時に支援が必要な人への援助ができるよう に ○永田みなみ台地区の例 目的1 高齢者の孤立化防止のために 目的2 認知症の方への見守りのために 目的3 子育て家庭の孤立化防止のために 目的4 障がい児者やその家族が暮らしやすい街にする ために 目的5 災害時に高齢者や障害者など援助が必要な人 への支援ができるように	①平成22年2月1日 ～2月15日 ②ホームページ掲載。区役所、 各地域ケアプラザ・包括支援 センター、区社協、地区セン ター、 コミュニティハウスにて閲覧。 eメール、郵送で受付。
青葉	①19人 ②連合自治会、医師会、 区社会福祉協議会、歯科医師会、 薬剤師会、 民生委員児童委員協議会、 主任児童民生委員連絡会、 保健活動推進委員会、老人クラブ、 食生活等改善推進委員会、 地区社会福祉協議会、 中途障害者地域活動センター、 障害者の社会参加を進める会(青葉 の樹)、 心身障害児者団体連絡協議会、 ワーカーズコレクティブパレット、 地域ケアプラザ、 特別養護老人ホーム緑の郷、 福祉ボランティア連絡会、 横浜国際福祉専門学校 ③(1)H20年度 3回 (2)H21年度 5回	①(1)素案…平成21年3月 (2)案…平成22年1月 ②「第2期青葉区地域福祉保健計画 (素案)・(案)区民・事業者・行政の 協働による福祉保健のまちづくり ～みんなの力で!もっと素敵に 青葉区ライフ～」 ③(1)34ページ (2)100ページ	○基本理念 区民・事業者・行政の協働による福祉保健のまちづくり ○目標 誰もが担い手であり、受け手である地域社会をつくる ○区計画(全域計画) 「課題、行動目標、6年後の姿、取組(区民・団体・事業者 ・区役所・区社協・地域ケアプラザ)でまとめている」 ○8つの課題 課題1 地域福祉保健の担い手としての団体及び人材の 育成 課題2 情報の有効活用 課題3 福祉保健活動の場や機会の充実 課題4 活動のネットワークの強化 課題5 高齢者・障がい者の暮らしの支援 課題6 子ども、青少年の健全育成 課題7 健康長寿のまちづくりの推進 課題8 災害時でも安心のまちづくりの推進 ○地区別計画	①15地区 連合自治会(地区社協)エリア 47回 585人 ② ○奈良北地区(区内で最も高齢化率が高い地区)の例 目標1 地域を大切にしたい気持ちを育てよう! 目標2 誰でもボランティアができる団地にしよう! 目標3 地域で支えあうネットワークを立ち上げよう! 目標4 団地内に、いつでも自由に集えるサロンをつくら う! ○荏田西地区の例(区内で最も年少人口割合が高い地区) 目標1 地域で顔の見える関係づくりを進めよう! 目標2 子どもたちが安心していきいきと育つ環境を作ら う! 目標3 地域の活動の場を開拓していこう! 目標4 高齢者・障がい児者が、自分らしく暮らせるまち にしよう!	①(1)素案 平成21年4月1日 ～5月8日 (2)案 平成22年1月22日 ～2月22日 ②(1)ホームページ掲載。区役所、 地域ケアプラザ、地区セン ター、コミュニティハウス等 にて配布。 ファックス、eメール、郵送、 持参で受付。 (2)ホームページ掲載。区役所、 地域ケアプラザ、地区 センター、コミュニティハウス 等にて閲覧。 ファックス、eメール、郵送、 持参で受付。

	策定委員会	素案(原案)の内容		区民意見募集	
	①委員数 ②委員構成 ③実施回数	①素案公表月 ②タイトル ③ページ数	構成	①実施期間 ②募集方法	
栄	①15人 ②医師会、学識経験者、歯科医師会、シニアクラブ、区社会福祉協議会、社会福祉事業者、青少年指導員協議会、中学校会、保健活動推進員会、ボランティア活動者、民生委員児童委員協議会、薬剤師会、幼稚園協会、連合町内会(50音順) ③2回 ※検討部会として推進部会を設置(5回開催)	①平成22年1月 ②「第2期 栄区地域福祉保健計画【素案】」 ③41ページ	○基本理念 あなたもわたしもみんなが主役のまちづくり～つながりをひろげていこう！～ ○3つの目標 A 安心と心が通いあうまちづくり B 多彩に交流しあうまちづくり C 地域で見守り支えあうまちづくり ○7つの基本方針 基本方針1 担い手の発掘・育成 基本方針2 情報の受発信 基本方針3 健康・生きがいづくり 基本方針4 交流の場づくり 基本方針5 生活環境の向上 基本方針6 高齢者・障害者等支援 基本方針7 次世代育成・支援 ○地区別計画(概要)	①7地区 地区連合町内会エリア 19回 415人 ② ＜各地区で共通して議論された内容＞ 各地区において、多様な地域活動が行われているなかで、新たな活動を立ち上げるのではなく、すでに行われている活動をいかに連携させていく(『つながる』)ことが、地域課題の解決、地域活動の一層の充実に必要 ア) すでに行われている活動を連携させていくことが、地域のできる取組の充実に結びつくと認識 イ) 災害時要援護者避難支援の取組については、地域の中の重点的テーマであるとの認識 【全地区において、テーマ化】 ウ) ”人材の育成”というよりも”担い手の発掘”という観点から考える必要があるとの認識 エ) 大量に情報が発信されている中で、必要な方に必要な情報が届く仕組みづくりが、取組の充実や新たな担い手の発掘に結びつくと認識	①平成22年1月28日～2月22日 ②区役所、区社協、区内地域ケアプラザ、区内地区センター等で配布・閲覧。ホームページにも掲載。素案に提案カードとして様式を添付し郵送にて受付のほか、区・区社協・地域ケアプラザに設置した投函箱への投函、区役所において電子メール、ファックスにて受付。
泉	①23人 ②12地区別計画推進組織、民生委員児童委員協議会、保健活動推進員、食生活等改善推進員、子育て支援拠点、ボランティアネットワーク、特別養護老人ホーム、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、福祉保健センター、学識経験者 ③3回	①平成21年7月 ②「支え合い・助け合いが生きる！元気の出るまち泉 第2期 泉区地域福祉保健計画素案」 ③47ページ	○基本理念 支え合い・助け合いが生きる！元気の出るまち泉 ○計画を支える土台の取組 交流 目標 人と人とのつながりを大切にするまち 担い手 目標 一人ひとりが主役のまち 情報 目標 必要な情報が入手しやすいまち ○分野別の取組 5つの目標 高齢 いつまでも安心して暮らせるまち 障がい 互いを尊重し、助け合うまち 子ども・子育て 子どもの声が響くまち 健康づくり ころ豊かで健やかなまち 防災・防犯 安全・安心なまち	①7地区 地区連合町内会エリア 24回 概ね550人 ② 地区名「基本理念」 ○中川地区「ご近所で助け合えるまちを目指して」 ○緑園地区「人・和のあるまち」 ○新橋地区「ぬくもりのある町しんばし」 ○和泉北部地区「向こう三軒両隣のふれあいのあるまち」 ○和泉中央地区「誰もが楽しく安心して暮らせるまち」 ○下和泉地区「子どもから高齢者・障がい者など誰もが安心・安全に暮らせる支えあえるまちづくり」 ○富士見が丘地区「ご近所どうして助け合い安全・安心・快適なまちづくり」 ○上飯田地区「みんな仲間のまち上飯田～あいさつと笑顔とやさしさと～」 ○上飯田団地地区「安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指して～交流を深めて日常生活の輪を広げましょう～」 ○いちょう団地地区「こんにちわ・ニーハオ・シン チャオ～みんな笑顔で支えあうまち～交流を深めて日常生活の輪を広げましょう～」 ○中田地区「みんなで支えあいふるさと中田」 ○しらゆり地区「明るい笑顔のあるまち」	①平成21年8月1日～8月31日 ②ホームページ掲載。区役所窓口、区社協、地域ケアプラザにて配付。ファックス、eメール、郵送にて受付。

平成23年度に第2期 区地域福祉保健計画がスタートする11区の策定状況(中、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、金沢、港北、緑、都筑、戸塚、瀬谷)

一人ひとりのために各区民向けアンケートや団体向けアンケート、策定委員会や地区懇談会等を実施し、計画策定に向けて作業を進めています。